

2024年度
(2023年度統計)

自動車保険の概況



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、会員保険会社から報告を受けたデータ等による2023年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2025年4月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国の主な都市に地区本部および自賠責損害調査事務所を設置しています。

参考純率および
基準料率の
算出・提供



損保料率機構



General Insurance Rating Organization of Japan

自賠責保険の
損害調査



データバンク

会員保険会社等から収集した大量のデータをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員保険会社等に提供するほか、消費者向けの刊行物の作成・提供を行っています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は38社（2025年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目的別一覧

自賠責保険の『収支』の状況を知りたい

仕 組 み	自賠責保険の保険料率	P11
	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ、検証と改定	P18~19
動 向	自賠責保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P20~25
トピックス	2024年度 自賠責保険基準料率の検証結果	P26
統 計	自賠責保険収支の推移	P80~81
	自賠責共済収支の推移	P128~129

自動車保険の『収支』の状況を知りたい

仕 組 み	自動車保険の保険料率	P54
	自動車保険の参考純率の算出後の流れ、検証と改定	P68~69
動 向	自動車保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P70~75
統 計	任意自動車保険 用途・車種別統計表	P96~99

『社会の動向』と損害保険の関係を知りたい

仕 組 み	自動車の型式 —型式別料率クラス—	P58
	自動車の安全性能 —衝突被害軽減ブレーキの装着の有無—	P59~60
	運転者の年齢 —年齢条件—	P62
トピックス	高齢運転者による交通事故の実態	P63
	コネクテッドカー・自動運転車の普及状況	P76~77
統 計	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表	P120~121

自動車保険の『普及状況』を知りたい

統 計	任意自動車保険 用途・車種別普及率表	P108~109
	任意自動車保険 都道府県別普及率表	P110~111
	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率	P133

自賠責保険の『医療費』の推移を知りたい

動 向	医療機関における現況	P40~42
	柔道整復における現況	P43~44

目次

はしがき
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは …… 1
はじめに 損害保険とは …… 4

第Ⅰ部 くるまに関する 保険の制度概要

1 くるまに関する保険の仕組み …… 6
2 自賠責保険と自動車保険
1 自賠責保険の概要 …… 8
2 自動車保険の概要 …… 9

第Ⅱ部 自賠責保険

1 自賠責保険とは
1 自賠責保険の保険約款 …… 10
2 自賠責保険の補償内容 …… 10
2 自賠責保険の保険料率
1 自賠責保険の保険料率の概要 …… 11
2 自賠責保険の基準料率の算出 …… 14
3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ …… 18
4 自賠責保険の基準料率の検証と改定 …… 19
3 自賠責保険料率の現況
1 保険料（収入）の状況 …… 20
2 保険金（支払い）の状況 …… 22
トピックス
1 2024年度 自賠責保険基準料率の検証結果 …… 26
4 自賠責保険の損害調査とは
1 自賠責保険の損害調査の流れ …… 28
2 自賠責保険の損害調査の体制 …… 29
トピックス
2 自賠責保険（共済）審査会における審査について …… 30
3 自賠責保険の支払基準 …… 32
4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係… 32
5 自賠責保険から支払われない場合 …… 34
6 自賠責保険から支払いが減額される場合 …… 35
5 自賠責保険の損害調査の現況
1 請求事案の状況 …… 36
2 保険金の支払状況 …… 37
3 後遺障害認定の現況 …… 38

6 自賠責保険の医療費について
1 医療費の現況 …… 39
2 医療機関における現況 …… 40
3 柔道整復における現況 …… 43
7 政府保障事業とは
1 保障事業の概要 …… 45
2 保障事業の受付状況 …… 46

第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは
1 自動車保険の保険約款 …… 48
2 自動車保険の補償内容 …… 49
3 自動車保険標準約款 …… 53
2 自動車保険の保険料率
1 自動車保険の保険料率の概要 …… 54
トピックス
3 高齢運転者による交通事故の実態 …… 63
2 自動車保険の参考純率の算出 …… 66
3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ …… 68
4 自動車保険の参考純率の検証と改定 …… 69
3 自動車保険の現況
1 保険料（収入）の状況 …… 70
2 保険金（支払い）の状況 …… 73
トピックス
4 コネクテッドカー・自動運転車の普及状況 …… 76

第Ⅳ部 くるまに関する 保険関連の統計

1 自賠責保険統計 …… 80
2 自動車保険統計 …… 96
3 関連情報 …… 128

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

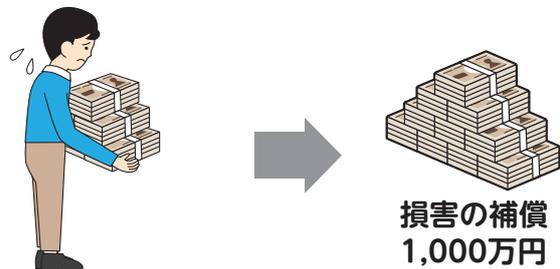
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転を心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうち誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

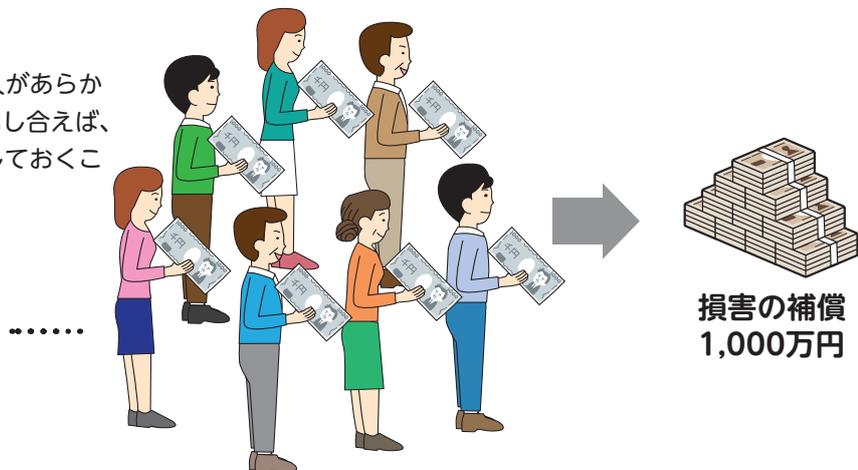
貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2

保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

3

損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災・ひょう災、水濡れ、水災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含みます)。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

2023年度元受正味収入保険料 (積立保険料を除く) は約10兆688億円です。その内訳は右のとおりです。

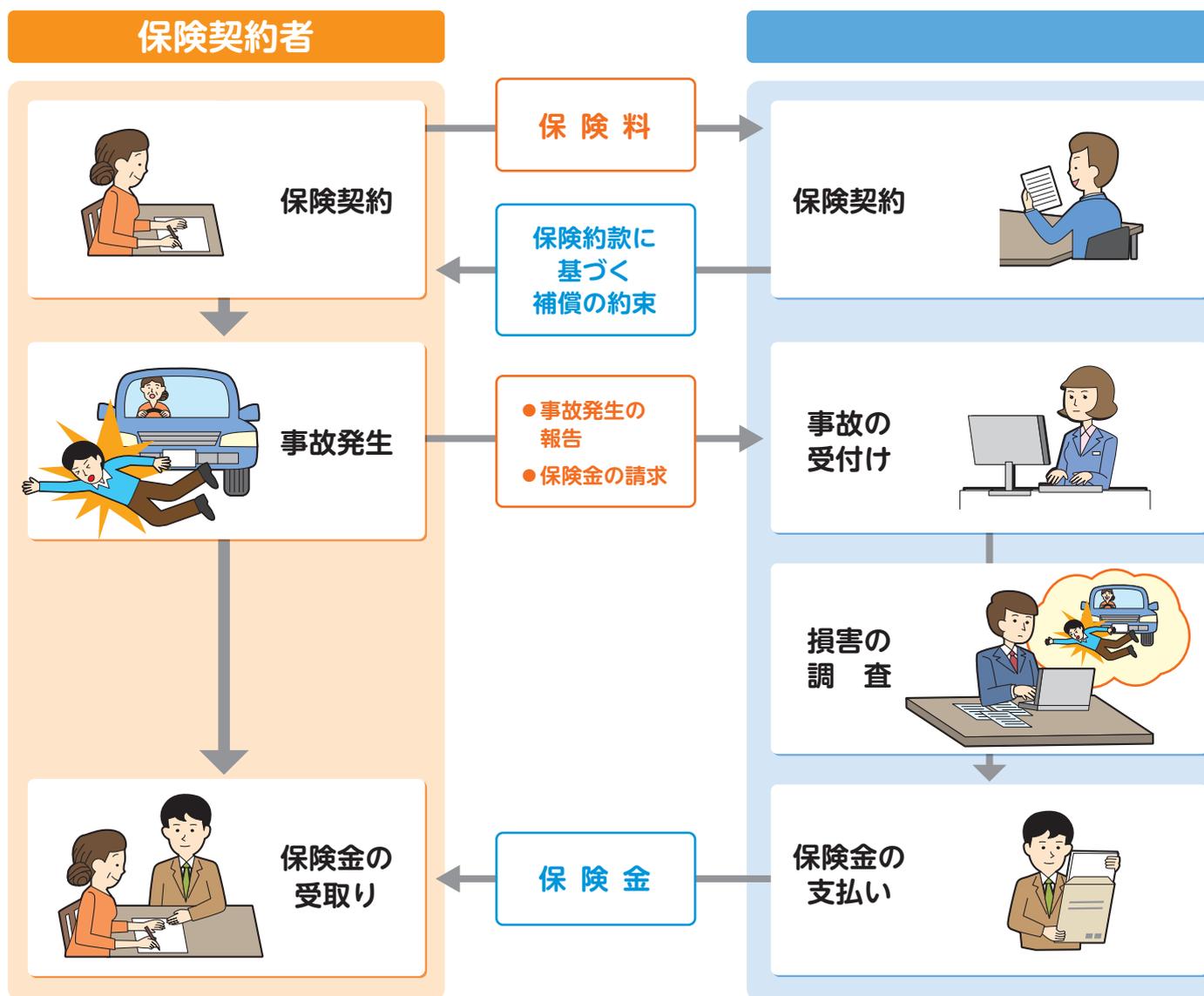


*「日本の損害保険 ファクトブック2024」(一般社団法人 日本損害保険協会) および「外国損害保険事業者 2023年度 業容一覧表 (2023年4月~2024年3月)」(一般社団法人 外国損害保険協会) から作成

1 くるまに関する保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

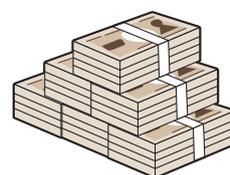
「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。



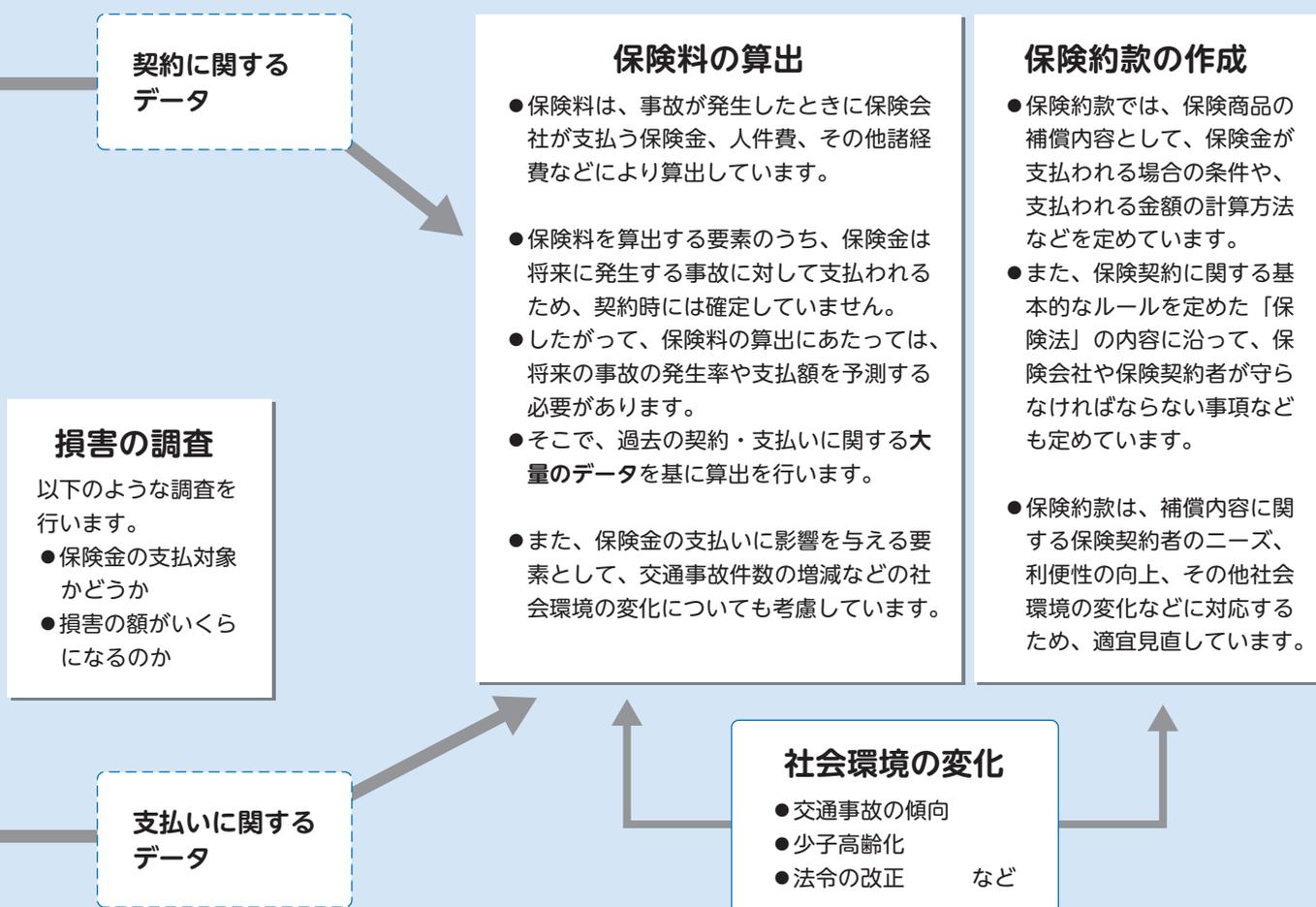
保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



保険会社の役割



memo

なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

■ 自賠責保険の特徴

強制保険である

自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。

法令により保険金の限度額が設定されている

保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。

自動車損害賠償責任保険審議会で審議される

自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。

政府の自動車損害賠償保障事業がある

自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第 II 部 自賠責保険 (P10) をご参照ください。

memo

損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。

自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

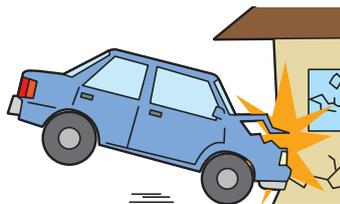
(1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。



(2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



(3) ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



(4) ご自分の自動車の損害を補償



➤ 詳細は、第III部 自動車保険 (P48) をご参照ください。

1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

2 自賠責保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



(2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。
右のとおり支払限度額が設けられています。

■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

(3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。

② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細は、4 5 自賠責保険から支払われない場合（P34）をご参照ください。



2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自賠責保険の保険料率の概要

(1) 自賠責保険の保険料率

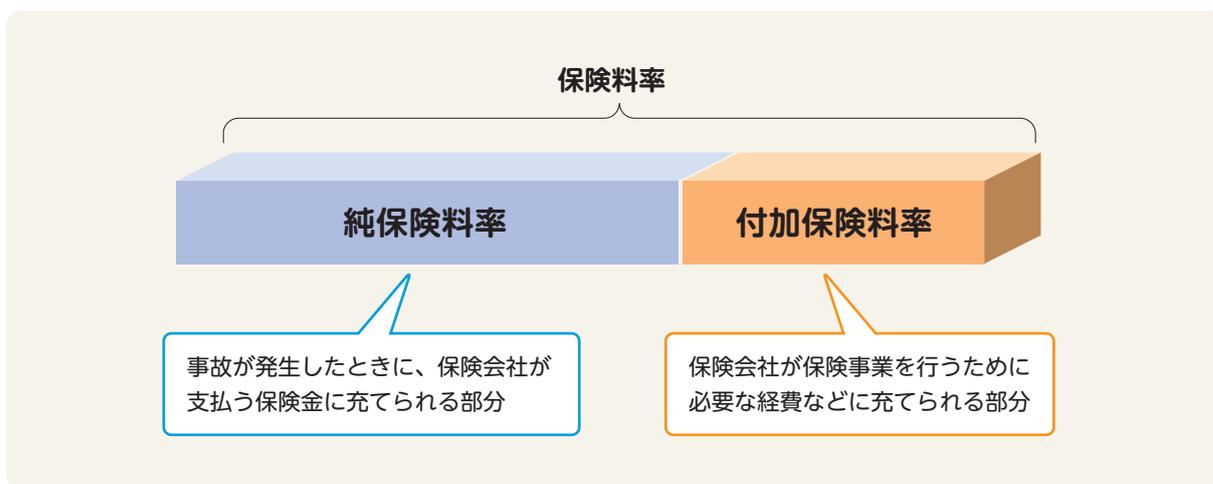
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2 1 (5) 自賠責保険の料率区分 (P13) をご参照ください。

■ 保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

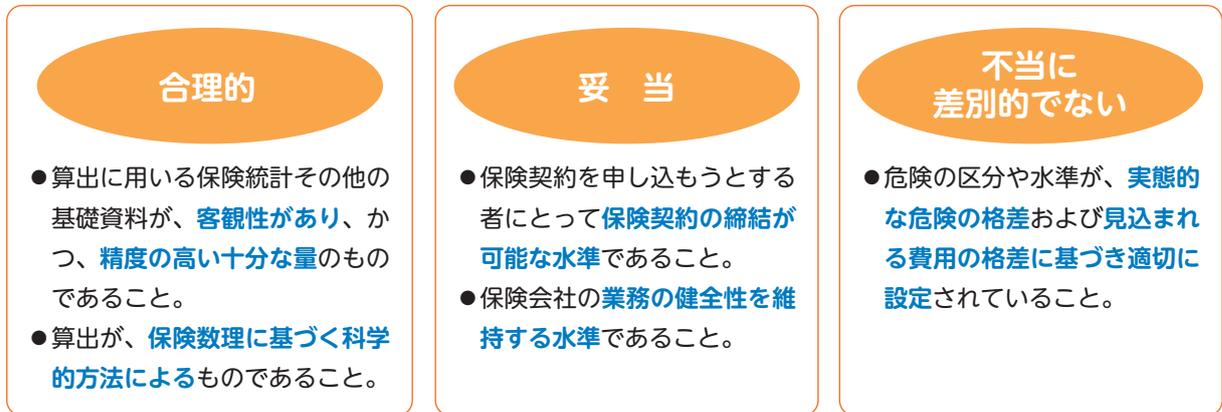
- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。



(3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠償保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。

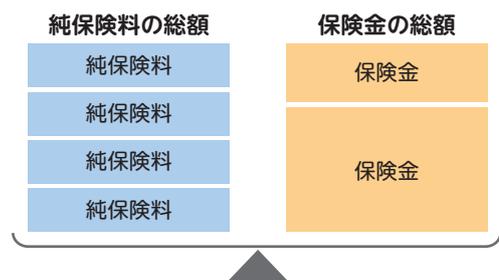
これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



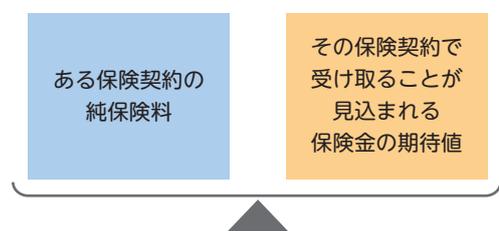
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



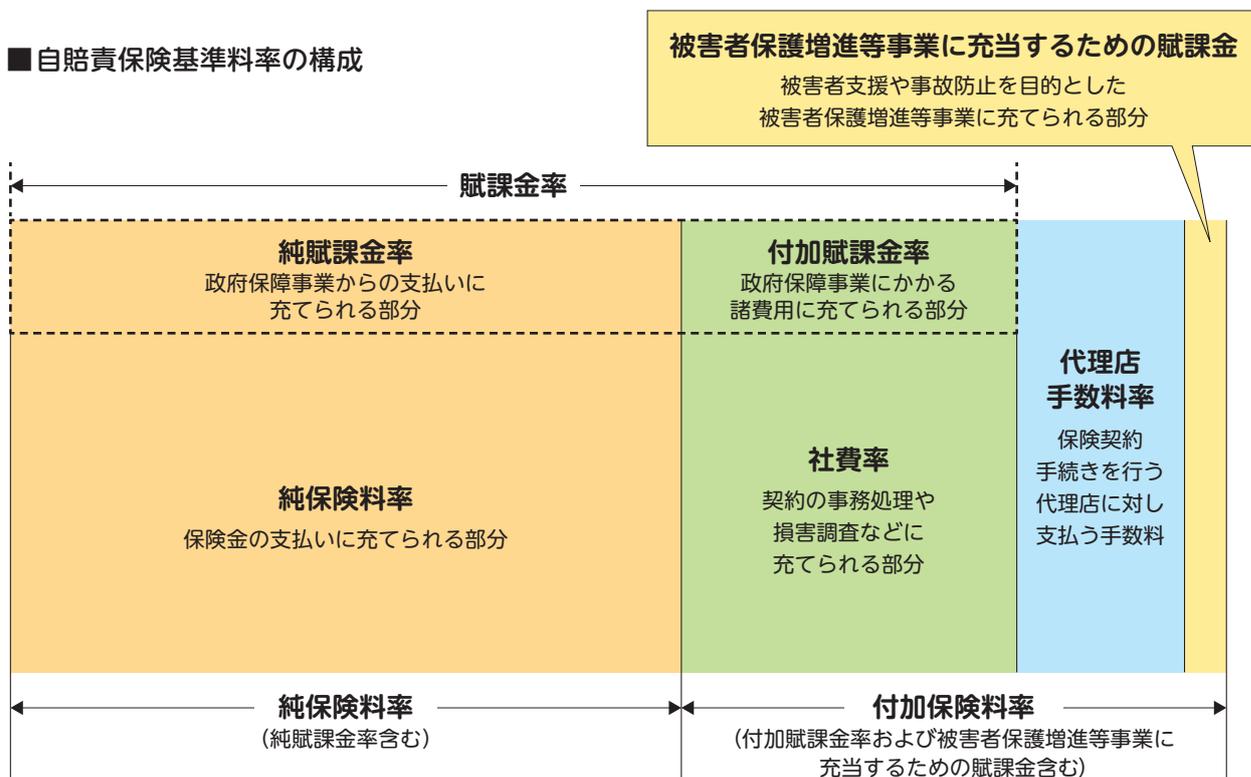
(4) 自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。

それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。

また、付加保険料率には、被害者支援や事故防止を目的とした被害者保護増進等事業に充当するための賦課金が含まれています。

■ 自賠責保険基準料率の構成



(5) 自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

料率区分の例

用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。



<例>

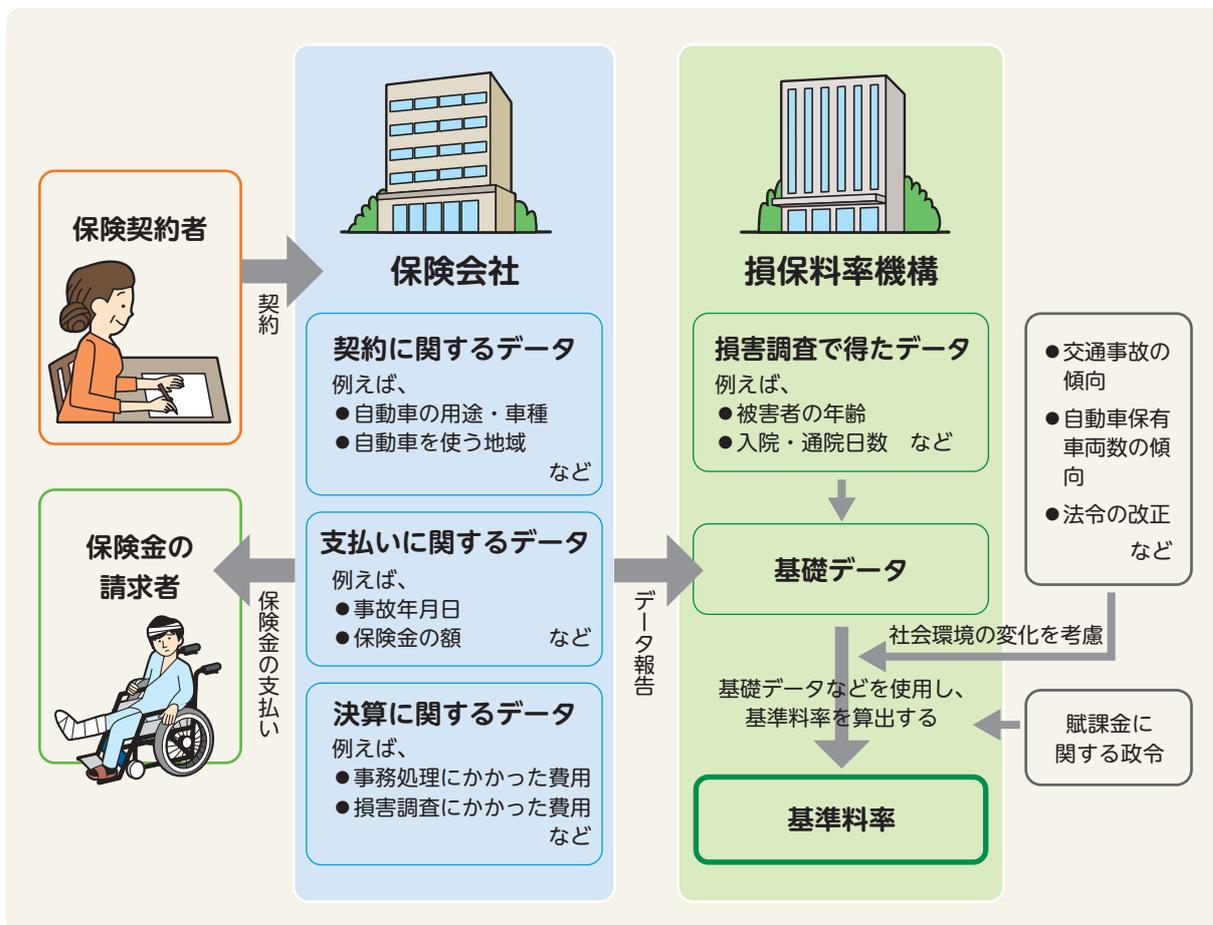
- 自家用乗用自動車
- 軽自動車
- 営業用普通貨物自動車
- 小型二輪自動車
- 原動機付自転車 など

2 自賠責保険の基準料率の算出

(1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

■統計データの収集から自賠責保険基準料率の算出への流れ



memo

社会環境の変化の考慮

自賠責保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自賠責保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 自賠責保険基準料率の算出方法

自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1(2)(3)のとおり、保険料率の3つの原則(P12参照)に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則(P12参照)にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も純保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、純保険料の引下げという形で活用しています。

滞留資金

滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。

- ①過去契約分の収支差額… 過去の契約における、収入(純保険料)と支出(保険金)の差額
- ②利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

自賠責保険基準料率の算出方法

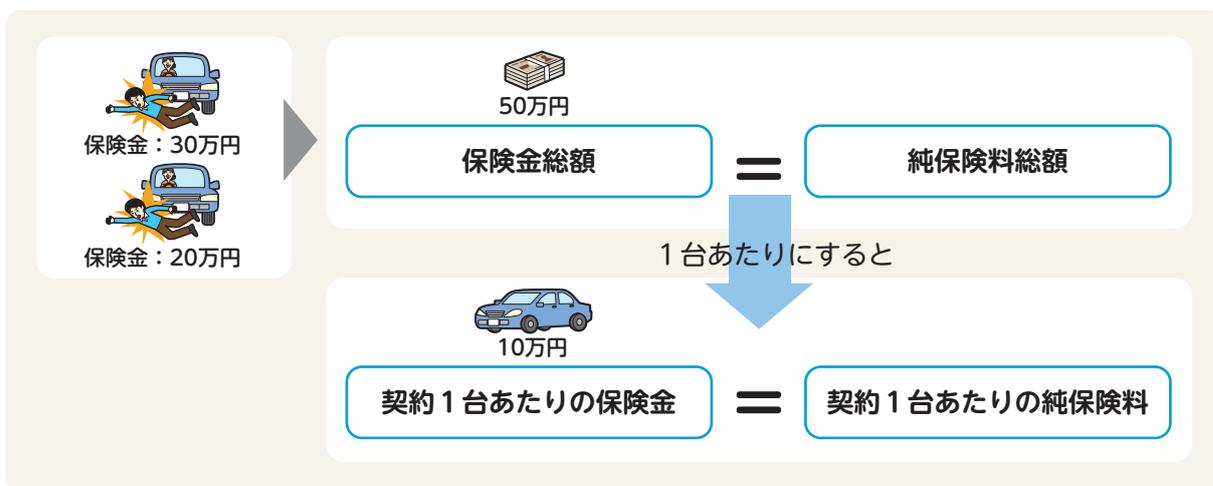
① 純保険料率の算出

収支相等の原則（1）（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

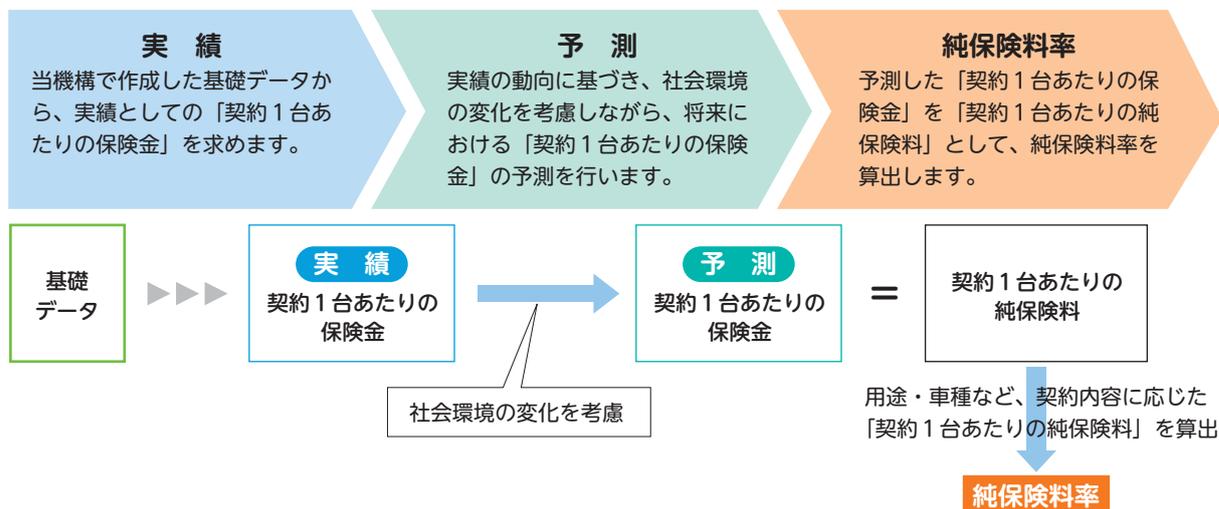
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

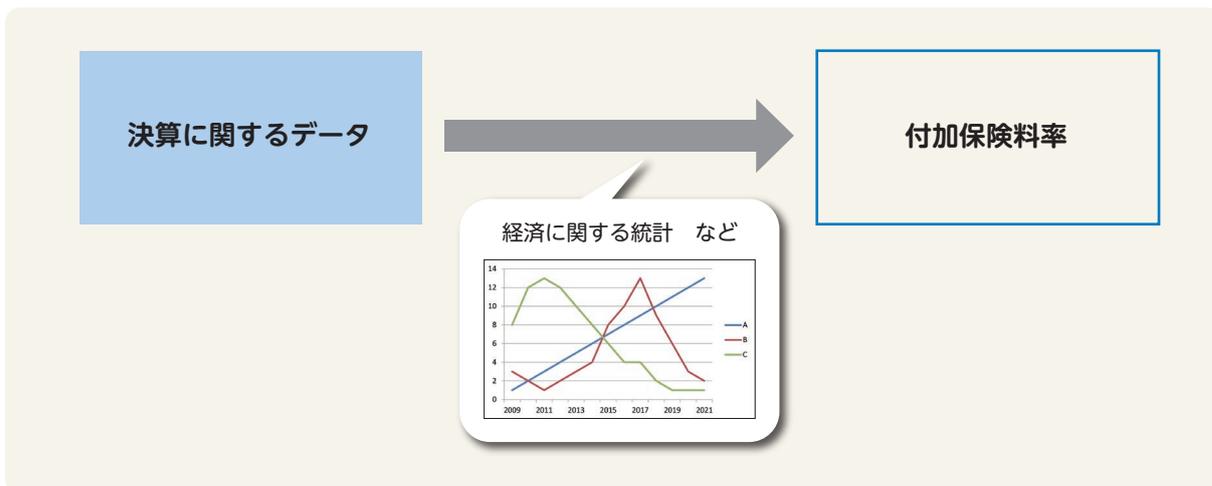
実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\begin{aligned}
 \text{契約1台あたりの保険金} &= \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}} \\
 &= \text{事故率 (事故が起きる確率)} \times \text{保険金単価 (1事故あたりの保険金)}
 \end{aligned}$$

② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータ等に基づき、経済に関する統計などを参考に算出します。

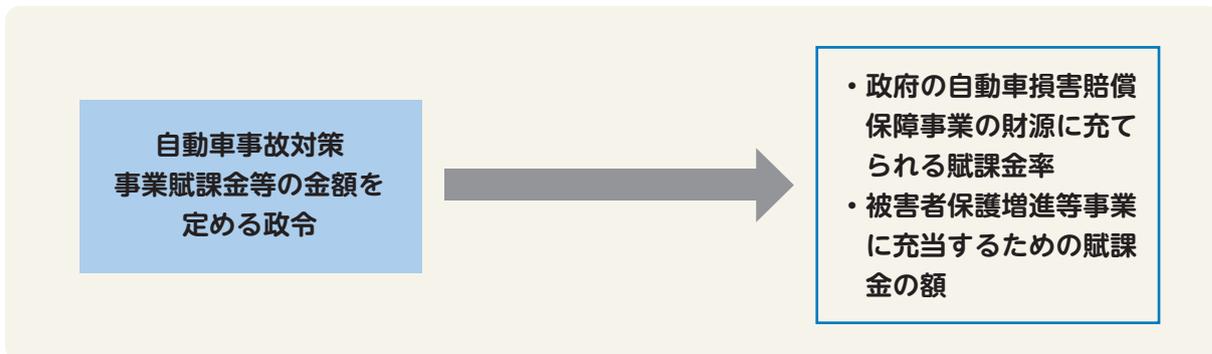
■ 付加保険料率の算出



③ 賦課金率の算出、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額

純賦課金率、付加賦課金率は、「自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。また、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額は同政令によって定められた金額になります。

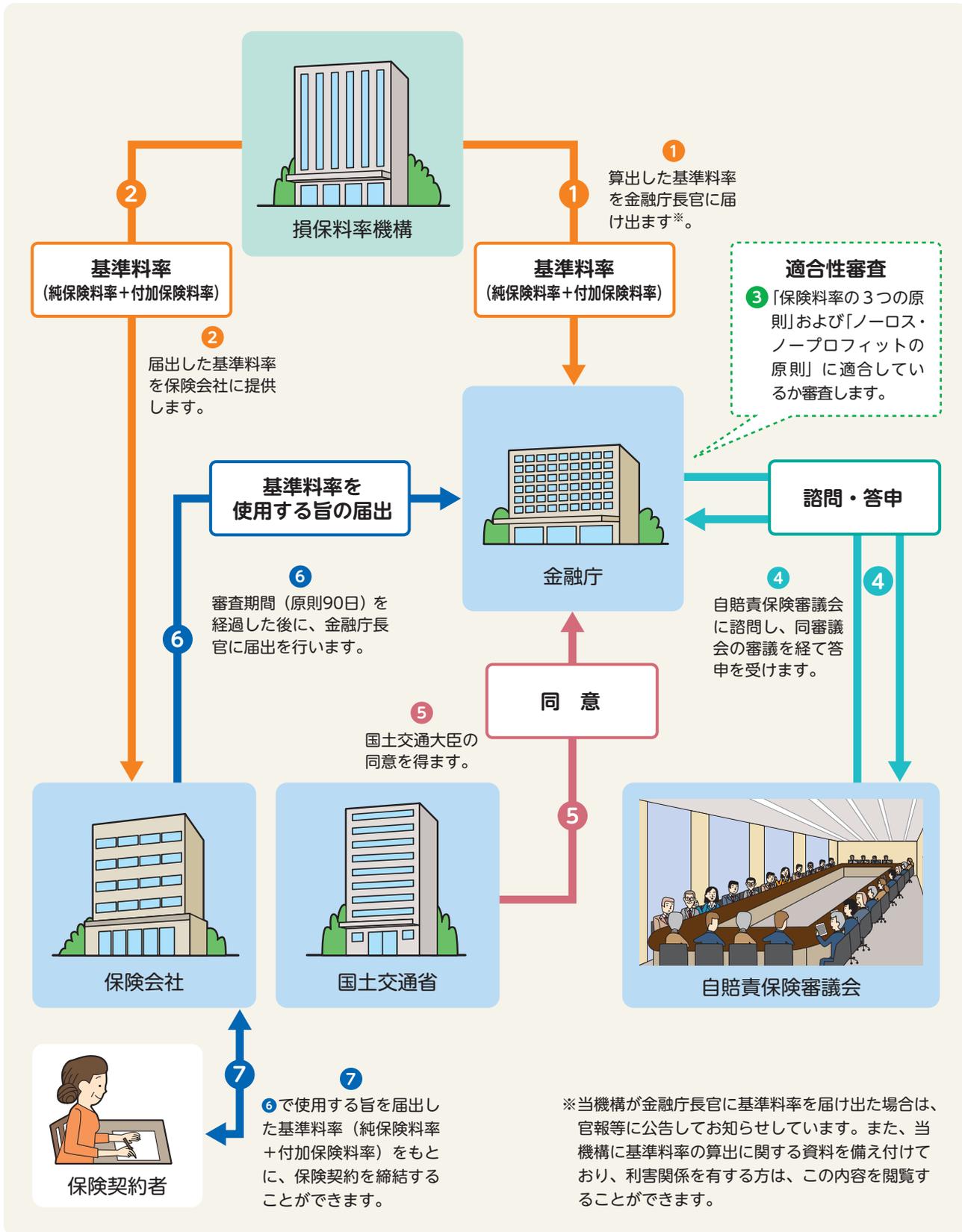
■ 賦課金率の算出、被害者保護増進等事業に充当するための賦課金の額



3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

■自賠責保険基準料率の算出後の流れ



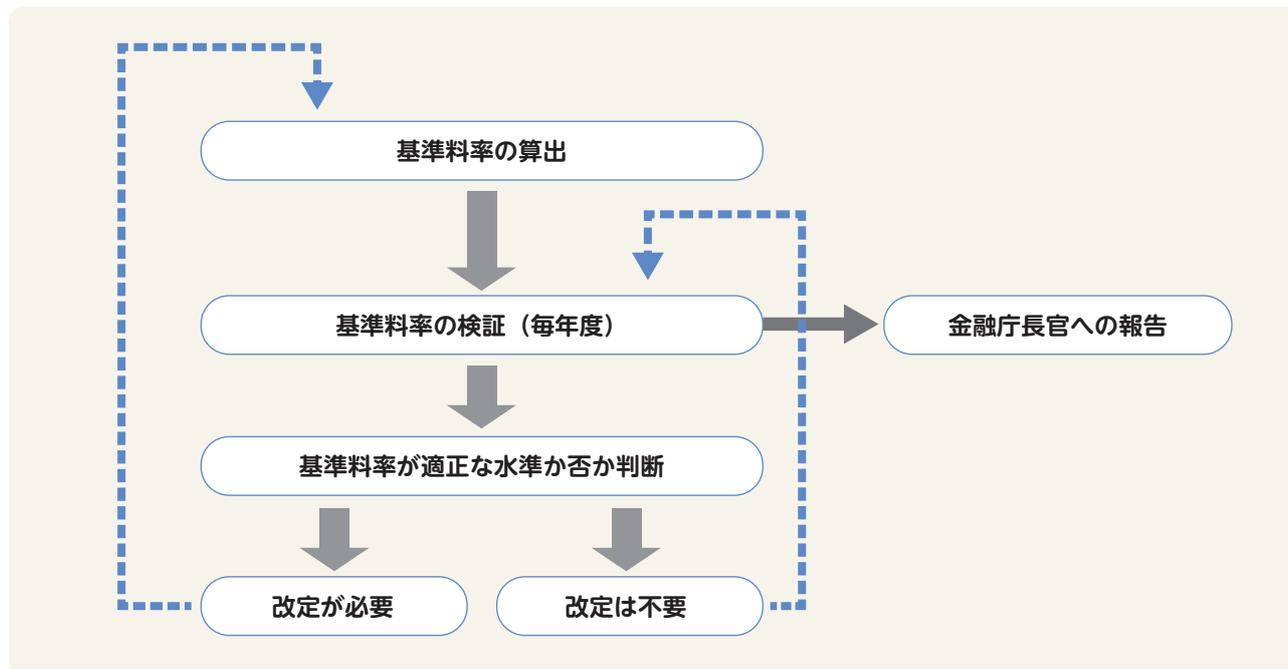
4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

なお、自賠責保険においては、直近では2024年1月に届出を行っています。

(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/cali/202401_announcement.html)

■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会で審議が行われることになっています。

3 自賠責保険料率の現況

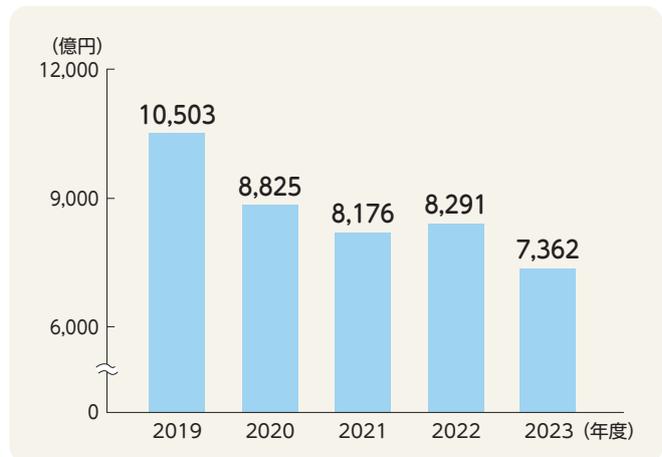
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

自賠責保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。

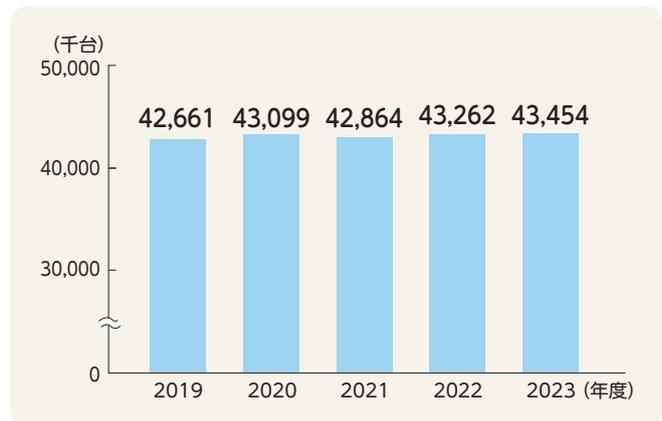
例えば、2020年度と2021年度、2023年度については、前年度と比較して保険料が減少していますが、これは基準料率を、2020年4月に平均16.4%、2021年4月に平均6.7%、2023年4月に平均11.4%それぞれ引き下げたことが影響しています。

図1 保険料の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

保険料

図1の「保険料」には、2-1(1)自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同じ）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。



自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数は、2019年度から2021年度にかけては消費税率引上げや半導体不足等の影響で減少していますが、2022年度以降はこれらの影響が解消されつつあり増加傾向で推移しています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向等に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人自動車検査登録情報協会）から作成

memo

契約台数の推移の特徴

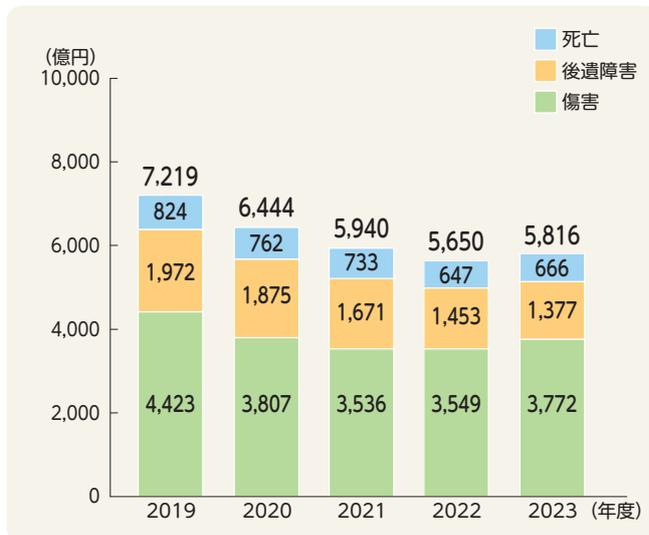
自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが大半を占めます。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規登録の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、車検を迎える3年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

2 保険金（支払い）の状況

自賠責保険の保険金は、2022年度まで減少傾向で推移していましたが、2023年度は支払件数の増加が影響し、約5,816億円と増加に転じました。

図4 保険金の推移



- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。
- ※3 死亡保険金、後遺障害保険金および傷害保険金には、それぞれに付帯費用を含んでいます。



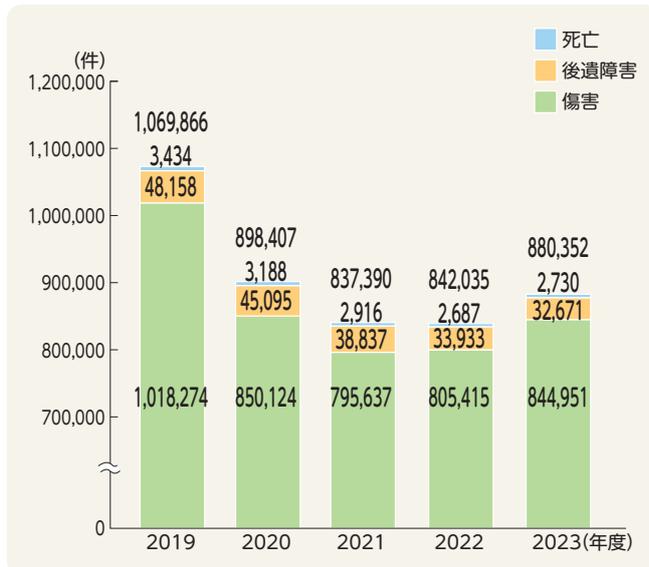
支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

支払件数の推移

自賠責保険の支払件数は、先進安全技術の普及促進に伴う追突事故の減少や新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛の影響等を背景に2021年度までは減少傾向で推移していましたが、受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。特に2019年度から2020年度にかけて大きく減少していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大に伴い初めての緊急事態宣言が発令された影響が大きいと考えられます。

2022年度以降は増加傾向にありますが、緊急事態宣言が発令等がなかったことや、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に移行されたことで、交通量が徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあることが影響していると考えられます。

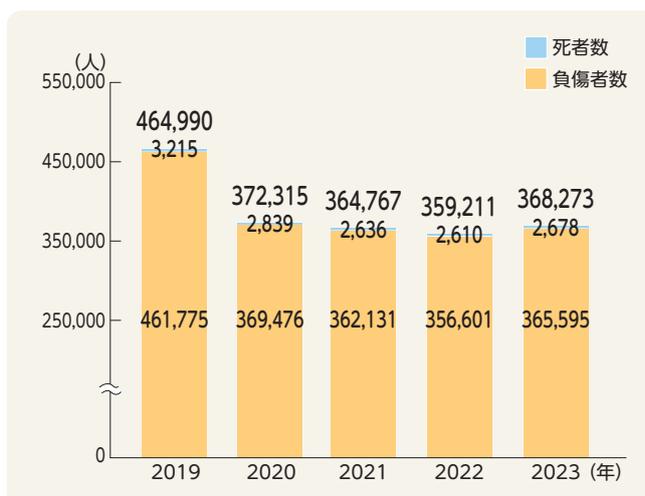
図5 支払件数の推移



- ※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の傾向となっています。一方、傷害の支払件数は、交通事故負傷者数の増減傾向と必ずしも連動はしていません。これは、支払件数には人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれていることが要因です。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「令和5年中の交通事故の発生状況」(警察庁交通局)から作成

人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いの占める割合が増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

このため、自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いと、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いの動向は必ずしも一致しません。



自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数 (図5)	交通事故死傷者数 (図6)
死亡事故	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
警察への届出の種類	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

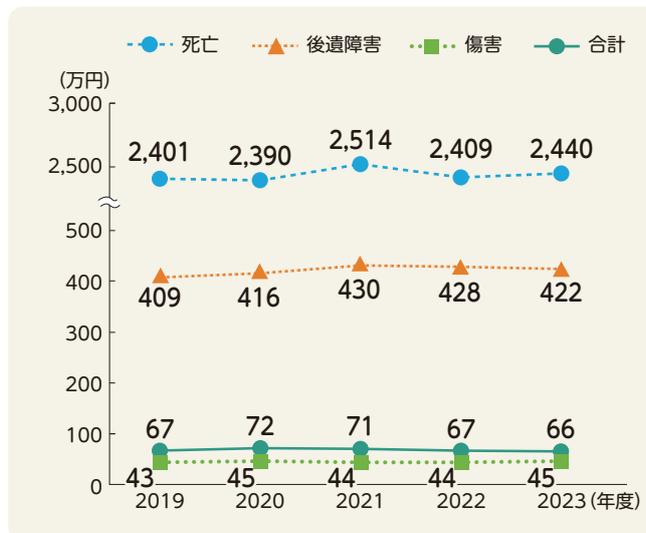
事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わずに、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

保険金単価の推移

自賠責保険の保険金単価は、70万円前後で推移しています。

内訳をみると、傷害の保険金単価は年度による若干の増減はあるものの、大きな変動は見られません。死亡、後遺障害の保険金単価が2021年度に大きく増加しているのは、2020年4月施行の債権法改正（法定利率を年5%→3%に変更する民法の改正）等によるものと考えられます。また、死亡の保険金単価が変動しているのは、高齢者割合の増減等も要因と考えられます。

図7 保険金単価の推移



- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。
- ※3 死亡保険金、後遺障害保険金および傷害保険金には、それぞれに付帯費用を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、過半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働くことができたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの
 慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償
 葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために生じた、将来得ることができたと考えられる収入額の減少
 慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

➡ 後遺障害等級別の認定件数については、5 3 後遺障害認定の現況（P38）をご参照ください。

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治療費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など

休業損害…事故による傷害によって発生した収入額の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）

慰謝料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

➡ 傷害による損害額の費目別構成比については、5 2 保険金の支払状況（P37）をご参照ください。

トピックス ①

2024年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

2025年1月10日に開催された第150回自賠責保険審議会において、審議が行われた結果、自賠責保険基準料率を据え置くことが適当とされました。

➡ 基準料率の検証については、2④自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

（単位：億円）

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収支残		損害率 (B÷A×100) E	予定損害率(133.5%)に 対する乖離率 (E÷133.5%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
2021	5,286	5,808	△ 522	△ 19	109.9%	—
2022	5,372	5,903	△ 531	△ 550	109.9%	—
2023	4,342	5,839	△ 1,497	△ 2,048	134.5%	0.7%
2024	4,343	5,712	△ 1,369	△ 3,417	131.5%	△ 1.5%
2025	4,348	5,650	△ 1,302	△ 4,719	130.0%	△ 2.6%

※1 「令和6年度料率検証結果について」（金融庁、第150回自動車損害賠償責任保険審議会資料）から作成

※2 ポリシー・イヤー・ベシスによる数値です。

損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2023年4月の料率改定では、滞留資金も勘案して算出した結果、予定損害率は133.5%となっています。

➡ 滞留資金については、2②(2)自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

ポリシー・イヤー・ベシスとは

自賠責保険基準料率の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握するためにポリシー・イヤー・ベシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査（以下、自賠責共済の損害調査も含まれます）では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国の主な都市に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国の主な都市に7か所の地区本部と44か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。

なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

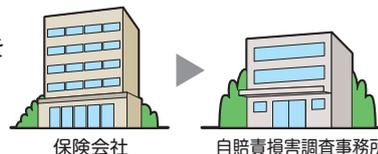
➡ 損害調査で得たデータの活用方法については、2 2 自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

1 自賠責保険の損害調査の流れ

① 請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



② 保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③ 自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性^{※1}および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査^{※2}し、その結果を保険会社に報告します。



④ 報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。

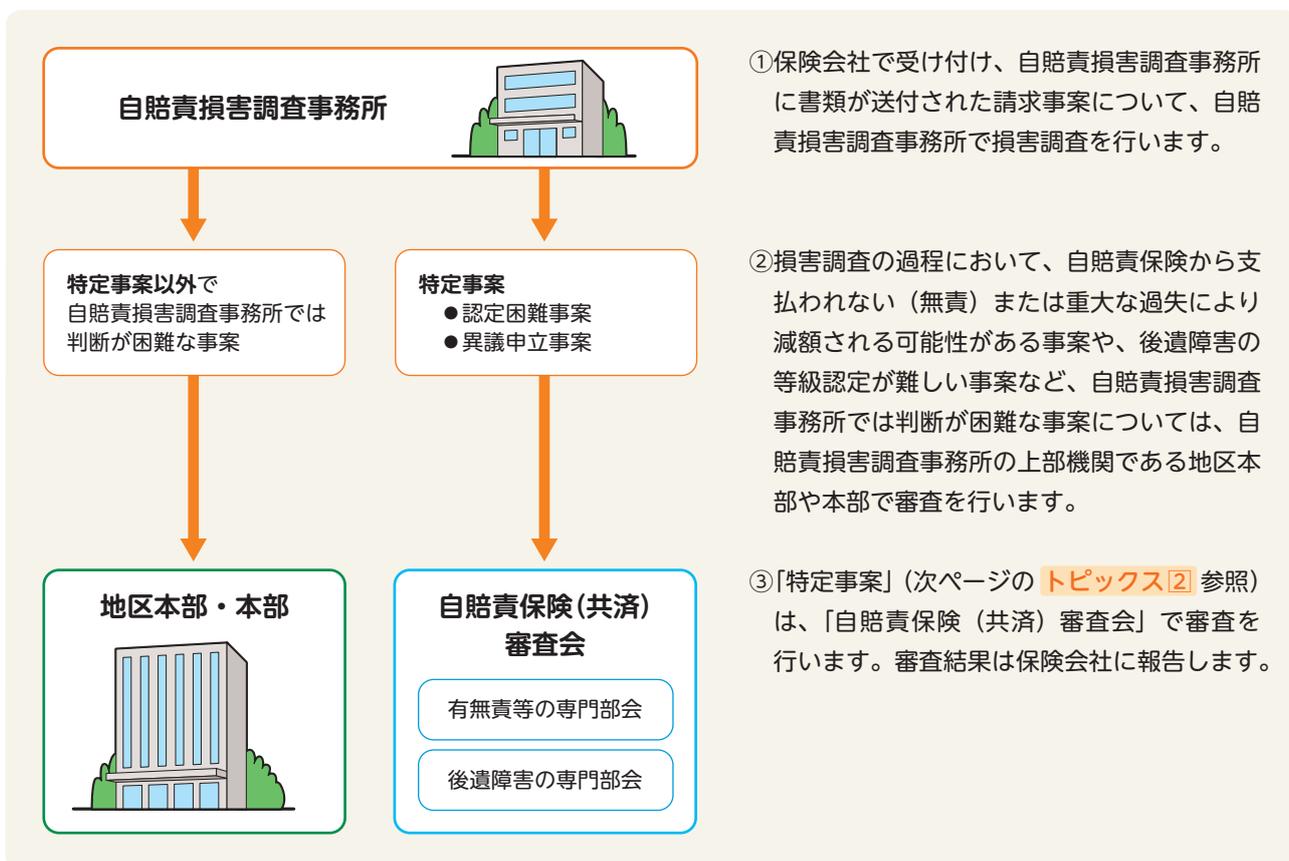


※1 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。
 ※2 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
- ③ 医療機関に対する被害者の治療状況の確認

2 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



「自賠責保険（共済）審査会」については次ページ **トピックス②** をご参照ください。

トピックス ②

自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

有無責等の専門部会

【対象となる事案】

- ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等
- ・異議申立事案

後遺障害の専門部会

【対象となる事案】

- ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
- ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等
- ・異議申立事案

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

【審査会制度の変遷】

■ 1998年4月 … 「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置

- 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
- 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。

■ 2001年1月 … 「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置

- 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。

■ 2002年4月 … 審査体制の拡充を実施

- 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。

■ 2004年4月 … 「非器質性精神障害専門部会」を設置

- 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会（2023年度）

（単位：件）

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	45	130	134	5	385	1,257
傷害	69	284	205			
合計	114	414	339			

※「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会（2023年度）

（単位：件）

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
1,024	9,427	227	49	10,727

※「その他」は、時効等が問題となった件数です。

図10 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会（2023年度）

高次脳機能障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
2,190	1,041

非器質性精神障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
289	345

memo

脳外傷による高次脳機能障害とは？

脳外傷による高次脳機能障害とは、脳外傷後の急性期に始まり多少軽減しながら慢性期へと続く、典型的な症状としては多彩な認知障害、行動障害、および人格変化等の特徴的な臨床像をいいます。

認知障害：記憶・記録力障害、注意・集中力障害、遂行機能障害などで、具体的には、新しいことを覚えられない、気が散りやすい、行動を計画して実行することができない、複数のことを同時に処理できない、話が回りくどく要点を相手に伝えることができない、など

行動障害：周囲の状況に合わせた適切な行動ができない、職場や社会のマナーやルールを守れない、行動を抑制できない、危険を予測・察知して回避的行動をすることができない、など

人格変化：受傷前にはみられなかった発動性低下と抑制低下であり、具体的には自発性低下、気力の低下、衝動性、易怒性、自己中心性、など

非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改正されています。

4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

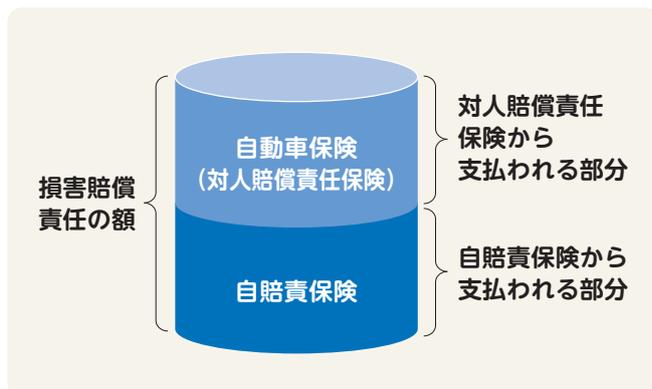
死亡の場合 3,000万円

後遺障害の場合 75万円～4,000万円
(後遺障害の程度による)

傷害の場合 120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

■ 支払われる保険金の内訳

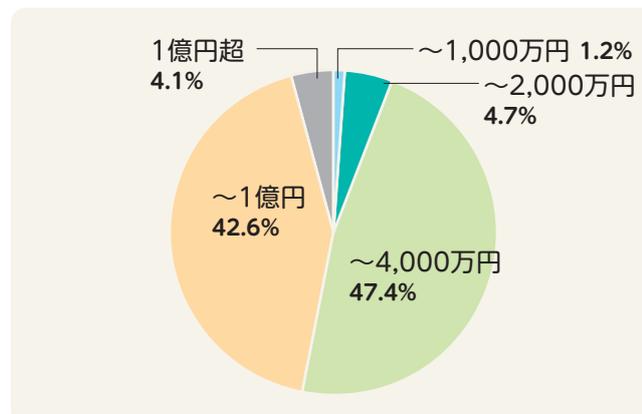


参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2023年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図11 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比 (2023年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

参考 対人賠償責任保険の内払制度

内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

2023年度における内払の実施状況は、図12のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、95.7%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払を実施していると考えられます。

なお、自賠責保険においては、内払制度は廃止されていますが、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図12 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移



5 自賠責保険から支払われない場合

自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合には、自賠責保険では支払われません。

なお、本書では、過失割合に関わらず、相手自動車の自賠責保険に請求する者を「被害者」、請求される者を「加害者」と呼びます。以下、(1)(2)の〈例〉では、Aさんが相手自動車(B車)の自賠責保険に請求する場合、すなわちAさんが被害者であることを前提に説明します。また、(3)(4)の〈例〉でも、Aさんが被害者であることを前提に説明します。

(1) 加害者に賠償責任がない場合(無責)

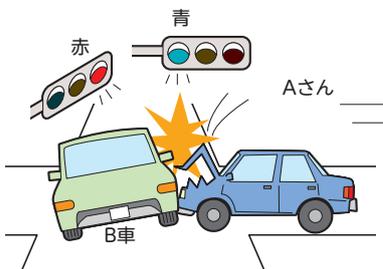
〈例〉

正常に止まっている自動車(B車)にAさんが衝突し、死傷した場合



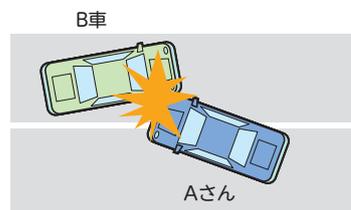
〈例〉

Aさんが信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車(B車)と衝突してAさんが死傷した場合



〈例〉

Aさんがセンターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車(B車)と衝突して死傷した場合



(2) 自動車の運行によって死傷したものではない場合(対象外)

〈例〉

駐車場に駐車してある自動車(B車)に、スケートボードで遊んでいた子供(Aさん)がぶつかって死傷した場合(駐車場に駐車してある自動車は運行中とはいえません)

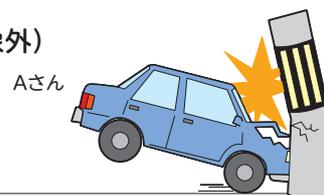
※「運行」には、自動車の走行だけでなく、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。



(3) 賠償責任を負う「加害者」がない場合[いわゆる自損事故](対象外)

〈例〉

Aさんが電柱に自ら衝突し死傷した場合

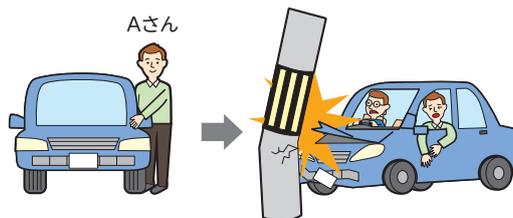


(4) 被害者が「他人」ではない場合(対象外)

〈例〉

Aさんが所有する自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していたAさんが死傷した場合

※自動車の所有者や借受人などが、その自動車による事故で被害者となった場合には、その自動車の自賠責保険において「他人」に当たらないとして、お支払いできないことがあります。



このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細は、1 2(3) 保険金が支払われない場合(約款上の免責事由)(P10)をご参照ください。

参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図13 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
2019	269	53	4,649	1,330
2020	229	42	4,282	1,221
2021	152	30	3,290	1,113
2022	139	21	2,780	1,126
2023	132	27	2,682	1,052

6 自賠責保険から支払いが減額される場合

(1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、損害額から減額を行うことになっています。すなわち、傷害による損害については一律20%、後遺障害・死亡による損害については過失割合に応じて20%、30%、50%の減額が行われます。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

「重大な過失による減額」の件数の推移は、図14-1のとおりとなっています。

■ 重大な過失による減額

減額適用上の被害者の過失割合	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害
7割未満	減額なし	
7割以上8割未満	20%減額	20%減額
8割以上9割未満		30%減額
9割以上10割未満		50%減額

※重大な過失による減額は自賠責保険での制度であり、任意保険では異なる運用をしています。

図14-1 「重大な過失による減額」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年度	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害			合計
	20%減額	20%減額	30%減額	50%減額	
2019	20,800	224	297	113	634
2020	20,412	227	271	96	594
2021	19,892	204	269	94	567
2022	19,397	157	235	74	466
2023	16,347	166	252	55	473

(2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「因果関係判断困難による減額（死亡事案）」の件数の推移は、図14-2のとおりとなっています。

図14-2 「因果関係判断困難」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年 度	「因果関係判断困難」による減額件数
2019	110
2020	125
2021	107
2022	108
2023	100

5 自賠責保険の損害調査の現況

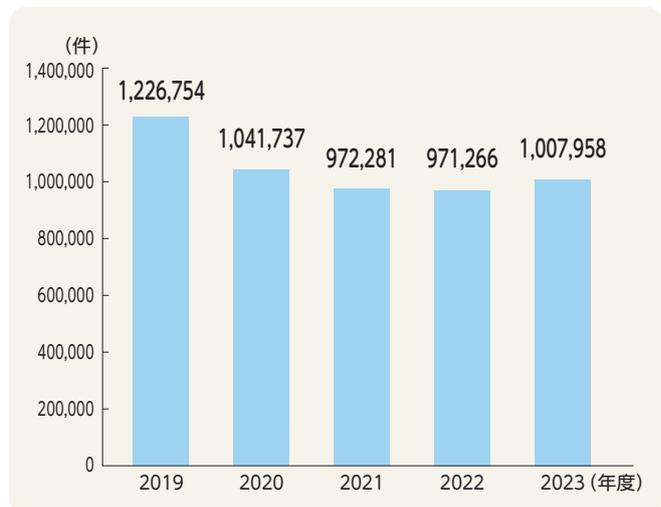
自賠責保険の損害調査における請求事案および保険金支払の状況等について説明します。

1 請求事案の状況

(1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

2023年度に自賠責損害調査事務所で受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約100万件であり、前年度に比べ微増となっています。

図15 損害調査受付件数の推移



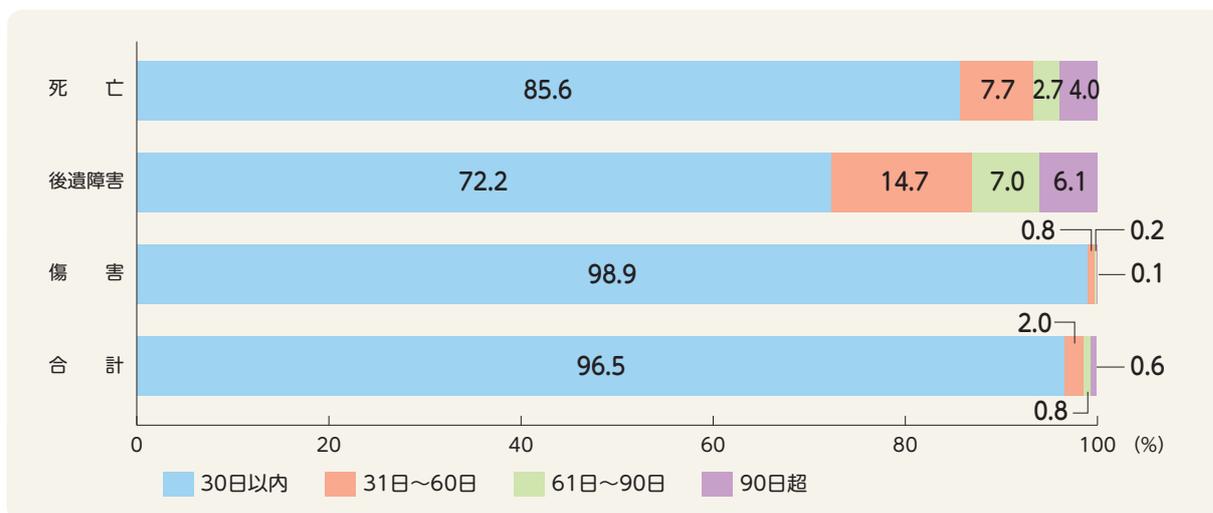
※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

都道府県別の受付件数の推移は第6表 (P88) をご参照ください。

(2) 損害調査の所要日数

2023年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の85.6%、後遺障害では同72.2%、傷害では同98.9%となっています。

図16 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2023年度〉



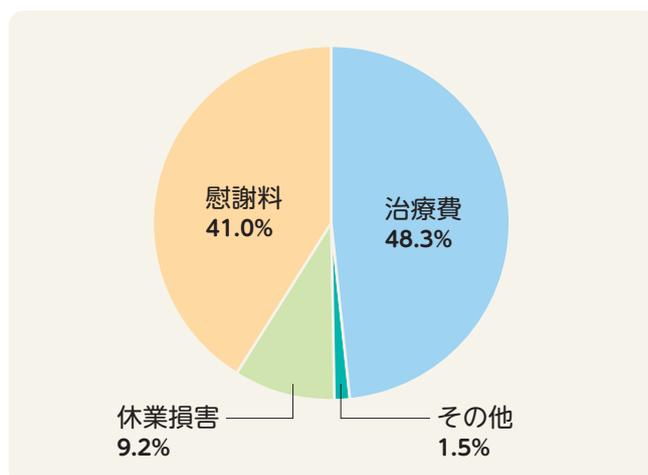
※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。
事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級などを確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3-2 保険金(支払い)の状況(P22)をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費(治療費+その他)がほぼ半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図17 傷害による損害額の費目別構成比〈2023年度〉



3 後遺障害認定の現況

自賠法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

➡ 後遺障害等級表は第48表（P148）をご参照ください。

図18 後遺障害等級別認定件数〈2023年度〉

（単位：件）

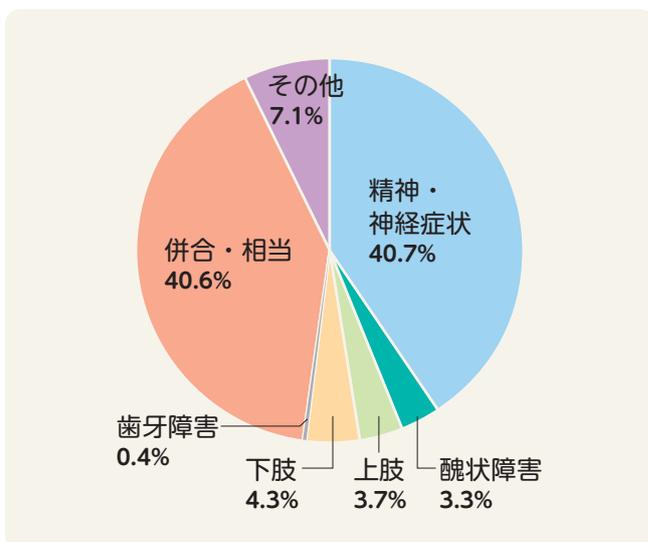
等級	別表第一 （介護を要する 後遺障害）		別表第二 （その他の後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	569 (1.58%)	298 (0.83%)	20 (0.06%)	54 (0.15%)	180 (0.50%)	104 (0.29%)	274 (0.76%)	364 (1.01%)	689 (1.91%)	1,331 (3.69%)	1,269 (3.52%)	1,294 (3.59%)	3,131 (8.68%)	5,928 (16.44%)	352 (0.98%)	20,205 (56.03%)	36,062 (100.00%)

※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。

※2 「認定件数」は、同一年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同一年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。

※3 損害調査が完了した件数から集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図19 後遺障害の系列別構成比〈2023年度〉



※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

memo

等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。

- ・介護を要する後遺障害：別表第一 第1級・第2級
- ・その他の後遺障害：別表第二 第1級～第14級

自賠償保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を2つ以上有する場合に、1つの等級として認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。

6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

本項に掲載の医療費は自賠責保険に請求のあった費用等を集計したものであり、実際にお支払いをした保険金とは異なります。

1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診断書、診療報酬明細書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険の医療費の施設別請求状況については、2023年度は総医療費2,749億円のうち、医療機関が81.0% (2,227億円)、柔道整復が18.6% (510億円) となっています。

医療費 医療機関での治療および柔道整復等での施術にかかった費用

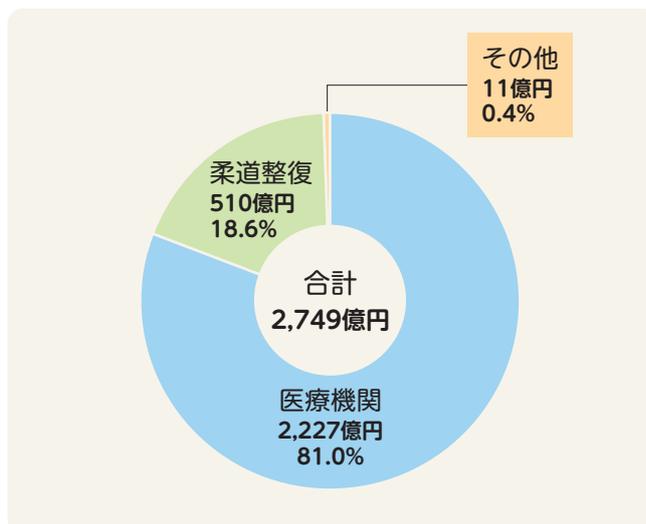
診療費 医療機関での治療にかかった費用（薬局を含みます）

施術費 柔道整復での施術にかかった費用

柔道整復とは

打撲、捻挫、挫傷、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復を図ることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図20 施設別請求状況〈2023年度〉



※1 「医療機関」には、薬局を含みます。

※2 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

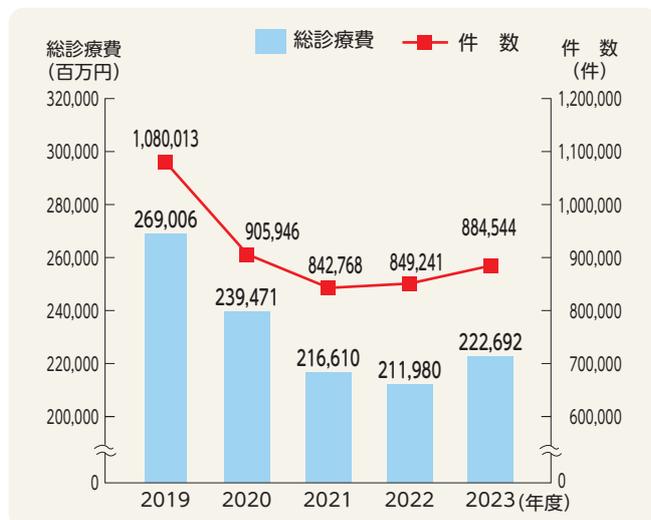
2 医療機関における現況

(1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費および件数は、減少傾向で推移してきましたが、総診療費は2023年度に増加し、件数は2022年度から増加傾向となっています。

➡ 都道府県別の総診療費および件数は第7表（P89）をご参照ください。

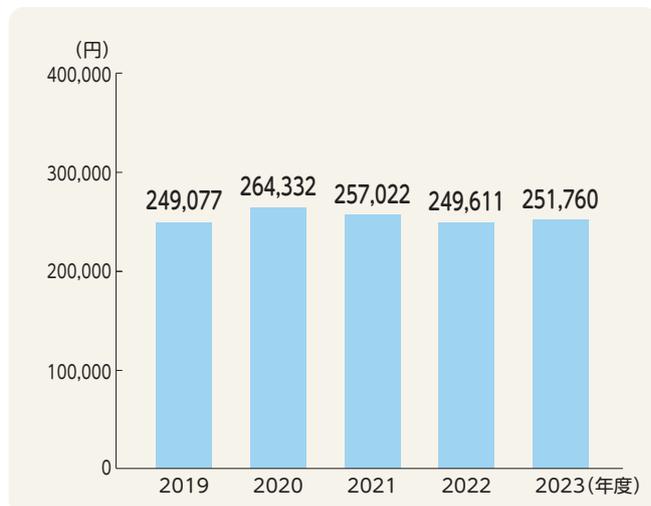
図21 総診療費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求をまとめて1件として集計しています。

なお、平均診療費は、2020年度に増加、2021年度から減少、2023年度は再び増加しています。

図22 平均診療費の推移

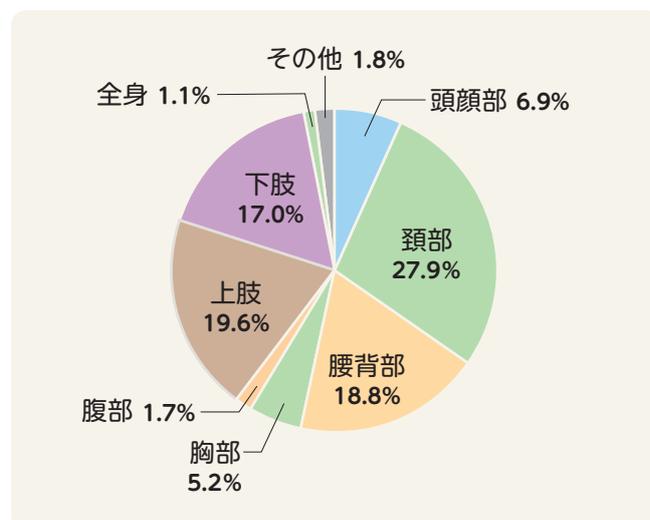


※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求を合算して集計しています。

(2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者の受傷部位別の傷病数については、頸部が27.9%と最も高い割合になっており、以下、上肢が19.6%、腰背部が18.8%、下肢が17.0%となっています。

図23 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈2023年度〉



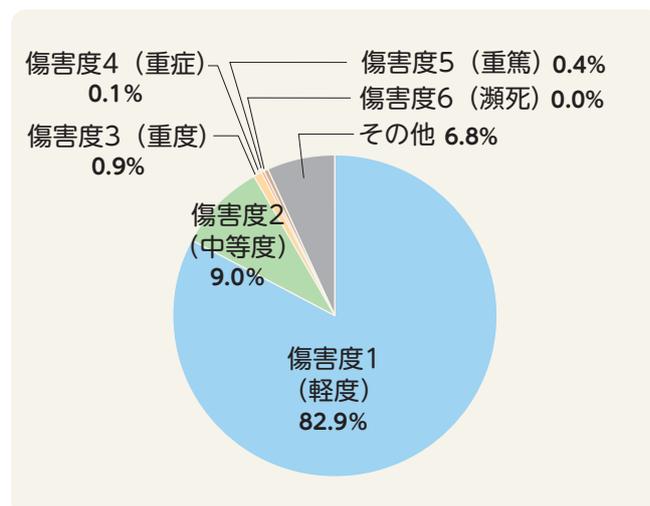
※1 被害者の初診時の傷病名から集計しています。

※2 1人の被害者が身体の2か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を1個として集計しています。

また、受傷の程度（傷害度）については、軽度の傷害（傷害度1）が82.9%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表（P90）をご参照ください。

図24 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈2023年度〉



※1 被害者の初診時の傷病名から集計しています。

※2 1人の被害者に複数の傷病名がある場合は、傷病名ごとの傷害度をそれぞれ1個として集計しています。

(3) 診療期間および診療実日数の推移

被害者1人あたりの診療期間および診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、直近5年では2019年度から2020年度にかけて増加し、2021年度から減少傾向となっているものの、2023年度に診療期間のみが増加しています。

都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表（P89）をご参照ください。

また、2023年度における診療期間別の件数構成比は、30日以内が43.0%と最も多くなっています。

(4) 社会保険の利用状況

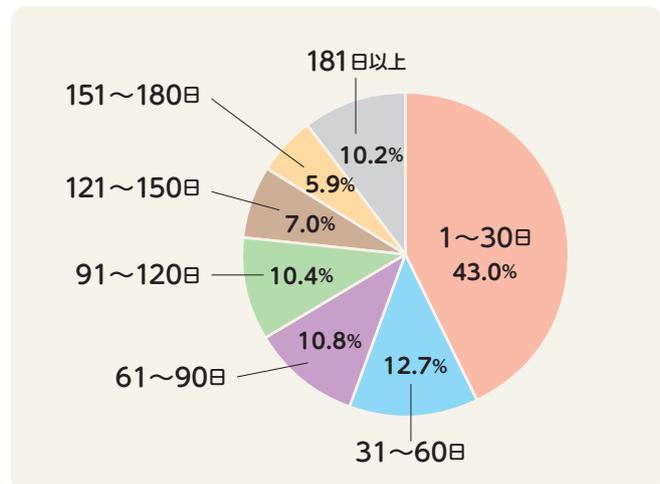
自賠償保険における社会保険利用率の推移については、2020年度をピークに2021年度から減少しています。

図25 診療期間および診療実日数の推移 (単位：日)

年度	診療期間	診療実日数
2019	69.3	19.3
2020	72.4	20.1
2021	70.5	19.3
2022	70.5	18.7
2023	71.9	18.6

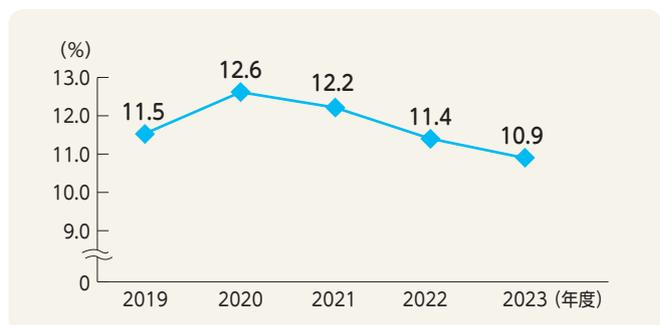
※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間、診療実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図26 診療期間別の件数構成比（2023年度）



※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間を合算して集計しています。

図27 社会保険利用率の推移



3 柔道整復における現況

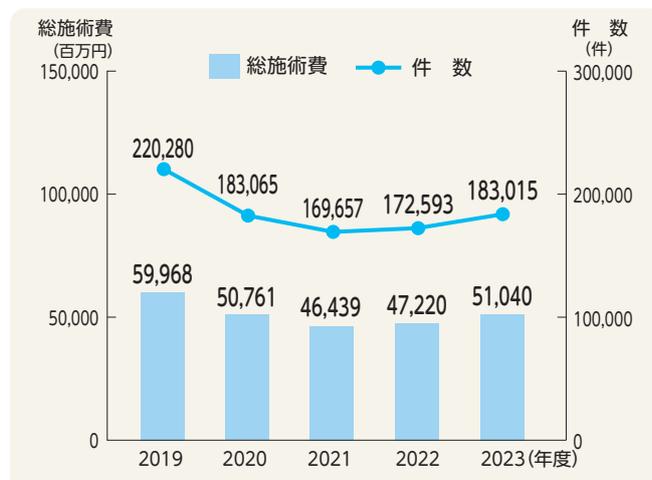
(1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数は、減少傾向で推移してきましたが、総施術費および件数とも2022年度以降は増加傾向となっています。

都道府県別の総施術費および件数は第11表（P93）をご参照ください。

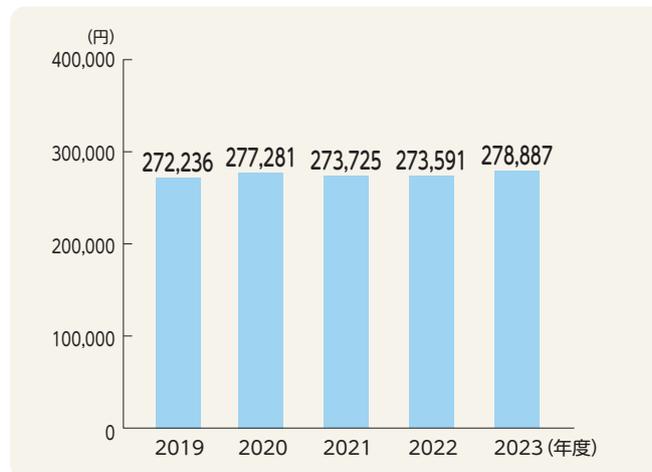
一方で、平均施術費については、2021年度および2022年度は減少傾向でほぼ横ばいに推移していましたが、2023年度は2020年度よりも増加しています。

図28 総施術費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

図29 平均施術費の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求を合算して集計しています。

(2) 施術期間および 施術実日数の推移

被害者1人あたりの施術期間および施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、微増・微減を繰り返しています。

▶ 都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P93）をご参照ください。

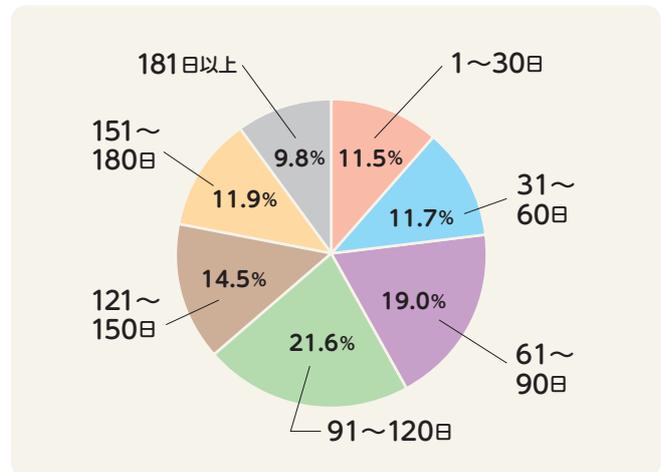
2023年度における施術期間別の件数構成比は、91～120日が21.6%と最も多くなっています。

図30 施術期間および施術実日数の推移 (単位：日)

年度	施術期間	施術実日数
2019	102.9	47.5
2020	103.2	48.4
2021	101.6	47.5
2022	102.6	47.1
2023	105.3	47.9

※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間、施術実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図31 施術期間別の件数構成比〈2023年度〉



※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間を合算して集計しています。

7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同じ）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

1 保障事業の概要

（1）仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払います。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

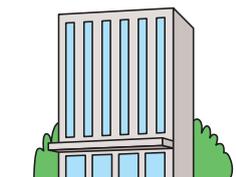
（2）支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



（3）保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



（4）財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

memo

ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

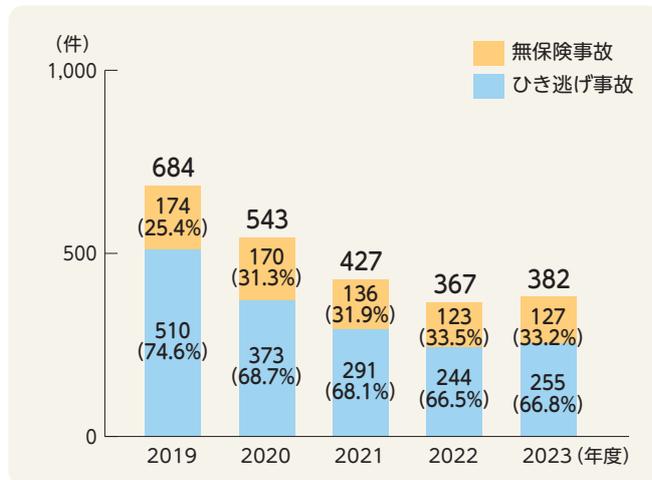
2 保障事業の受付状況

(1) 受付件数

2023年度における当機構の保障事業受付件数は、382件となっており、前年度に比べ4.1%の増加となっています。

▶ 都道府県別の受付件数は第12表 (P94) をご参照ください。

図32 受付件数の推移



(2) 支払保障金

2023年度に支払われた保障金は合計約5億円であり、前年度に比べ61.2%の増加となっています。

図33 保障金支払状況の推移



※「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省) から作成

1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

[←一般的な自動車保険契約](#)

■保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



➡ 主な特約については、1 [2](#) (3) 主な特約の内容 (P52) をご参照ください。

2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

(1) 各保険の補償内容

←一般的な自動車保険契約

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒ ト	モ ノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 対人賠償責任保険	他人のモノを壊した場合 対物賠償責任保険
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> 人身傷害保険 または 自損事故保険 ※ 無保険車傷害保険 </div> ↔ 搭乗者傷害保険 ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。	ご自分の車が壊れた場合 車両保険

① 他人への賠償に関する補償

■ 対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

● **保険金が支払われる場合**
自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合



損害賠償責任発生

● **支払われる保険金の額**
損害賠償責任の額のうち、自賠責保険から支払われる額を超える額



■ 対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

● **保険金が支払われる場合**
自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、損害賠償責任を負った場合



損害賠償責任発生

● **支払われる保険金の額**
損害賠償責任の額



② ご自身の補償

■ 人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害※の額が支払われます（実損払）。ただし、損害の程度に応じて契約時に設定した定額を支払う方式（定額払）もあります。

Point ① 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

Point ② 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

Point ③ 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

※損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

■ 自損事故保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500万円
後遺障害が生じた場合※	後遺障害の程度に応じて、50万円～2,000万円
治療を要した場合	入院日数 × 6,000円 通院日数 × 4,000円 (100万円限度)

※重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。



■ 無保険車傷害保険

● 保険金が支払われる場合

相手自動車が保険を契約していない場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限り）

● 支払われる保険金の額

相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額



■ 搭乗者傷害保険

● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合



● 支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合※1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります※2

- ※1 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。
- ※2 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

■ 車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

● 保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶然な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



● 支払われる保険金の額

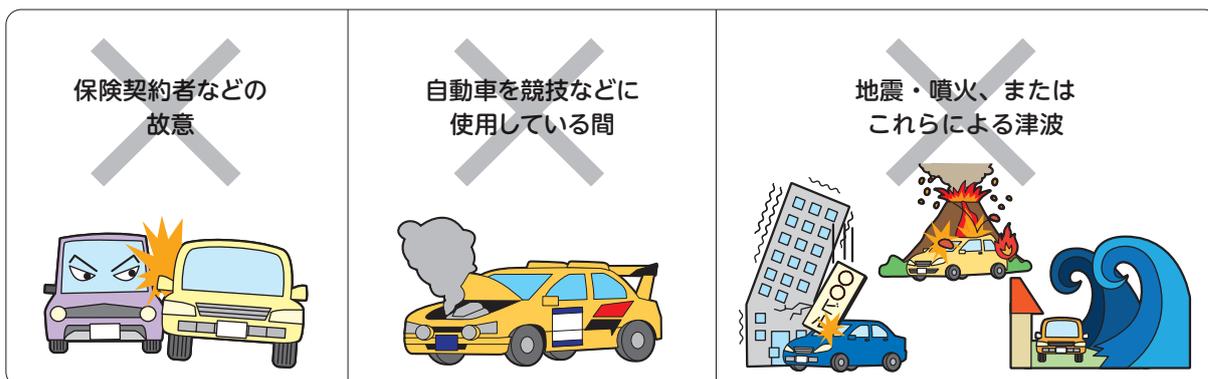
全損※1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損※2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

- ※1 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。
- ※2 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

(2) 保険金が支払われない場合

← 一般的な自動車保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。



など

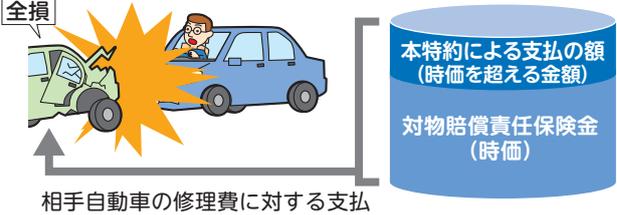
(3) 主な特約の内容

←一般的な自動車保険契約

① 補償範囲を縮小する特約

特約の内容	補償範囲
<p>運転者本人・配偶者限定特約 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>配偶者 親 子</p>
<p>運転者年齢条件特約 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。</p>	 <p>21歳 未済 26歳 未済</p>
<p>車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>相手自動車を確認できる車両相互間事故 火災 電柱への衝突</p>
<p>車両危険限定補償特約 (A) 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、<u>自動車の走行に起因しない</u>場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>自動車の走行に起因しない事故 自動車の走行に起因する事故</p>

② 補償範囲を拡大する特約

<p>他車運転危険補償特約 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。</p>	
<p>原動機付自転車に関する特約 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。</p>	
<p>対物全損時修理差額費用特約 対物賠償責任保険金が相手自動車の時価額で支払われる場合において、相手自動車が修理可能かつ修理費がその時価額より高くなった（これを「全損」としている）ときに、その差額が補償されます。</p>	 <p>全損</p> <p>本特約による支払の額 (時価を超える金額) 対物賠償責任保険金 (時価)</p> <p>相手自動車の修理費に対する支払</p>

③ 保険金の算定方法を変更する特約

車両価額協定保険特約

事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。

※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。



契約時の車の価値

事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。
- そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

3 自動車保険標準約款

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といいます。

← 自動車保険参考純率

標準約款では、1 ②(1) の保険 (P49 参照) のうち、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険の4種類の保険の補償内容を普通保険約款として、自損事故保険、無保険車傷害保険の補償内容を特約 (それぞれ自損傷害特約、無保険車傷害特約) として規定しています。

標準約款における主な特約は、上記の自損傷害特約、無保険車傷害特約のほか、1 ②(3) 主な特約の内容 (P52) と同様です。

■ 自動車保険標準約款の構成



2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

1 自動車保険の保険料率の概要

(1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

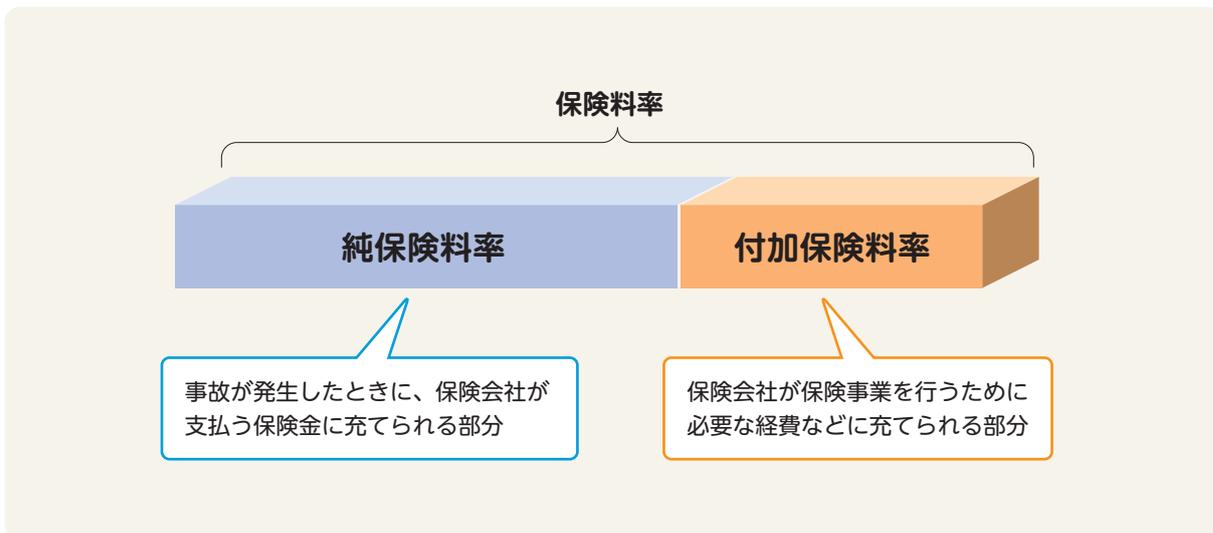
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)自動車保険の料率区分(P56)をご参照ください。

■保険料率の構成



保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。その場合の使用方法は保険会社ごとに判断します。
- 「付加保険料率」については、保険会社が独自に算出します。

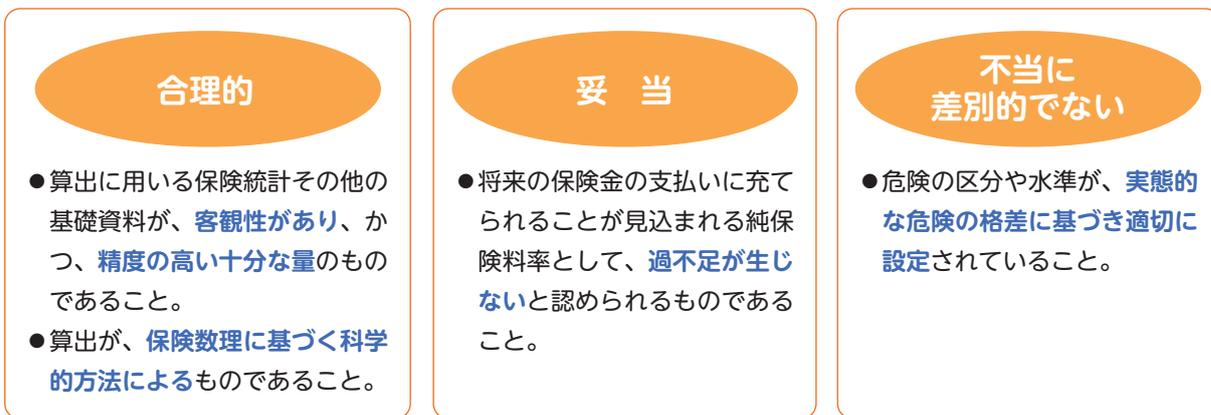
(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

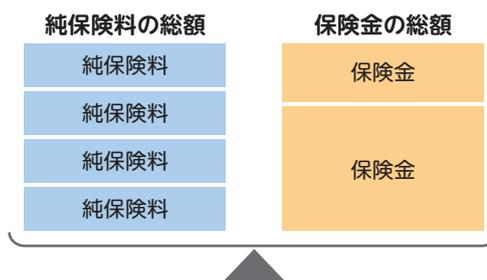


memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



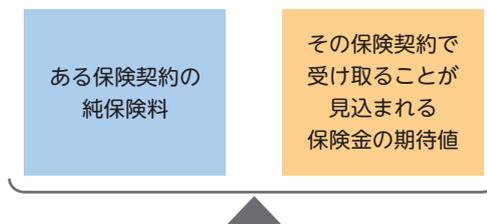
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



(3) 補償内容ごとの保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出



当機構では、上記のうち、搭乗者傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

(4) 自動車保険の料率区分

←自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

■参考純率における料率区分

① 自動車の種類 — 用途・車種 —

④ 支払限度額など — 保険金額など —

② 付保台数 — ノンフリート・フリート —

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —

自動車の構造や性能等の特性やユーザー層の違いによるリスクの差は、型式別料率クラスで評価するとともに、このクラスによる評価を補完する区分として、以下の区分を設けています。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

③-1 自動車の安全性能
— 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

③-2 初度登録(検査)後の経過期間

① 自動車の種類 —用途・車種—

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

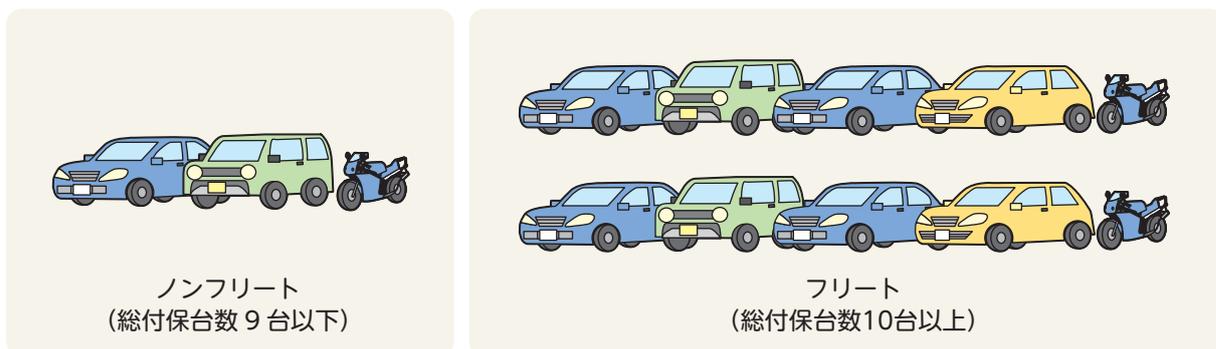
■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）



② 付保台数 —ノンフリート・フリート—

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

■ノンフリートとフリート



付保台数 自動車保険を付けている車の台数のことです。

memo

ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ～保険料の割増引制度の違い～

フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています※。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥(P64)参照）。

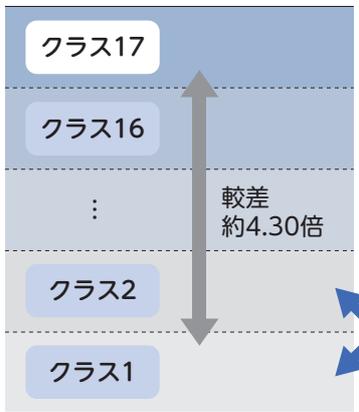
※フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —



自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、型式ごとに適用するクラスによって、自家用普通・小型乗用車は1～17の17クラス、軽四輪乗用車は1～7の7クラスに保険料率を区分しています。型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。

〈自家用普通・小型乗用車の場合〉



〈軽四輪乗用車の場合〉



リスクが高い 保険料が高い

リスクが低い 保険料が安い

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍(約1.1倍)の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍(約1.1倍)、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍(約0.9倍)になります。

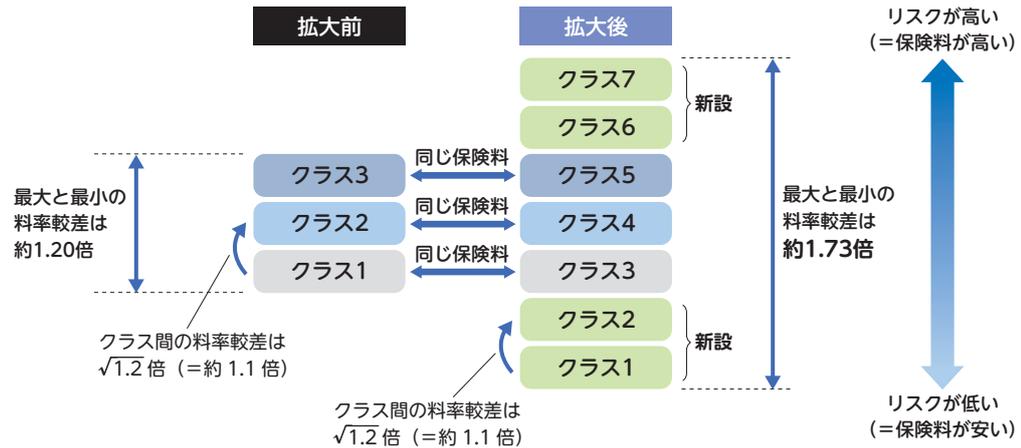
型式 自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。



軽四輪乗用車のクラス数の拡大

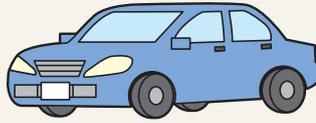
軽四輪乗用車の普及拡大に伴うユーザー層の多様化や安全性能の多様化を背景に、型式別のリスク実態の差が広がったため、参考純率では軽四輪乗用車に2025年1月1日以降適用するクラスの数をも3クラスから7クラスに拡大しました。詳細は当機構ウェブサイト「自動車保険参考純率改定のご案内」をご参照ください。
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/202306_announcement.html

■ クラス数の拡大前と拡大後の保険料率の較差

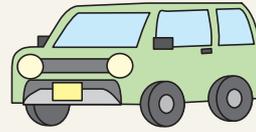


3-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

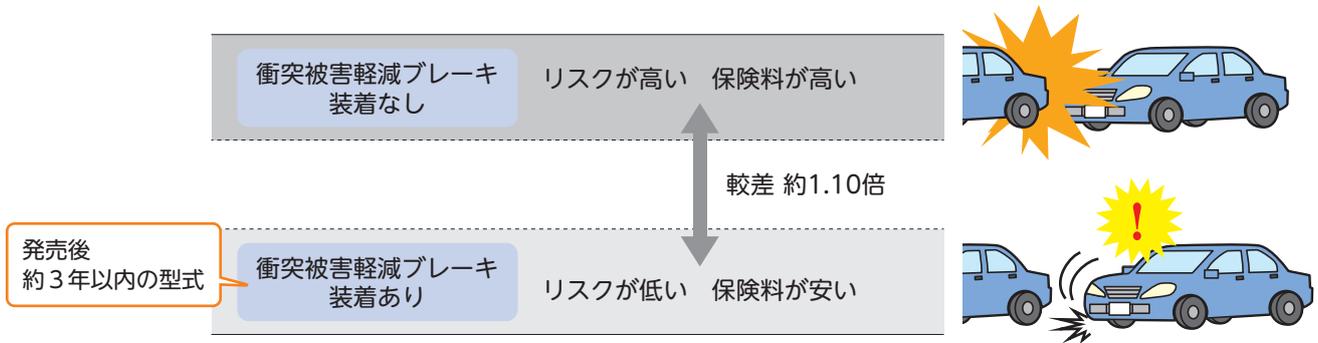


軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

衝突被害軽減ブレーキ

自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。



memo

クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを下げ、高ければクラスを上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしていなくても保険料が高くなるケースがあります。

なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、自家用普通・小型乗用車は、排気量や新車価格などに基づきクラスを決定し、軽四輪乗用車は、一律クラス4を適用します。

型式別料率クラスの検索

当機構のウェブサイトにおいて、参考純率における型式別の料率クラスを検索することができます。あわせて、上記「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた区分」に関して、各型式が『発売後約3年以内（＝「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無」に応じた保険料係数の対象）の型式』であるかどうか確認することができます。

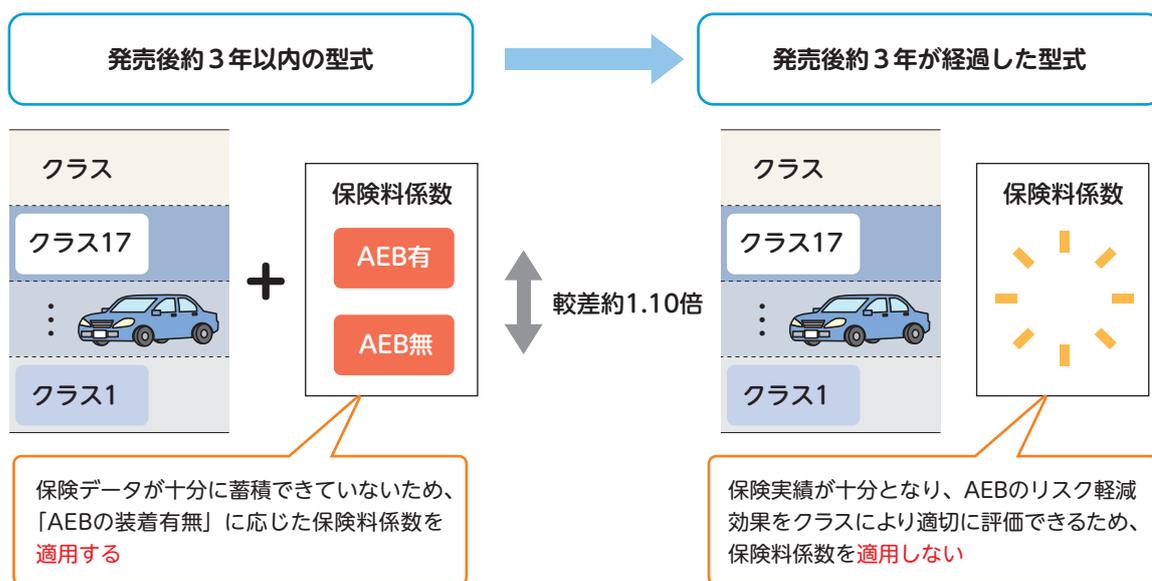
型式別料率クラス検索 (https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/vehicle_model/) をご覧ください。

保険データが十分に蓄積できている型式（発売後約3年が経過した型式）については、前記③自動車の型式－型式別料率クラス－におけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

一方、発売されて間もない型式（発売後約3年以内の型式）のように、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約3年以内の型式」を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて適用する保険料率を区分しています。

■例：自家用普通・小型乗用車の場合

（軽四輪乗用車の場合、クラスは1～7の7クラスとなります。）



memo

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の作動条件

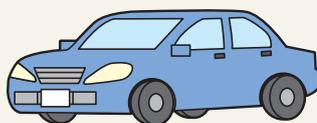
衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の作動には天候や道路条件など諸条件が影響するため、機能を過信せず正しく理解して安全運転を心掛ける必要があります。当機構ウェブサイトでは、関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

「衝突被害軽減ブレーキ（AEB）の効果と事故防止上の注意点」

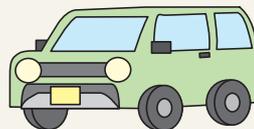
https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/autonomous_car_2020.html

③-2 初度登録（検査）後の経過期間

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

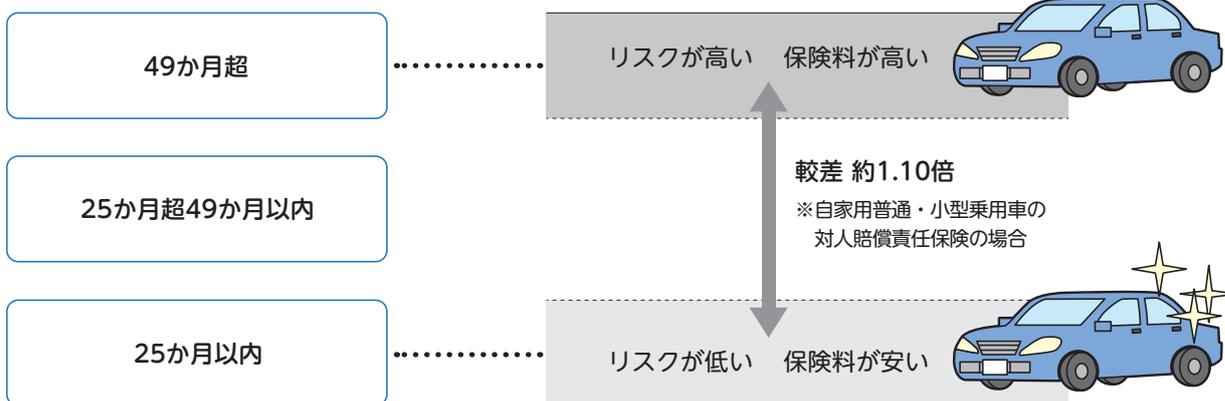


軽四輪乗用車

初度登録（検査）後の経過期間が短いほどリスクが低い実態が見られるため、保険料率を初度登録（検査）後の経過期間により区分しています。

※初度登録（検査）後の経過期間は用途・車種、補償内容ごとに設定しています。自家用普通・小型乗用車は、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険に設定、軽四輪乗用車は、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険に設定しています。

初度登録（検査）後の経過期間



初度登録（検査）後の経過期間

契約している自動車は初めて国の登録（自家用普通・小型乗用車の場合）または検査（軽四輪乗用車の場合）を受けてからの期間をいいます。

④ 支払限度額など ―保険金額など―

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。

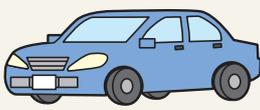
memo

支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

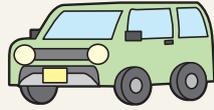
- (例1) 保険金額1,000万円に対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円に対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



二輪自動車



一般原動機付自転車

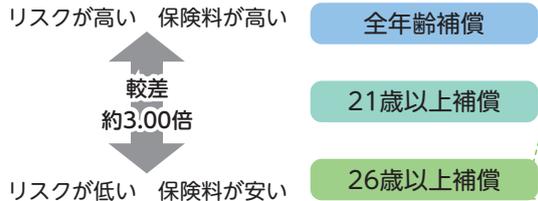


特定小型原動機付自転車

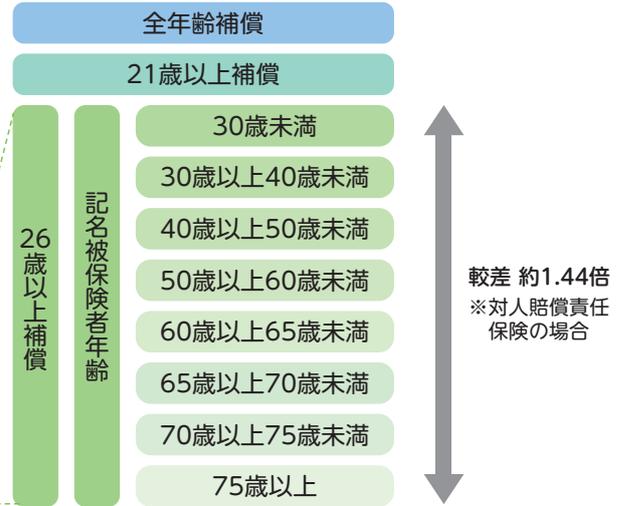
運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。(特に若年運転者や高齢運転者のリスクが他の年齢層と比較して高い傾向にあります。詳細はMEMOをご参照ください。)

※1 年齢条件は補償内容ごとに設定しています。
 ※2 個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。

① 運転者の年齢範囲に応じて3区分



② 記名被保険者の年齢層に応じてさらに8区分



① 運転者の年齢範囲

- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
 - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
 - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- 友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償されます（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。
 ※一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ

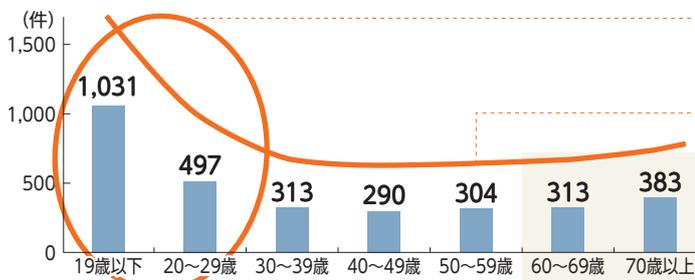
② 記名被保険者

契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

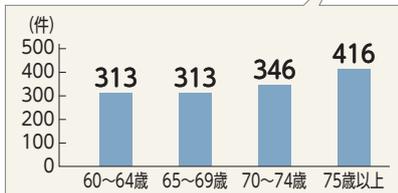
memo

年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

図34 2023年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



※「令和5年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成



①若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて3つの区分を設けています。

②年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「50~59歳」からは減少方向から増加に転じており、「70歳以上」のリスクはさらに高い状況にあります。こうした年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに8つの区分（60歳以上の区分については、保険料負担の公平性を向上させる観点から、5歳刻みの区分）を設けています。

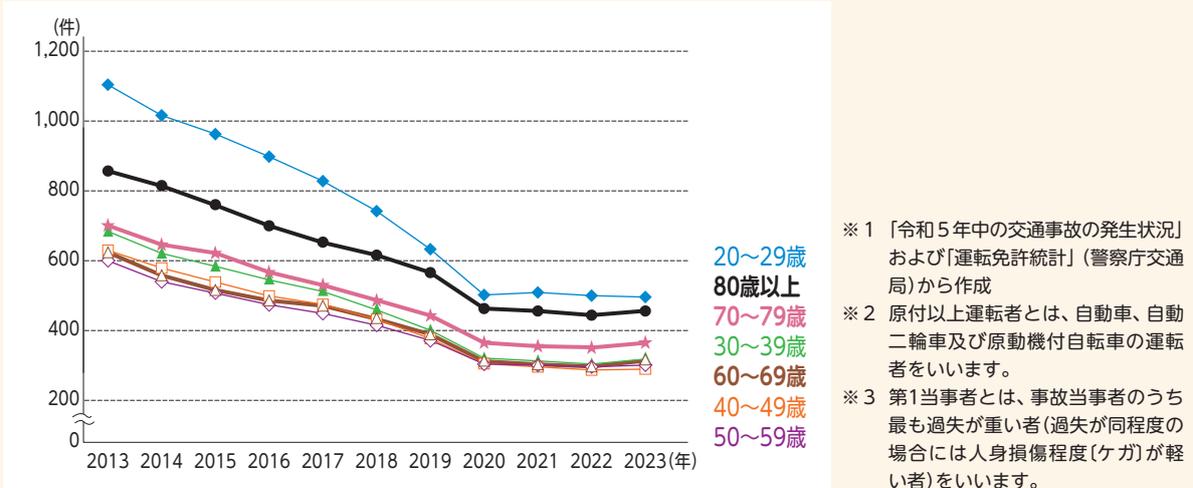
➡ 年齢条件別の契約台数、構成比は第24表（P120）をご参照ください。

トピックス 3

高齢運転者による交通事故の実態

高齢運転者による重大事故が報道で大きく取り上げられることもあり、高齢運転者による事故が増加しているかのような印象を受けます。しかし、実際には、運転免許保有者10万人あたりの交通事故件数で見ると、高齢運転者も他の年齢層と同様に、10年前と比較して大きく減少しています（図35）。

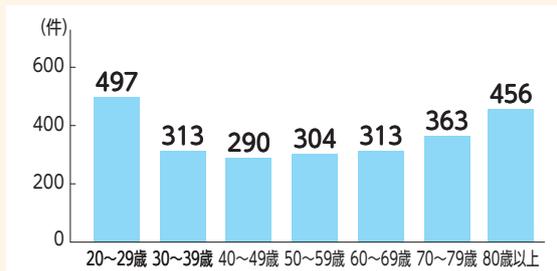
図35 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数の推移



ただ、高齢運転者の交通事故の特徴は、重大事故（死亡事故）の多さです。そのため、件数自体は概ね減少傾向にあるものの、高齢運転者による交通事故が社会に大きなインパクトを与えています。図36のとおり、免許保有者10万人あたりの交通事故件数を見ると70歳以上の集団より29歳以下の集団の件数の方が多いですが、死亡事故に限定して見ると高齢層が若年層を上回ります。

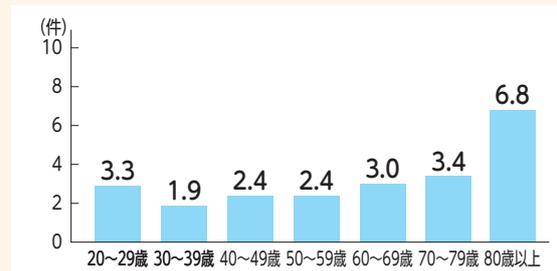
図36 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの事故件数の比較

■ 交通事故件数



※「令和5年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成

■ 死亡事故件数



※「令和5年中における交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成

当機構ウェブサイトでは、このトピックスに関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

「高齢運転者による交通事故の実態」

https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver.html

「高齢運転者のペダル踏み間違い事故」

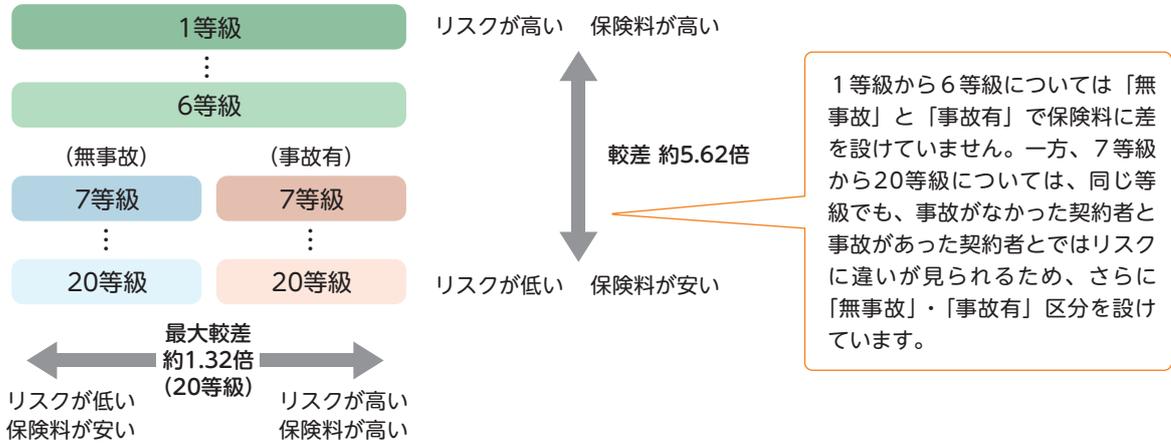
https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/misstepping.html

「高齢運転者の事故が多いのはいつ？」

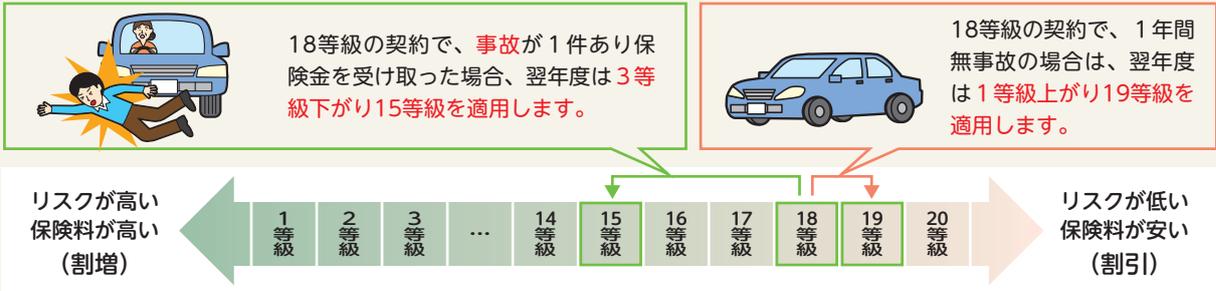
https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver_202009.html

⑥ 過去の事故歴 —ノンフリート等級—

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分しています。

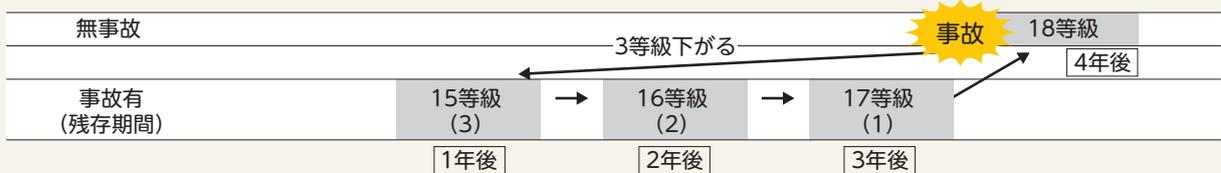


●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



●無事故／事故有別に保険料を適用

事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そのうち「無事故」区分を適用することになります。



memo

新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けます。

3等級下がらない事故もあります

- ①車両保険における火災、落下物との衝突の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も1年間となります。
- ②人身傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など
事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

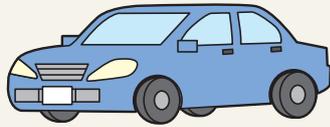
「事故有」区分を適用する期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分を適用しますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は6年となります。

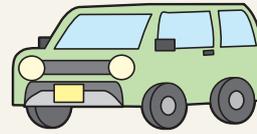
※「事故有」区分を適用する期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：6年）。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

● 対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

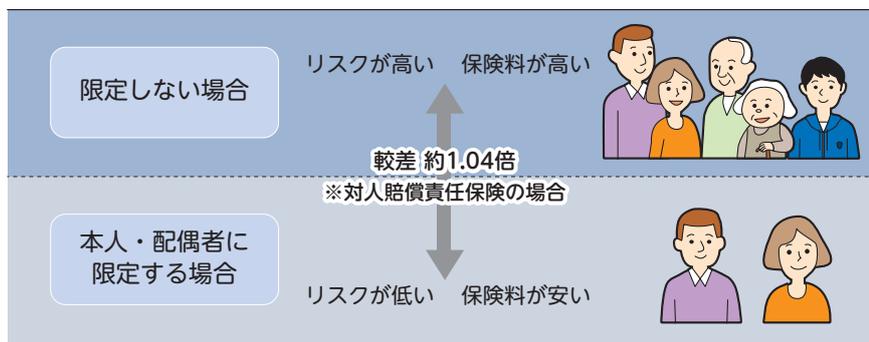


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により2つに区分しています。
※運転者限定は補償内容ごとに設定しています。



- 運転者の限定区分**
- ・ 限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償
(運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合)
 - ・ 本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償
(運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合)

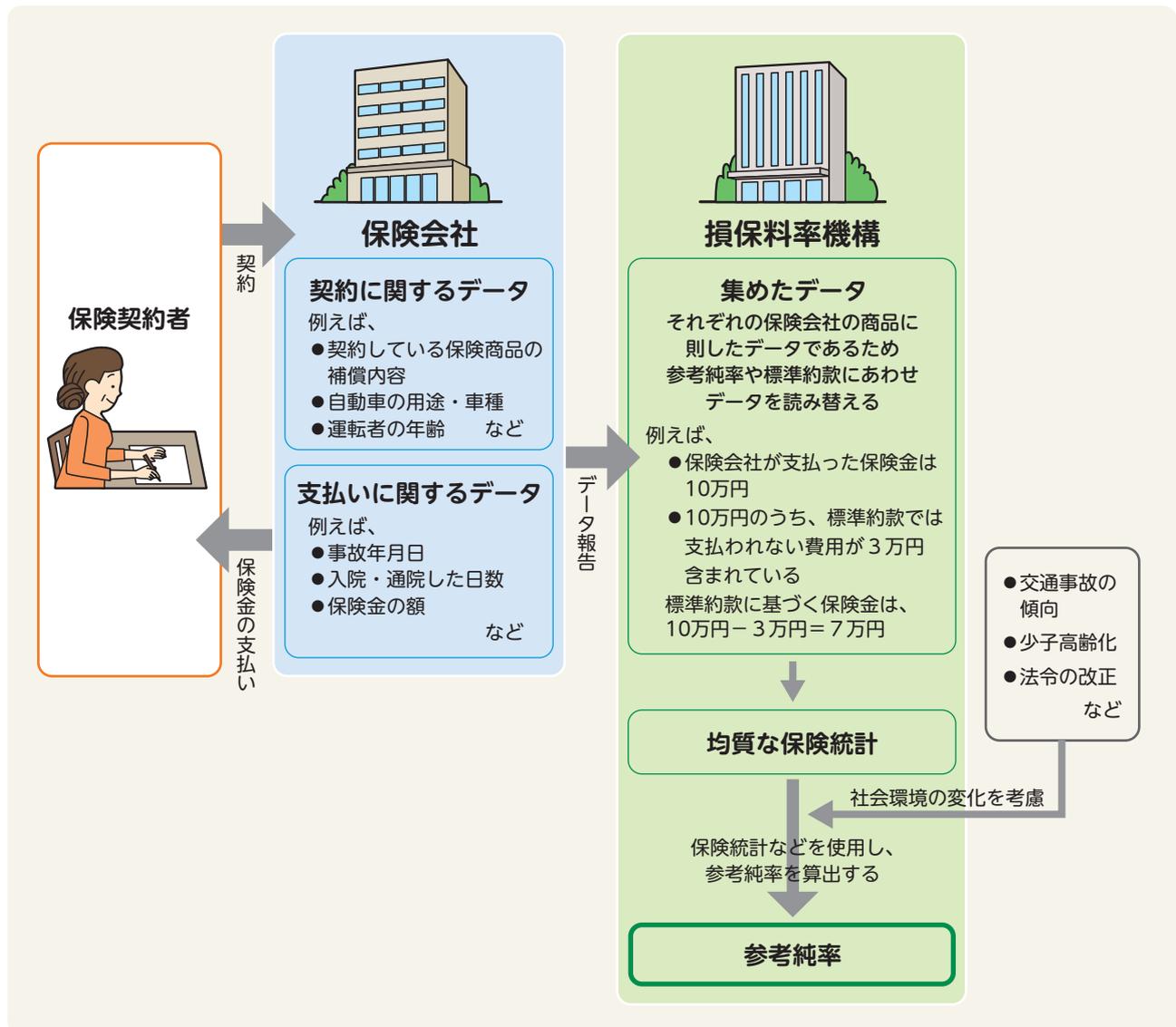
2 自動車保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

■ 統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 自動車保険参考純率の算出方法

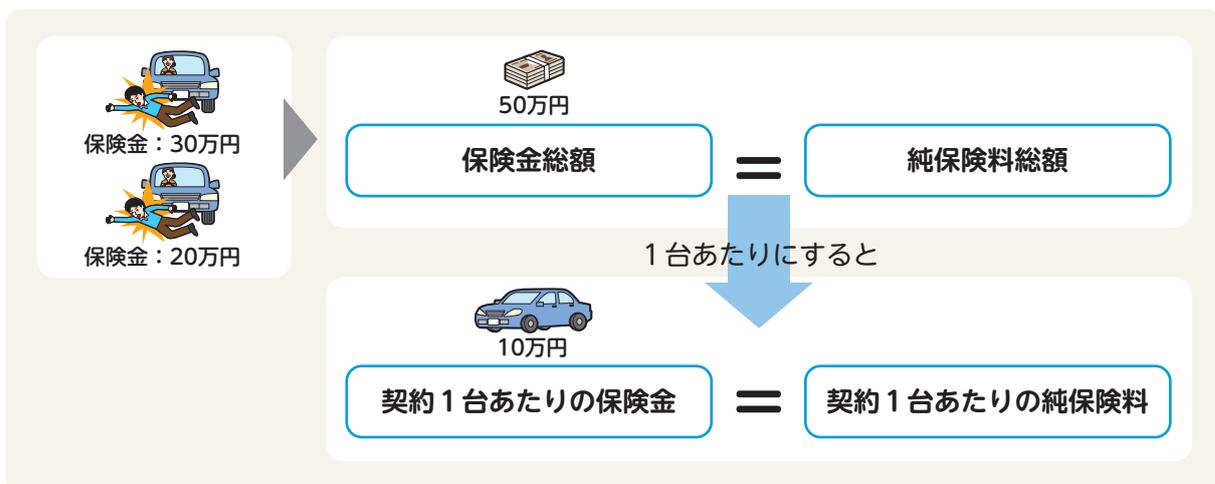
← 自動車保険参考純率

収支相等の原則（2-1(2) 保険料率の3つの原則（P55）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

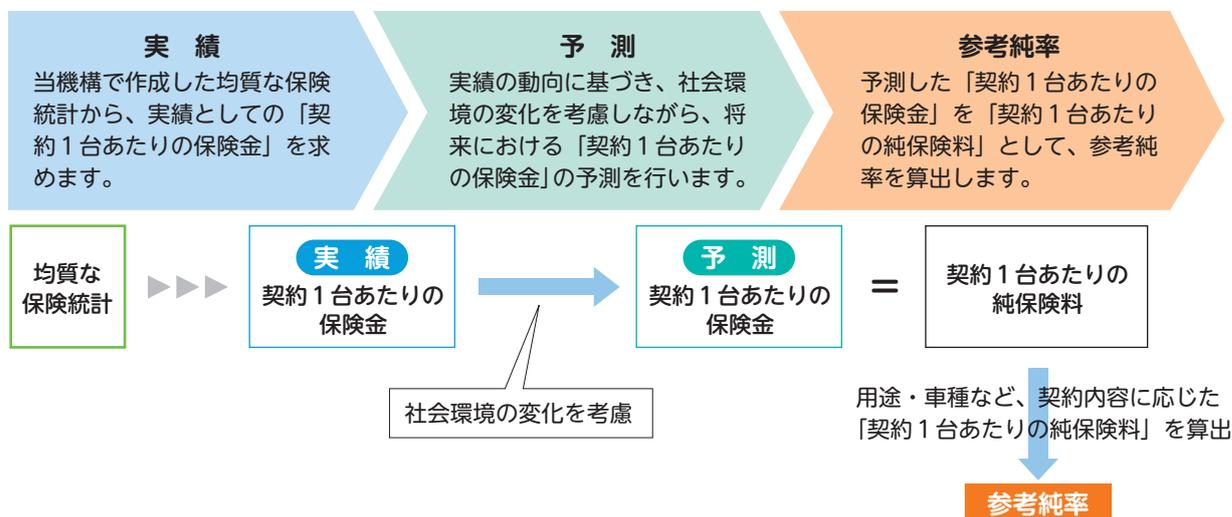
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



■ 純保険料率算出の流れ



契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

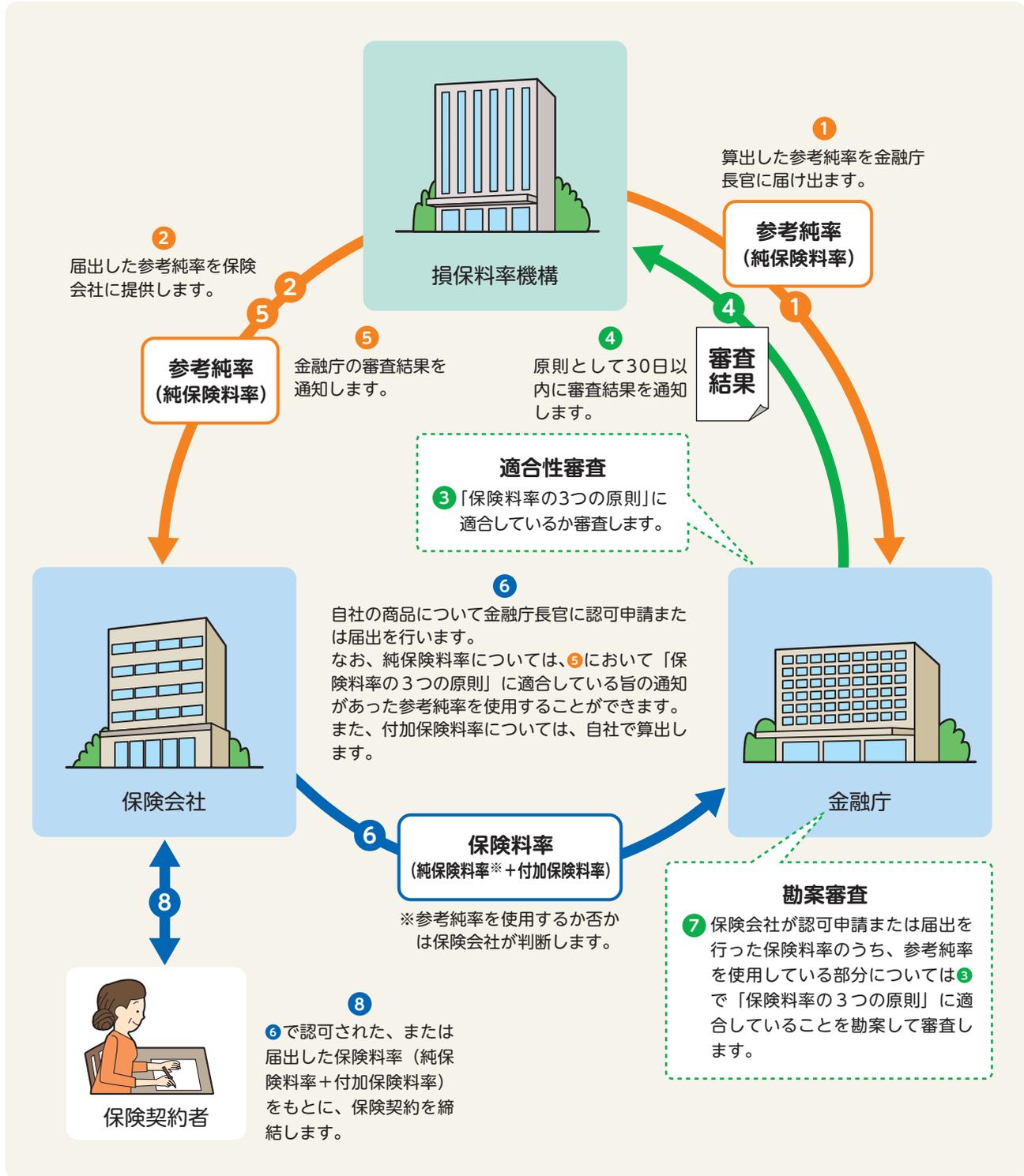
事故率
(事故が起きる確率)
保険金単価
(1事故あたりの保険金)

3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

← 自動車保険参考純率

■ 自動車保険参考純率の算出後の流れ



4

自動車保険の参考純率の検証と改定

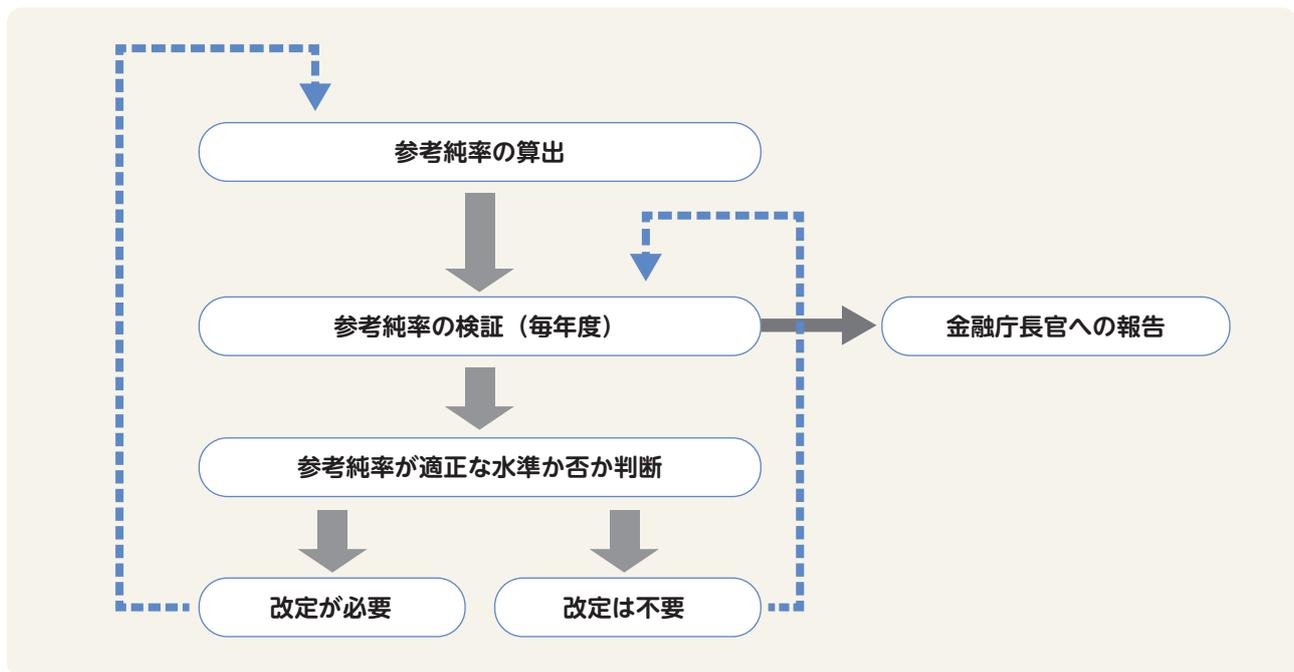
参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

なお、自動車保険においては、直近では2024年6月に届出を行っています。

(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/202406_announcement.html)

← 自動車保険参考純率

■自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



3 自動車保険の現況

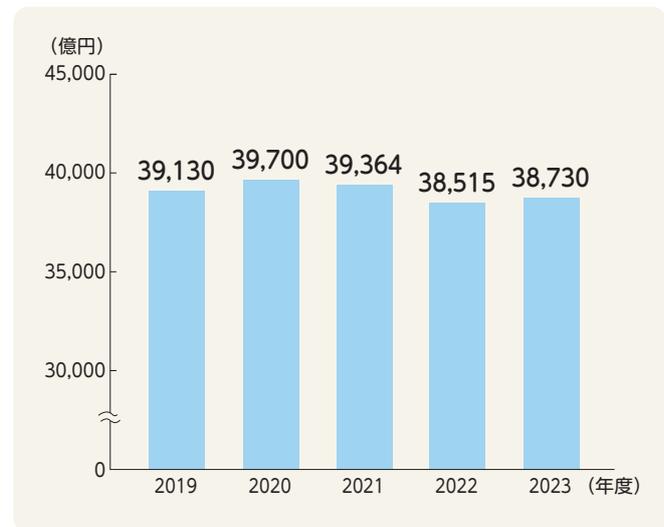
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

(1) 保険料の推移

2023年度の自動車保険の保険料は、図37のとおり3兆8,730億円となっており、前年度に比べ215億円（0.6%）の増加となりました。

図37 保険料の推移



保険料

図37、図38の「保険料」には、2-1(1)自動車保険の保険料率（P54）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同じ）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

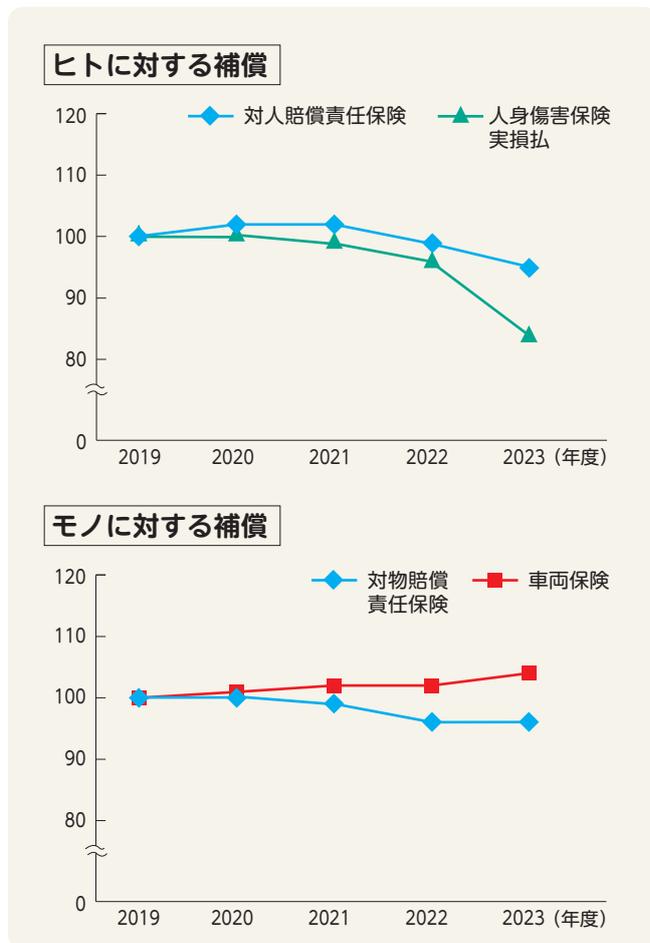
なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アード・ベース」(3-1(2)契約1台あたりの保険料の推移（P71）参照）による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベース」(3-2(2)契約1台あたりの保険金の推移（P74）参照）による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

(2) 契約1台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変動したりすること）や、保険会社による保険料率水準の見直しなどにより変動します。

図38のとおり、車両保険を除き、概ね減少傾向で推移しています。なお、下記期間では、2021年6月に参考純率改定の届出を行っています。

図38 契約1台あたりの保険料の推移（補償内容別）（2019年度を100とした場合）



※アールド・ベシスによる数値です。

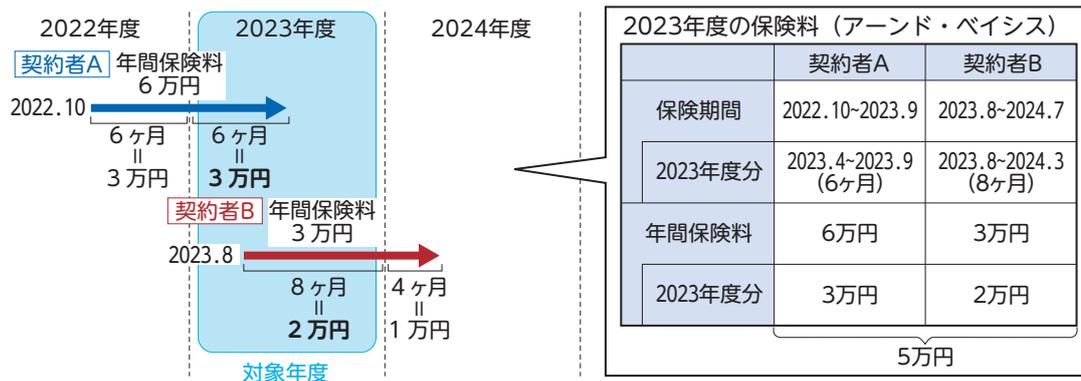
搭乗者傷害保険および人身傷害保険定額払の数値について

2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化したことに伴い、搭乗者傷害保険の数値は掲載を取り止めました。搭乗者傷害保険と同様に契約時に設定した定額が保険金として支払われる人身傷害保険定額払については、5年度分の数値がないため掲載していません（以下、同じ。ただし、図41および第Ⅳ部では搭乗者傷害保険、人身傷害保険定額払ともに掲載しています）。

アールド・ベシスの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期に関わらず、対象年度における保険期間の割合に対応した保険料のことです。

（例）契約者が2人（A・B）だとした場合の2023年度の保険料（アールド・ベシス）





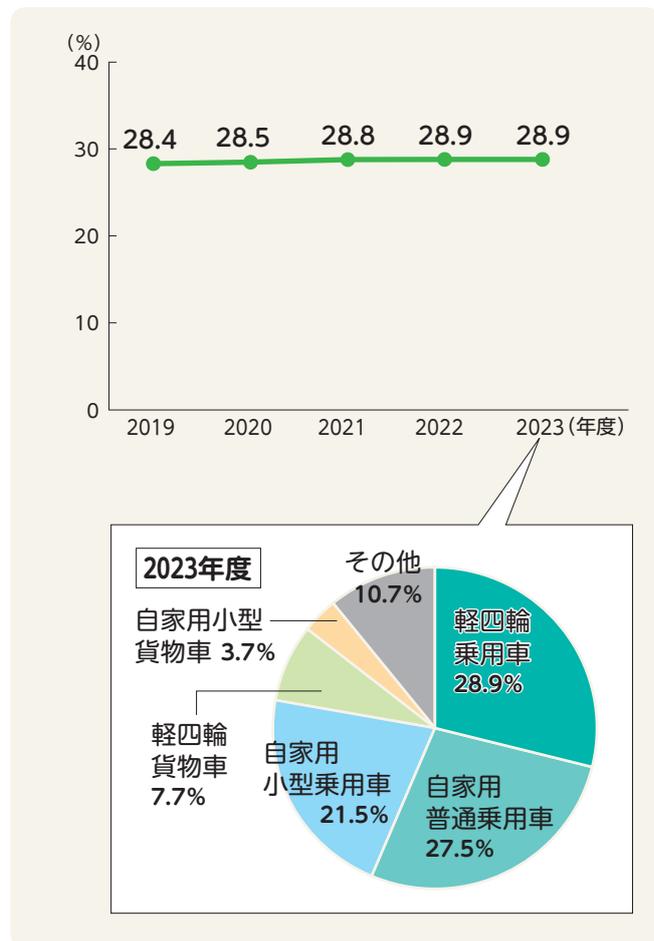
契約1台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります（2-1(4)自動車保険の料率区分①（P57）参照）。

近年、図39のとおり、軽四輪乗用車が増加し、自家用普通乗用車や自家用小型乗用車を超える構成割合となっています。

図39 全車種に対する軽四輪乗用車の構成割合の推移（対人賠償責任保険）

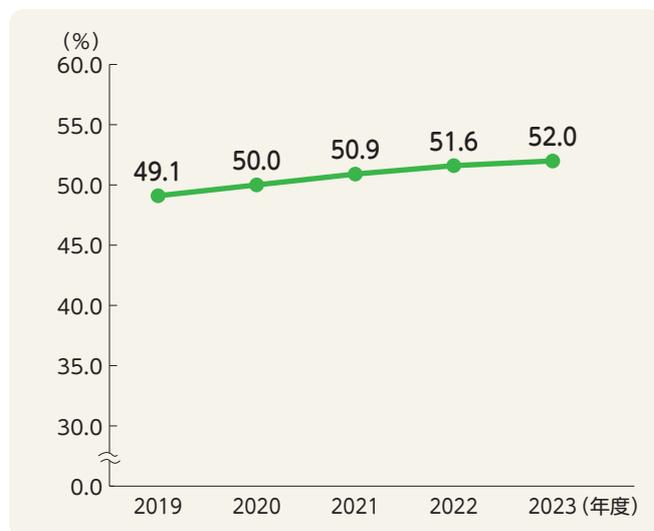


ノンフリート等級別料率制度における20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥（P64）参照）。

ノンフリート契約者全体で見ると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図40のとおり、増加傾向で推移しており、近年は5割を超えています。

図40 ノンフリート等級別料率制度における20等級割合の推移（対人賠償責任保険）

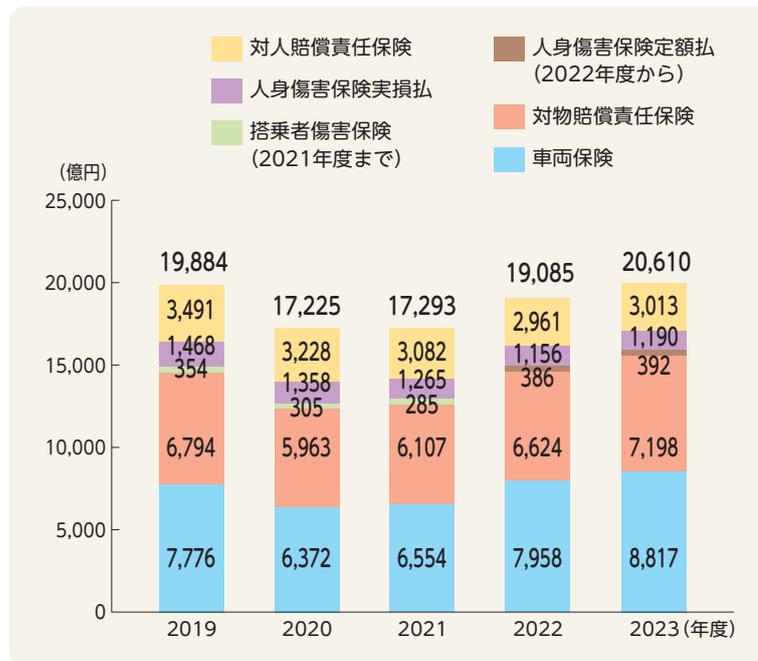


2 保険金（支払い）の状況

(1) 保険金の推移

2023年度の自動車保険の保険金は、図41のとおり2兆610億円となっており、前年度に比べ1,525億円(8.0%)の増加となりました。

図41 保険金の推移



保険金

図41～図44の「保険金」には、付帯費用を含みません。

付帯費用とは

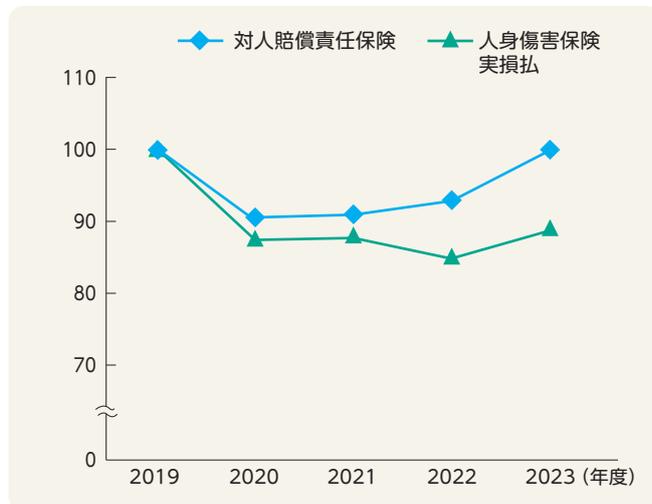
保険会社が保険金の支払いに付随して負担した、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などの費用です。

(2) 契約1台あたりの保険金の推移

① 対人賠償責任保険・人身傷害保険

図42のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により交通量が減少したため、2020年度は大幅に減少していますが、2022年度以降は緊急事態宣言の発令等がなく、また、2023年5月には新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類感染症に移行されたことで、交通量が徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあることなどから、2023年度の対人賠償責任保険においては2019年度と同水準まで増加しています。

図42 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2019年度を100とした場合）



※インカード・ベシスによる数値です。



交通事故死傷者数の減少と契約1台あたりの保険金の推移の関係

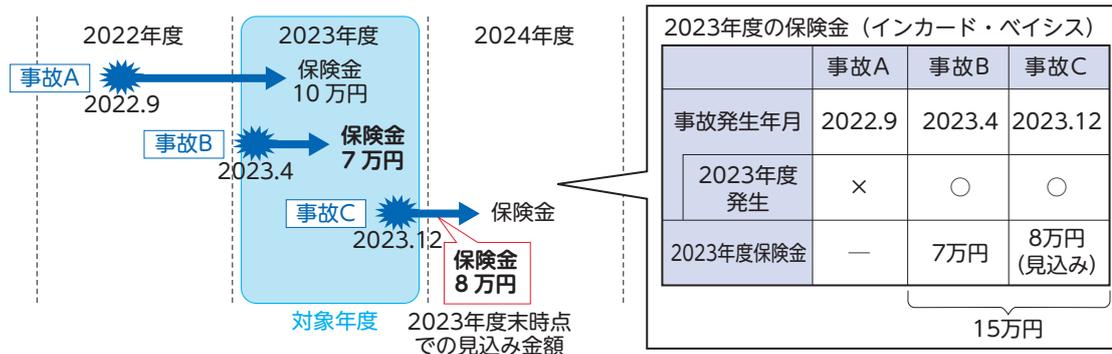
警察庁が公表する交通事故死傷者数は、2019年から2022年にかけて減少傾向が続いていましたが、2023年には増加に転じています（P23図6参照）。対人賠償責任保険・人身傷害保険実損払の契約1台あたりの保険金についても、2023年度に増加しており、その増加割合は、交通事故死傷者数の増加割合と比べて大きくなっています。

この要因としては、第Ⅱ部3②保険金（支払い）の状況（P22）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象であるのに対し、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれており、このような支払いの占める割合が増加していることによるものと考えられます。

インカード・ベシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のこと、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の2023年度の保険金（インカード・ベシス）



② 対物賠償責任保険・車両保険

図43のとおり、対物賠償責任保険および車両保険の契約1台あたりの保険金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、交通量が減少したため、2020年度に大きく減少しましたが、2021年度で増加に転じ、2022年度および2023年度では、急激な物価上昇等の影響もあり、増加しています。

さらに、車両保険の契約1台あたりの保険金は、自然災害の影響等もあり年度ごとの変動が大きくなっています。特に、2019年度は大規模な台風による影響、2022年度および2023年度は雹による影響があった一方で、2020年度および2021年度は保険金の支払いが増加するような大規模な自然災害が少なかったため他の年度よりも低くなっています。

図44のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は概ね増加傾向で推移しています。これは保険金の大半を占める修理費が増加傾向で推移していることが要因となっています（図45参照）。また、図43と同様に急激な物価上昇や大規模な自然災害の影響も受けています。



支払い1件あたりの修理費の増加

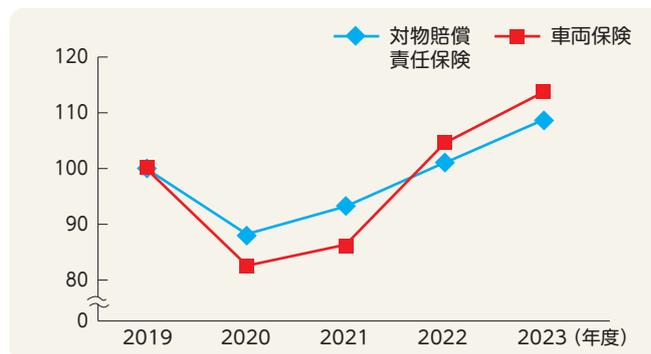
保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費等）は、対物賠償責任保険においては約5割、車両保険においては約8割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図45のとおり増加傾向で推移しています。これは、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加していることや、近年の急激な物価上昇の影響が部品・工賃・塗料価格などに及んでいる^{*}ことが要因として挙げられます。内閣府の「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、消費者物価指数は今後も上昇が続くと見込まれており、当面は物価上昇による影響も続くと考えられます。

なお、車両保険は図43・図44と同様に自然災害の影響を受けている関係で、2022年度および2023年度の増加が大きくなっています。

^{*}当機構ウェブサイト「自動車保険参考純率改定のご案内」

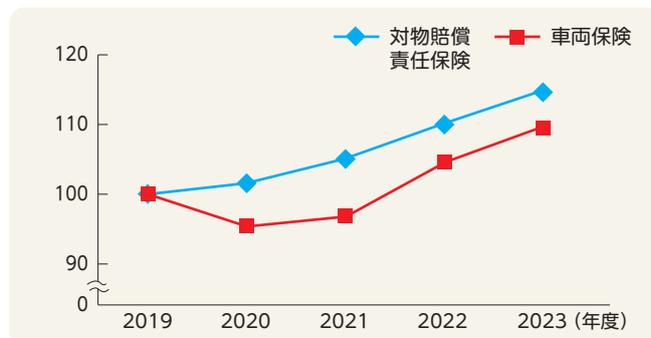
(https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/202406_announcement.html) をご参照ください。

図43 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2019年度を100とした場合）



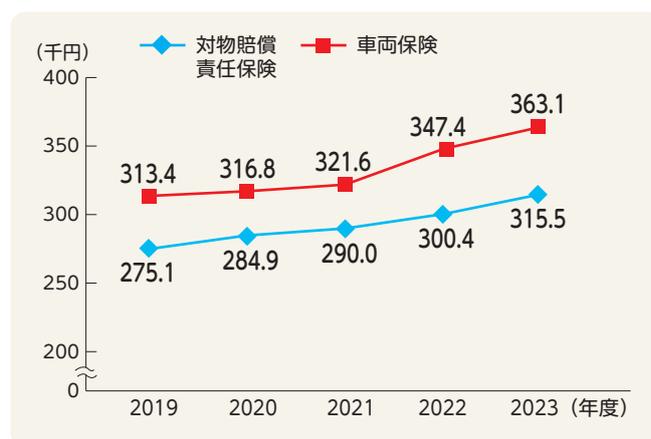
※インカード・ベシスによる数値です。

図44 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）
（2019年度を100とした場合）



※インカード・ベシスによる数値です。

図45 支払い1件あたりの修理費の推移



トピックス ④

コネクテッドカー・自動運転車の普及状況

近年の自動車技術の進化により、コネクテッドカーの普及および高度な自動運転車の市場化が進んでいます。これらに向けた当機構の取り組みを紹介します。

近年の自動車技術の進化によりコネクテッドカー（インターネットの通信機能を備えた自動車）が急速に普及しています（図46）。コネクテッドカーは、車両の状態や周囲の道路状況などの様々なデータを取得することが可能であり、事故時に自動的に緊急通報を行うシステムや、走行実績に応じて保険料が変動するテレマティクス保険、盗難時に車両の位置を追跡するシステムなどが実用化されています。

また、自動運転車の普及への取り組みも進んでいます。法制面では、自動運転に関する規定を盛り込む形で改正された道路交通法および道路運送車両法が2020年4月に施行され、公道での自動運転レベル3^{*}の走行が可能となりました。さらに、2023年4月には、限定地域における遠隔監視の無人自動運転移動サービスを想定した、自動運転レベル4の運行許可制度を盛り込んだ道路交通法が施行されました。

自動運転車の開発も行われており、2021年3月には本田技研工業株式会社が自動運転レベル3の乗用車を発売するなど、高度な自動運転レベルのサービスの実現と市場化が進んでいます（図47、図48）。

当機構ではこのような自動車技術の進化と、それに伴う自動車保険の変化に対応すべく、自動車の走行データの収集・分析体制を構築し、今後の参考純率の商品・料率制度体系上の対応案等の検討を進めています。

※自動運転レベルについて

日本を含めた多くの国で自動運転は、レベル0（自動運転なし）、レベル1（運転支援）、レベル2（部分運転自動化）、レベル3（条件付運転自動化）、レベル4（高度運転自動化）、レベル5（完全運転自動化）の複数のレベルに分けて定義されています。なお、レベル2（部分運転自動化）については、レベル1と同様ドライバーが責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援」技術であることに注意が必要です。

図46 コネクテッドカーの新車販売台数（乗用車、商用車）

	2023年見込	2022年比	2035年予測	2022年比
日 本	370万台	102.8%	390万台	108.3%
北 米	1,420万台	109.2%	1,990万台	1.5倍
欧 州	1,280万台	104.9%	1,930万台	1.6倍
中 国	1,360万台	124.8%	2,770万台	2.5倍
そ の 他	650万台	112.1%	2,150万台	3.7倍
合 計	5,080万台	111.6%	9,230万台	2.0倍

※「コネクテッドカー・V2X・自動運転関連市場の将来展望 2023」（株式会社 富士経済）

図47 自動運転システムの実現が見込まれる技術

		レベル	実現が見込まれる技術（例）
自動運転技術の高度化	自家用車	レベル3	高速道路での自動運転
		レベル4	高速道路での自動運転
	物流サービス用の車（配送用トラック等）	—	高速道路でのトラックの後続車有人隊列走行
		—	高速道路でのトラックの後続車無人隊列走行
	移動サービス用の車（バス・タクシー等）	レベル4	高速道路でのトラックの自動運転
		レベル2以上	限定地域での無人自動運転移動サービス 高速道路でのバスの運転支援・自動運転

※「官民 ITS 構想・ロードマップ」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議 2021年度）から作成

図48 モビリティ・ロードマップ2024工程表

時間軸：ステージ	重点を置く取組
短期的な取組： 総括的事業実証（2024年度）	自動運転の事業化に向けた技術の習熟化・高度化
	自動運転の事業化加速のための審査手続の透明性・公平性の確保
	自動運転等新たな技術を活用した事業に対する受容性向上（必要性、安全性、コスト負担）
中期的な取組： 先行的事業化（2025～2026年度）	自動運転等新たな技術の導入コストの低減・負担の合理化
	データの収集・共有の加速、路車協調等協調領域での技術の高度化と実践
	モビリティサービスを支える人材の育成、業態を支える制度の施行・改善
長期的な取組： 本格的事業化（2027年度以降）	業態を支える制度の活用普及と新たなモビリティサービス市場の確立（ある程度の量的普及も含む）
	新たな技術を更に積極的に取り込むための事業改善サイクルの確立
	他形態（オーナーカー等）への展開

※「モビリティ・ロードマップ2024」（デジタル社会推進会議／モビリティワーキンググループ 2024年度）から作成

第Ⅳ部

くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第1表	自賠責保険収支の推移	80
第2表	自賠責保険車種別収支〈2023年度〉	82
第3表	自賠責保険都道府県別収支〈2023年度〉	84
第4表	原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移	86
第5表	原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2024年3月末〉	87
第6表	自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移	88
第7表	自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2023年度〉	89
第8表	自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2023年度〉	90
第9表	自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2023年度〉	91
第10表	自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2023年度〉	92
第11表	自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費〈2023年度〉	93
第12表	政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2023年度〉	94

2 自動車保険統計

第13表	任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2023年度〉	96
第14表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2023年度〉	100
第15表	任意自動車保険 人傷実損払保険金種類別統計表〈2023年度〉	102
第16表	任意自動車保険 人傷定額払保険金種類別統計表〈2023年度〉	104
第17表	任意自動車保険 都道府県別統計表〈2023年度〉	106
第18表	任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2024年3月末〉	108
第19表	任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2024年3月末〉	110
第20表	任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉	112
第21表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2023年度〉	114
第22表	任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2023年度〉	116
第23表	任意自動車保険 人傷実損払保険金額別契約構成表〈2023年度〉	118
第24表	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2023年度〉	120
第25表	任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2023年度〉	122
第26表	任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2023年度〉	124
第27表	任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2023年度〉	126

3 関連情報

I 共済関係

第28表	自賠責共済収支の推移	128
第29表	自賠責共済都道府県別収支〈2023年度〉	130
第30表	自動車共済 補償種目別収支の推移	132
第31表	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2024年3月末〉	133

II 交通事故関係

第32表	交通事故発生状況の推移	134
第33表	都道府県別交通事故発生状況〈2023年〉	135
第34表	事故類型別交通事故件数の推移	136
第35表	年齢層別死者数の推移	136
第36表	状態別死者数の推移	137
第37表	警察統計の死者数の推移	137
第38表	車種別道路交通法違反取締り件数〈2023年〉	138
第39表	救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移	138
第40表	男女別運転免許保有者数の推移	139
第41表	年齢別・男女別免許保有者の前年比較〈2022年・2023年〉	140
第42表	交通事故高額賠償判決例（人身事故）	141
第43表	交通事故高額賠償判決例（物件事故）	142

III 自動車保有登録関係

第44表	車種別自動車保有車両数の推移	144
第45表	都道府県別自動車保有車両数〈2024年3月末〉	146
第46表	新車登録台数の推移	147
第47表	車種別平均使用年数の推移	147

IV 法令関係

第48表	後遺障害等級表	148
------	---------	-----

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契 約		支	
	台 数	保 険 料	死	亡
			件 数	保 険 金
	台 %	千円 %	件	千円
1970	16,995,245	348,963,452	18,126	80,117,614
1975	20,535,020	512,498,964	12,314	123,114,183
1980	25,878,153	654,098,997	9,522	151,842,956
1985	28,502,452	926,192,619	9,807	179,684,379
1990	34,404,028	1,217,597,602	11,057	219,345,168
1991	34,675,719 (0.8)	1,112,594,634 (△8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541 (1.3)	1,087,793,724 (△2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078 (5.0)	1,012,188,061 (△7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038 (0.5)	1,015,698,547 (0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545 (1.2)	1,046,279,856 (3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188 (1.7)	1,072,702,030 (2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586 (△0.1)	979,729,851 (△8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994 (△1.2)	964,554,584 (△1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877 (2.2)	988,676,122 (2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102 (0.3)	999,284,341 (1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759 (△0.1)	996,798,683 (△0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670 (△0.4)	1,202,373,763 (20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246 (0.9)	1,212,825,888 (0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882 (△0.9)	1,199,455,126 (△1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723 (1.8)	1,154,805,308 (△3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832 (△1.0)	1,138,071,480 (△1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770 (0.3)	1,050,075,232 (△7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207 (7.7)	874,895,219 (△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312 (△7.7)	811,706,485 (△7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100 (0.3)	811,951,189 (0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667 (△1.2)	897,505,823 (10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580 (3.8)	936,324,556 (4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097 (△3.4)	1,028,327,183 (9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126 (0.9)	1,034,178,479 (0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559 (△0.2)	1,025,949,786 (△0.8)	3,639	90,941,312
2016	39,255,373 (1.8)	1,047,243,538 (2.1)	3,568	89,412,881
2017	39,316,675 (0.2)	975,407,360 (△6.9)	3,481	84,175,617
2018	39,310,818 (0.0)	976,001,603 (0.1)	3,264	78,847,730
2019	39,044,153 (△0.7)	967,360,228 (△0.9)	3,173	76,685,969
2020	39,404,281 (0.9)	811,259,159 (△16.1)	2,930	70,539,221
2021	39,182,750 (△0.6)	751,078,356 (△7.4)	2,719	68,451,084
2022	39,570,968 (1.0)	762,025,788 (1.5)	2,503	60,641,167
2023	39,765,466 (0.5)	676,710,440 (△11.2)	2,537	61,775,162

- ※1 1991年度以降の()内の数値は、対前年度増減率を示します。
- ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
- ※3 1970年度は、沖縄県を含みません。
- ※4 保険金には、付帯費用を含みます。

払					年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計			
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金		
件	千円	件 %	千円 %		
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253		1970
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382		1975
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619		1980
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747		1985
895,170	523,568,377	906,227	742,913,545		1990
921,410	544,820,322	932,970 (3.0)	786,147,304 (5.8)		1991
949,534	558,438,652	961,154 (3.0)	814,911,861 (3.7)		1992
973,557	574,800,552	984,620 (2.4)	834,070,228 (2.4)		1993
975,640	579,166,878	986,343 (0.2)	833,412,546 (△0.1)		1994
995,893	589,170,581	1,006,666 (2.1)	839,960,540 (0.8)		1995
1,013,162	594,064,502	1,023,654 (1.7)	841,986,595 (0.2)		1996
1,036,979	613,771,251	1,047,176 (2.3)	855,267,546 (1.6)		1997
1,047,048	625,786,046	1,056,643 (0.9)	856,357,294 (0.1)		1998
1,093,628	650,636,759	1,103,041 (4.4)	877,181,304 (2.4)		1999
1,142,984	680,553,984	1,151,919 (4.4)	898,801,937 (2.5)		2000
1,175,778	693,360,883	1,184,234 (2.8)	901,267,030 (0.3)		2001
1,195,400	720,596,376	1,203,741 (1.6)	923,182,128 (2.4)		2002
1,206,408	729,203,566	1,214,274 (0.9)	922,948,270 (0.0)		2003
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)		2004
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)		2005
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)		2006
1,156,333	683,321,309	1,162,362 (2.3)	828,803,036 (0.5)		2007
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)		2008
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)		2009
1,136,876	677,004,059	1,141,798 (1.7)	795,721,580 (△0.5)		2010
1,155,536	691,458,139	1,160,313 (1.6)	805,430,966 (1.2)		2011
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)		2012
1,185,334	708,022,604	1,189,459 (2.6)	807,477,423 (0.9)		2013
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△2.6)	796,221,579 (△1.4)		2014
1,157,070	703,870,613	1,160,709 (0.2)	794,811,925 (△0.2)		2015
1,136,174	681,319,330	1,139,742 (△1.8)	770,732,211 (△3.0)		2016
1,119,111	666,774,709	1,122,592 (△1.5)	750,950,326 (△2.6)		2017
1,082,458	643,249,783	1,085,722 (△3.3)	722,097,513 (△3.8)		2018
1,006,272	604,109,258	1,009,445 (△7.0)	680,795,227 (△5.7)		2019
843,424	536,543,394	846,354 (△16.2)	607,082,615 (△10.8)		2020
786,603	491,744,362	789,322 (△6.7)	560,195,446 (△7.7)		2021
790,200	472,448,418	792,703 (0.4)	533,089,584 (△4.8)		2022
826,193	486,148,614	828,730 (4.5)	547,923,776 (2.8)		2023

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第2表 自賠責保険車種別収支〈2023年度〉

	車種	契 約		支		
		台 数	保 険 料	死 亡		
				件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	乗合自動車	200,396	4,386,524	13	302,908	
2	乗用自動車	営業用	206,419	12,037,821	38	1,012,630
3		自家用	17,383,278	308,024,444	973	24,018,881
4	普通貨物自動車	営業用	1,012,337	23,502,020	253	6,623,973
5		自家用	1,316,161	23,607,093	125	3,060,938
6	小型貨物自動車	営業用	64,844	1,056,017	14	332,374
7		自家用	2,794,131	37,020,661	156	3,963,441
8	小型二輪および軽自動車	14,174,016	240,938,176	887	20,603,515	
9	特殊および緊急自動車	402,528	3,238,501	17	430,473	
10	商品自動車	37,421	391,104	0	0	
11	特種用途自動車	390,320	5,599,301	24	495,727	
12	被けん引自動車	217,130	1,157,412	1	30,000	
13	原動機付自転車	1,566,485	15,751,366	36	900,303	
14	合 計	39,765,466	676,710,440	2,537	61,775,162	

※1 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※2 保険金には、付帯費用を含みます。

払				
傷害および後遺障害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
5,977	3,261,952	5,990	3,564,860	1
21,389	12,246,579	21,427	13,259,209	2
391,234	226,578,999	392,207	250,597,880	3
23,324	17,591,189	23,577	24,215,163	4
15,119	9,986,952	15,244	13,047,890	5
1,388	897,218	1,402	1,229,592	6
40,872	25,561,364	41,028	29,524,805	7
303,984	175,790,249	304,871	196,393,764	8
1,440	1,232,164	1,457	1,662,637	9
266	144,249	266	144,249	10
4,576	3,221,553	4,600	3,717,280	11
3	2,266	4	32,266	12
16,621	9,633,878	16,657	10,534,181	13
826,193	486,148,614	828,730	547,923,776	14

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈2023年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	1,750,122	29,959,251	31,529	20,225,685
青森	482,976	8,358,749	5,336	3,341,073
岩手	452,455	7,816,101	4,614	2,827,023
宮城	814,251	14,031,295	13,814	8,610,897
秋田	303,010	5,245,581	3,368	1,776,447
山形	407,719	7,036,304	5,243	2,878,581
福島	722,045	12,438,895	11,565	6,659,375
茨城	1,275,458	21,907,270	25,577	18,021,447
栃木	830,959	14,261,010	16,881	11,538,685
群馬	846,221	14,643,394	20,359	14,072,845
埼玉	2,127,726	36,305,554	46,576	32,300,861
千葉	1,863,656	31,835,716	40,823	28,545,121
東京都	2,279,552	39,345,338	53,342	36,412,267
神奈川県	2,144,838	35,872,188	45,039	32,063,830
新潟	876,266	15,079,826	11,346	6,488,739
富山	437,801	7,562,534	6,981	3,839,052
石川	444,138	7,709,444	8,063	4,246,954
福井	318,298	5,521,344	5,790	2,968,151
山梨	323,611	5,570,637	6,511	3,994,385
長野	858,302	14,852,049	12,782	7,224,724
岐阜	825,856	14,184,471	17,763	10,846,354
静岡	1,449,525	24,745,706	30,516	21,234,134
愛知	2,682,934	46,132,477	56,935	36,407,861
三重	722,795	12,415,276	15,081	9,920,192

- ※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
 ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。
 ※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。
 ※4 保険金には、付帯費用を含みます。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋賀	502,171	8,662,762	10,800	6,258,341
京都	726,131	12,416,204	17,669	12,477,282
大阪	2,109,397	35,598,162	57,646	42,001,499
兵庫	1,544,728	26,270,761	35,424	25,485,279
奈良	408,000	6,994,506	9,396	6,282,159
和歌山	358,370	6,084,979	7,886	5,529,027
鳥取	213,804	3,724,709	3,160	1,601,564
島根	195,751	3,423,856	2,380	1,203,644
岡山	747,154	12,907,420	18,879	11,465,083
広島	941,050	16,221,652	19,072	12,464,739
山口	481,830	8,346,029	8,727	5,231,263
徳島	297,403	5,113,943	7,309	4,532,350
香川	378,768	6,512,725	9,869	6,359,917
愛媛	480,876	8,180,682	10,773	6,860,256
高知	220,792	3,777,905	3,464	2,408,119
福岡	1,679,970	28,885,196	47,520	32,722,801
佐賀	297,630	5,144,951	7,089	4,709,310
長崎	394,813	6,790,662	7,688	4,899,778
熊本	668,251	11,468,341	15,213	8,904,177
大分	407,869	7,048,329	8,097	5,151,880
宮崎	338,157	5,868,514	6,682	4,257,936
鹿児島	497,692	8,520,343	8,405	5,333,489
沖縄	518,795	5,043,888	8,903	4,734,895
離島	115,550	873,510	845	604,305
合 計	39,765,466	676,710,440	828,730	547,923,776

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321
2016	5,279	832	6,111
2017	5,103	787	5,890
2018	4,979	751	5,730
2019	4,863	713	5,575
2020	4,853	690	5,542
2021	4,873	669	5,542
2022	4,872	649	5,520
2023	4,804	624	5,428

- ※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。
 ※2 1970年度は、沖縄県を含みません。
 ※3 1996年度以前の自賠責共済は、J A共済から報告を受けた加入台数です。
 ※4 1997年度の自賠責共済は、J A共済およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。
 ※5 1998～2000年度の自賠責共済は、J A共済、全自共およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。
 ※6 2001年度以降の自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数（2024年3月末）

都道府県	自賠責保険		自賠責共済		合計	
	付保台数	台	加入台数	台	付保・加入台数	台
北海道	48,311	台	5,817	台	54,128	台
青森	17,915		5,554		23,469	
岩手	21,972		8,714		30,686	
宮城	55,949		5,920		61,869	
秋田	9,632		4,750		14,382	
山形	16,279		6,316		22,595	
福島	32,577		8,601		41,178	
茨城	73,464		6,714		80,178	
栃木	46,414		7,678		54,092	
群馬	43,973		7,216		51,189	
埼玉	258,674		19,602		278,276	
千葉	216,470		8,821		225,291	
東京都	429,620		10,618		440,238	
神奈川県	516,087		24,658		540,745	
新潟	45,262		10,877		56,139	
富山	13,519		2,270		15,789	
石川	17,716		2,538		20,254	
福井	10,864		1,856		12,720	
山梨	27,747		14,953		42,700	
長野	45,168		16,323		61,491	
岐阜	37,911		5,810		43,721	
静岡県	159,670		23,749		183,419	
愛知	200,044		30,566		230,610	
三重	60,333		12,981		73,314	
滋賀	50,152		11,050		61,202	
京都	223,281		10,519		233,800	
大阪	568,848		14,877		583,725	
兵庫県	290,847		21,985		312,832	
奈良	76,548		23,882		100,430	
和歌山	86,454		30,747		117,201	
鳥取	9,395		2,137		11,532	
島根	10,393		7,281		17,674	
岡山	73,739		15,763		89,502	
広島	163,665		23,635		187,300	
山口	35,867		12,007		47,874	
徳島	33,096		6,100		39,196	
香川	44,966		9,074		54,040	
愛媛	103,693		26,374		130,067	
高知	41,114		15,804		56,918	
福岡	183,418		23,430		206,848	
佐賀	19,985		7,105		27,090	
長崎	60,649		9,876		70,525	
熊本	81,204		14,076		95,280	
大分	37,086		11,511		48,597	
宮崎	24,535		13,084		37,619	
鹿児島	52,681		18,211		70,892	
沖縄	94,172		15,818		109,990	
離島	32,618		26,325		58,943	
合計	4,803,977		623,573		5,427,550	

※1 自賠責共済は、JA共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた加入台数の合計です。

※2 付保台数および加入台数は、2024年3月末現在の有効契約台数です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
北海道	43,595	100	35,107	81	32,316	74	33,245	76	35,257	81
青森	7,338	100	6,178	84	5,702	78	5,074	69	5,264	72
岩手	6,453	100	5,747	89	4,871	75	4,535	70	3,654	57
宮城	24,615	100	22,983	93	20,321	83	19,609	80	22,606	92
秋田	5,450	100	4,702	86	4,264	78	3,996	73	3,845	71
山形	7,952	100	6,709	84	6,014	76	5,836	73	5,727	72
福島	16,116	100	13,693	85	12,226	76	11,560	72	12,043	75
茨城	32,397	100	27,713	86	24,868	77	24,868	77	26,072	80
栃木	23,419	100	19,946	85	17,746	76	17,167	73	17,687	76
群馬	28,616	100	24,517	86	22,405	78	23,029	80	23,304	81
埼玉	51,919	100	43,485	84	41,038	79	41,058	79	42,224	81
千葉	45,355	100	37,387	82	35,143	77	35,093	77	37,606	83
東京都	150,144	100	126,031	84	125,740	84	134,116	89	136,551	91
神奈川県	55,257	100	48,015	87	45,752	83	40,767	74	43,698	79
新潟	15,043	100	12,895	86	11,808	78	10,921	73	11,016	73
富山	9,356	100	7,727	83	6,782	72	6,926	74	6,624	71
石川	11,355	100	9,057	80	8,381	74	8,644	76	8,920	79
福井	7,960	100	6,328	79	5,883	74	5,893	74	5,592	70
山梨	9,342	100	7,898	85	7,147	77	7,056	76	7,513	80
長野	16,500	100	13,942	84	12,487	76	12,732	77	13,120	80
岐阜	22,448	100	18,130	81	17,365	77	16,994	76	17,338	77
静岡	40,916	100	34,827	85	31,164	76	29,816	73	31,618	77
愛知	82,877	100	71,040	86	66,630	80	66,014	80	68,769	83
三重	20,000	100	16,841	84	15,204	76	14,754	74	15,953	80
滋賀	12,119	100	10,025	83	9,426	78	9,642	80	9,738	80
京都	23,525	100	20,252	86	18,353	78	18,563	79	18,669	79
大阪	105,853	100	92,471	87	90,762	86	95,052	90	99,328	94
兵庫県	44,732	100	37,149	83	34,897	78	34,538	77	35,209	79
奈良	11,937	100	10,257	86	9,354	78	9,064	76	9,561	80
和歌山	10,965	100	9,574	87	8,792	80	8,396	77	8,486	77
鳥取	4,441	100	3,497	79	3,200	72	2,984	67	2,619	59
島根	4,356	100	4,094	94	3,823	88	3,887	89	3,637	83
岡山	26,075	100	22,413	86	19,479	75	18,990	73	20,257	78
広島	28,659	100	24,267	85	21,623	75	22,306	78	23,109	81
山口	12,608	100	10,705	85	9,823	78	9,422	75	9,527	76
徳島	10,083	100	8,542	85	7,633	76	7,627	76	7,879	78
香川	14,422	100	12,625	88	11,163	77	10,855	75	11,588	80
愛媛	15,746	100	13,758	87	12,208	78	11,688	74	12,441	79
高知	5,896	100	5,081	86	4,328	73	4,167	71	4,076	69
福岡	72,446	100	59,983	83	57,954	80	57,586	79	59,211	82
佐賀	9,547	100	8,391	88	7,449	78	6,980	73	7,553	79
長崎	12,026	100	10,321	86	9,312	77	9,356	78	9,472	79
熊本	19,946	100	16,571	83	15,179	76	15,430	77	16,524	83
大分	11,037	100	9,405	85	8,665	79	8,499	77	9,131	83
宮崎	11,349	100	9,677	85	8,540	75	8,331	73	8,750	77
鹿児島	12,391	100	11,102	90	9,974	80	9,278	75	9,759	79
沖縄	12,172	100	10,679	88	9,087	75	8,922	73	9,433	77
合計	1,226,754	100	1,041,737	85	972,281	79	971,266	79	1,007,958	82

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

※2 指数は、2019年度を100としたものです。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費（2023年度）

都道府県	総診療費	件数	平均診療費		診療期間	診療実日数
			円	指数		
	千円	件	円		日	日
北海道	7,366,606	33,828	217,767	86	69.0	14.8
青森	1,326,272	5,744	230,897	92	53.4	13.9
岩手	1,029,818	5,202	197,966	79	51.1	11.1
宮城	3,361,136	15,161	221,696	88	74.6	16.7
秋田	853,287	4,260	200,302	80	52.7	11.5
山形	1,157,767	5,883	196,799	78	60.7	14.5
福島	2,474,004	13,181	187,695	75	55.5	14.1
茨城	6,652,231	26,556	250,498	99	78.1	19.2
栃木	4,280,309	18,205	235,117	93	71.2	17.5
群馬	5,609,363	22,350	250,978	100	78.0	22.5
埼玉	11,581,482	47,245	245,137	97	75.4	17.9
千葉	10,802,402	41,630	259,486	103	77.1	18.3
東京都	14,694,547	55,861	263,056	104	78.0	17.4
神奈川県	12,937,443	46,012	281,175	112	83.1	19.3
新潟	2,635,699	12,009	219,477	87	57.8	13.4
富山	1,245,901	7,389	168,616	67	45.1	10.2
石川	1,490,544	8,520	174,946	69	46.7	11.3
福井	1,179,777	6,327	186,467	74	44.7	11.7
山梨	2,059,928	8,150	252,752	100	70.6	20.1
長野	2,544,236	14,155	179,741	71	58.7	12.7
岐阜	4,192,183	18,471	226,960	90	68.0	18.3
静岡県	9,676,891	33,203	291,446	116	80.5	21.7
愛知県	15,059,647	59,583	252,751	100	73.2	19.2
三重	4,534,147	16,529	274,315	109	79.0	23.2
滋賀	2,812,176	12,462	225,660	90	68.7	18.1
京都	4,954,299	17,952	275,975	110	78.1	19.4
大阪	17,172,178	57,799	297,102	118	81.6	21.4
兵庫	11,497,053	37,764	304,445	121	80.5	22.7
奈良	2,472,569	9,844	251,175	100	70.3	18.6
和歌山	2,300,943	8,690	264,781	105	73.5	20.6
鳥取	602,945	3,395	177,598	71	51.5	12.2
島根	635,909	3,073	206,934	82	45.9	9.9
岡山	4,466,991	20,350	219,508	87	68.6	19.7
広島	5,158,771	20,005	257,874	102	69.1	19.4
山口	2,365,710	9,703	243,812	97	62.4	19.0
徳島	1,622,538	7,768	208,875	83	58.5	14.6
香川	2,599,970	10,835	239,960	95	66.3	20.3
愛媛	3,402,486	11,980	284,014	113	68.3	21.3
高知	1,141,583	4,210	271,160	108	56.9	14.4
福岡	13,381,219	50,286	266,102	106	72.7	22.3
佐賀	2,196,103	8,850	248,147	99	63.5	21.2
長崎	2,208,413	8,450	261,351	104	69.5	19.7
熊本	3,772,076	16,919	222,949	89	59.4	17.1
大分	2,040,022	9,056	225,267	89	63.2	16.2
宮崎	2,153,002	8,906	241,747	96	67.2	22.5
鹿児島	2,808,277	10,232	274,460	109	62.7	17.7
沖縄	2,181,505	10,561	206,562	82	55.7	10.9
合計	222,692,358	884,544	251,760	100	71.9	18.6

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の医療機関に通院した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。
- ※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。
- ※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第8表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2023年度〉

傷害度 受傷部位	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
頭 顔 部	98,641 (71.6)	12,073 (8.8)	9,984 (7.2)	826 (0.6)	3,886 (2.8)	19 (0.0)	12,364 (9.0)	137,793 (100.0)
頸 部	539,526 (96.7)	0 (0.0)	1,428 (0.3)	0 (0.0)	1,079 (0.2)	17 (0.0)	15,994 (2.9)	558,044 (100.0)
腰 背 部	352,794 (93.8)	7,546 (2.0)	0 (0.0)	90 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15,816 (4.2)	376,246 (100.0)
胸 部	87,005 (84.5)	7,450 (7.2)	2,414 (2.3)	537 (0.5)	2,059 (2.0)	3 (0.0)	3,552 (3.4)	103,020 (100.0)
腹 部	21,576 (63.1)	6,366 (18.6)	51 (0.1)	497 (1.5)	0 (0.0)	1 (0.0)	5,703 (16.7)	34,194 (100.0)
上 肢	278,862 (71.3)	85,517 (21.9)	1,563 (0.4)	34 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25,200 (6.4)	391,176 (100.0)
下 肢	262,253 (77.3)	61,735 (18.2)	2,283 (0.7)	63 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13,027 (3.8)	339,361 (100.0)
全 身	15,084 (66.8)	0 (0.0)	95 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (0.1)	7,382 (32.7)	22,583 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	35,980 (100.0)	35,980 (100.0)
合 計	1,655,741 (82.9)	180,687 (9.0)	17,818 (0.9)	2,047 (0.1)	7,024 (0.4)	62 (0.0)	135,018 (6.8)	1,998,397 (100.0)

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに該当区分（受傷部位、傷害度）を集計しており、複数の傷病名が同一の該当区分にあたる場合にはその該当区分に傷病名の個数分を集計しています。例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個集計しています。

※3 傷病名が未記入の事案は除外しました。

※4 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。

※5 傷害度の「その他」とは無傷、不明等をいいます。

※6 () 内は各受傷部位における傷害度別の構成比 (%) を示します。

第9表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2023年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両 件	車 両 相 互							車両単独 件	その他 件	合 計 件
		正面衝突 件	側面衝突 件	出合頭衝突 件	接 触 件	追 突 件	その他 件	計 件			
頭 顔 部	29,320 (3.3)	1,800 (0.2)	4,397 (0.5)	17,543 (2.0)	1,908 (0.2)	17,496 (2.0)	5,904 (0.7)	49,048 (5.5)	4,365 (0.5)	590 (0.1)	83,323 (9.4)
頸 部	18,024 (2.0)	6,784 (0.8)	17,040 (1.9)	87,165 (9.9)	21,446 (2.4)	222,705 (25.2)	57,882 (6.5)	413,022 (46.7)	7,962 (0.9)	2,644 (0.3)	441,652 (49.9)
腰 背 部	17,407 (2.0)	1,063 (0.1)	3,134 (0.4)	13,358 (1.5)	3,102 (0.4)	22,085 (2.5)	8,339 (0.9)	51,081 (5.8)	1,886 (0.2)	381 (0.0)	70,755 (8.0)
胸 部	7,925 (0.9)	2,182 (0.2)	3,913 (0.4)	13,606 (1.5)	909 (0.1)	3,787 (0.4)	3,683 (0.4)	28,080 (3.2)	2,200 (0.2)	328 (0.0)	38,533 (4.4)
腹 部	3,644 (0.4)	305 (0.0)	742 (0.1)	1,879 (0.2)	183 (0.0)	660 (0.1)	760 (0.1)	4,529 (0.5)	284 (0.0)	98 (0.0)	8,555 (1.0)
上 肢	46,380 (5.2)	2,007 (0.2)	7,441 (0.8)	24,214 (2.7)	5,516 (0.6)	20,209 (2.3)	13,920 (1.6)	73,307 (8.3)	2,919 (0.3)	929 (0.1)	123,535 (14.0)
下 肢	44,793 (5.1)	1,359 (0.2)	4,973 (0.6)	12,761 (1.4)	2,722 (0.3)	8,657 (1.0)	7,506 (0.8)	37,978 (4.3)	1,971 (0.2)	564 (0.1)	85,306 (9.6)
全 身	1,249 (0.1)	232 (0.0)	501 (0.1)	2,049 (0.2)	352 (0.0)	2,919 (0.3)	1,161 (0.1)	7,214 (0.8)	313 (0.0)	41 (0.0)	8,817 (1.0)
そ の 他	2,181 (0.2)	493 (0.1)	1,081 (0.1)	5,409 (0.6)	1,125 (0.1)	9,167 (1.0)	3,221 (0.4)	20,496 (2.3)	1,082 (0.1)	123 (0.0)	23,882 (2.7)
合 計	170,923 (19.3)	16,225 (1.8)	43,222 (4.9)	177,984 (20.1)	37,263 (4.2)	307,685 (34.8)	102,376 (11.6)	684,755 (77.4)	22,982 (2.6)	5,698 (0.6)	884,358 (100.0)

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
 ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。
 ※3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
 ※4 () 内は構成比 (%) を示します。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2023年度〉

傷害度 診療期間ランク	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	267,998 (39.0)	26,979 (23.1)	1,533 (16.6)	216 (19.6)	754 (13.8)	15 (28.8)	25,295 (67.1)	322,790 (37.6)
31～60日	87,377 (12.7)	14,742 (12.6)	1,139 (12.3)	122 (11.1)	687 (12.6)	5 (9.6)	2,682 (7.1)	106,754 (12.4)
61～90日	78,525 (11.4)	14,883 (12.7)	977 (10.6)	103 (9.3)	590 (10.8)	3 (5.8)	2,191 (5.8)	97,272 (11.3)
91～120日	85,091 (12.4)	16,626 (14.2)	917 (9.9)	123 (11.1)	573 (10.5)	6 (11.5)	2,317 (6.1)	105,653 (12.3)
121～150日	56,270 (8.2)	12,040 (10.3)	659 (7.1)	72 (6.5)	454 (8.3)	5 (9.6)	1,535 (4.1)	71,035 (8.3)
151～180日	44,512 (6.5)	9,911 (8.5)	632 (6.8)	85 (7.7)	391 (7.2)	3 (5.8)	1,198 (3.2)	56,732 (6.6)
181～360日	63,991 (9.3)	18,407 (15.7)	2,348 (25.4)	269 (24.4)	1,409 (25.9)	10 (19.2)	2,146 (5.7)	88,580 (10.3)
361日以上	3,884 (0.6)	3,432 (2.9)	1,032 (11.2)	114 (10.3)	587 (10.8)	5 (9.6)	343 (0.9)	9,397 (1.1)
計	687,648 (100.0)	117,020 (100.0)	9,237 (100.0)	1,104 (100.0)	5,445 (100.0)	52 (100.0)	37,707 (100.0)	858,213 (100.0)
不明	17,641	5,625	1,099	143	663	9	965	26,145
合計	705,289	122,645	10,336	1,247	6,108	61	38,672	884,358

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。
- ※3 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。
- ※4 ()内は診療期間別の構成比(%)を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費（2023年度）

都道府県	総施術費	件数	平均施術費		施術期間	施術実日数
			円	指数		
	千円	件	円		日	日
北海道	2,619,227	9,218	284,143	102	104.2	48.7
青森	113,603	546	208,065	75	86.3	37.7
岩手	146,632	647	226,634	81	93.5	38.5
宮城	1,032,159	3,501	294,818	106	113.8	49.7
秋田	104,521	462	226,236	81	96.3	40.3
山形	197,765	867	228,103	82	95.0	40.0
福島	616,631	2,613	235,986	85	88.8	40.5
茨城	1,908,137	6,491	293,967	105	111.1	52.0
栃木	1,405,793	4,971	282,799	101	104.6	48.1
群馬	2,031,508	6,493	312,877	112	109.8	53.3
埼玉	3,757,181	12,486	300,911	108	109.2	52.0
千葉	3,044,041	10,293	295,739	106	112.4	53.1
東京都	3,826,223	12,848	297,807	107	110.0	50.4
神奈川県	2,726,190	9,111	299,220	107	115.6	51.3
新潟	376,507	1,646	228,741	82	97.0	38.6
富山	434,030	1,757	247,029	89	87.9	43.2
石川	446,768	1,933	231,127	83	88.1	40.7
福井	240,829	1,204	200,024	72	84.8	35.7
山梨	313,601	1,417	221,313	79	95.8	39.9
長野	863,213	3,335	258,835	93	104.8	46.8
岐阜	1,006,754	3,630	277,343	99	104.4	45.4
静岡県	1,914,123	6,572	291,254	104	110.1	50.0
愛知県	2,716,916	9,840	276,109	99	108.6	45.8
三重	517,071	1,866	277,101	99	109.8	44.8
滋賀	552,079	2,169	254,531	91	105.2	42.6
京都	1,148,263	3,960	289,965	104	109.6	47.9
大阪	3,168,727	11,006	287,909	103	107.0	48.8
兵庫県	1,739,733	6,191	281,010	101	108.7	47.6
奈良	388,610	1,528	254,326	91	103.0	43.2
和歌山	571,195	1,989	287,177	103	104.9	49.7
鳥取	59,717	296	201,746	72	95.5	36.6
島根	33,479	164	204,141	73	100.9	39.6
岡山	867,729	3,517	246,724	88	98.8	42.8
広島	743,592	2,913	255,267	92	99.0	43.9
山口	268,807	1,103	243,705	87	95.3	40.8
徳島	581,509	2,247	258,794	93	99.7	47.3
香川	554,700	2,154	257,521	92	101.5	45.4
愛媛	306,885	1,283	239,193	86	101.0	43.0
高知	111,243	531	209,498	75	86.0	37.7
福岡	3,892,135	13,782	282,407	101	100.8	48.8
佐賀	553,441	2,007	275,756	99	95.5	46.3
長崎	419,728	1,772	236,867	85	97.6	41.9
熊本	838,241	3,442	243,533	87	92.3	41.5
大分	609,063	2,244	271,419	97	103.3	48.8
宮崎	352,162	1,328	265,182	95	95.2	44.5
鹿児島	440,127	1,639	268,534	96	98.6	47.5
沖縄	479,900	2,003	239,590	86	94.9	41.3
合計	51,040,488	183,015	278,887	100	105.3	47.9

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。
- ※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。
- ※4 指数は、全国計を100としたものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2023年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	8	4	12	滋賀	1	2	3
青森	0	0	0	京都	8	3	11
岩手	0	0	0	大阪	23	30	53
宮城	0	0	0	兵庫	23	3	26
秋田	0	0	0	奈良	0	1	1
山形	1	0	1	和歌山	0	2	2
福島	3	0	3	鳥取	0	0	0
茨城	7	3	10	島根	0	0	0
栃木	3	0	3	岡山	1	0	1
群馬	6	6	12	広島	7	1	8
埼玉	32	9	41	山口	1	1	2
千葉	19	7	26	徳島	0	2	2
東京	26	15	41	香川	0	2	2
神奈川	33	12	45	愛媛	2	4	6
新潟	3	0	3	高知	1	2	3
富山	0	1	1	福岡	15	4	19
石川	1	0	1	佐賀	2	0	2
福井	0	1	1	長崎	2	1	3
山梨	1	1	2	熊本	2	1	3
長野	1	0	1	大分	0	0	0
岐阜	3	0	3	宮崎	1	0	1
静岡	4	2	6	鹿児島	0	2	2
愛知	13	4	17	沖縄	0	0	0
三重	2	1	3	合計	255	127	382

※ 本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2023年度〉 その1

用途・車種		補償種目合計				
		契 約		支 払		
		台 数	保 険 料	件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	17,927,098	1,304,251,192	1,553,615	701,222,529
		小型	13,990,798	753,348,687	1,136,645	410,674,284
3	営業用乗用車		166,294	19,415,695	24,189	11,714,951
4	軽四輪自動車	乗用車	18,805,922	938,154,003	1,324,611	480,860,343
		貨物車	5,038,542	216,497,715	278,193	105,974,518
6	自家用貨物車	普通	1,133,881	91,944,007	92,835	48,756,899
		小型	2,430,353	160,446,476	209,469	79,778,142
8	営業用貨物車	普通	906,792	114,120,986	99,982	77,318,293
		小型	56,689	4,001,080	4,203	2,127,438
10	バ ス	自家用	73,387	4,183,853	7,062	2,657,995
		営業用	102,639	8,634,129	11,639	6,104,127
12	二 輪 車		2,132,740	59,375,413	45,529	25,658,075
13	原 動 機 付 自 転 車		987,578	18,588,036	33,455	11,172,693
14	ダ ン プ カ ー		448,935	42,148,334	34,176	24,178,800
15	特 種 用 途 自 動 車		332,384	15,232,912	18,593	8,637,601
16	工 作 車		643,362	24,401,767	20,189	14,599,206
17	小 計		65,177,394	3,774,744,285	4,894,385	2,011,435,894
18	レ ン タ カ ー		1,402,556	59,915,983	81,133	30,266,896
19	合 計		66,579,950	3,834,660,268	4,975,518	2,041,702,790
20	運 転 者 賠 償		23,107	350,640	764	295,393
21	販売用・修理工場等受託車		0	24,393,405	51,193	12,175,377
22	そ の 他		1,498,430	13,581,857	18,034	6,783,472
23	総 合 計		68,101,487	3,872,986,170	5,045,509	2,060,957,032

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
17,902,587	78,603	71,258,287	17,897,494	484,441	181,650,735	1
13,971,864	68,652	62,223,131	13,965,688	423,226	144,717,354	2
153,836	7,311	6,212,842	163,410	13,466	4,477,193	3
18,788,071	83,432	73,805,218	18,779,316	506,877	175,378,805	4
5,033,928	24,218	22,903,634	5,022,698	130,184	48,424,364	5
1,130,711	5,578	7,221,769	1,128,360	54,458	26,856,278	6
2,428,613	15,133	14,513,676	2,425,498	84,833	35,285,264	7
863,830	9,310	16,617,812	876,943	71,659	44,159,332	8
54,912	531	704,933	55,767	2,559	1,063,075	9
73,195	313	459,348	72,564	2,538	866,146	10
102,493	1,545	1,374,861	102,300	5,661	2,315,874	11
2,105,030	5,840	5,957,560	2,116,885	15,710	5,298,089	12
982,395	4,540	3,077,431	980,095	16,293	3,620,263	13
446,364	3,055	4,581,499	445,330	20,864	12,750,784	14
329,495	951	773,833	329,068	8,911	3,844,167	15
621,318	829	1,990,698	599,291	15,608	8,396,511	16
64,988,642	309,841	293,676,532	64,960,707	1,857,288	699,104,234	17
1,398,690	6,313	5,516,490	1,398,380	42,344	15,208,456	18
66,387,332	316,154	299,193,022	66,359,087	1,899,632	714,312,690	19
23,092	146	79,638	22,869	508	194,030	20
0	827	757,890	0	5,543	2,064,477	21
1,488,734	1,691	1,243,005	1,445,659	8,582	3,202,190	22
67,899,158	318,818	301,273,555	67,827,615	1,914,265	719,773,387	23

※5 保険金には、付帯費用を含みません。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2023年度〉 その2

	用途・車種		人 傷 実 損 払		
			契約台数	支 払	
				件 数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	17,718,713	60,194	26,177,786
2		小型	13,733,542	47,150	23,168,596
3	営業用乗用車		50,624	306	96,986
4	軽四輪自動車	乗用車	18,505,825	78,318	36,757,732
5		貨物車	4,674,082	13,869	9,274,391
6	自家用貨物車	普通	1,018,872	1,914	1,718,839
7		小型	2,236,349	6,064	3,681,752
8	営業用貨物車	普通	412,154	659	1,439,358
9		小型	34,543	79	33,847
10	バス	自家用	63,865	102	46,766
11		営業用	49,960	54	23,894
12	二輪車		804,434	8,168	10,206,723
13	原動機付自転車		249,143	3,205	2,828,409
14	ダンプカー		405,151	907	1,067,324
15	特殊用途自動車		245,289	419	585,565
16	工作車		398,441	159	684,276
17	小 計		60,600,987	221,567	117,792,244
18	レンタカー		1,074,446	1,993	1,103,189
19	合 計		61,675,433	223,560	118,895,433
20	運転者賠償		10,153	31	8,786
21	販売用・修理工場等受託車		0	0	0
22	そ の 他		236,290	273	85,571
23	総 合 計		61,921,876	223,864	118,989,790

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

人 傷 定 額 払			車 両			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保 険 金		件 数	保 険 金	
台	件	千円	台	件	千円	
8,338,401	87,659	11,081,162	13,734,731	842,718	411,054,559	1
6,295,562	63,286	7,988,708	9,366,773	534,331	172,576,495	2
21,695	691	124,402	23,081	2,415	803,528	3
7,827,364	88,435	10,900,500	11,787,743	567,549	184,018,088	4
1,968,139	14,002	2,058,569	1,908,981	95,920	23,313,560	5
453,253	2,328	384,852	551,228	28,557	12,575,161	6
973,238	8,204	1,171,915	1,316,389	95,235	25,125,535	7
155,827	610	142,950	286,020	17,744	14,958,841	8
12,721	56	11,385	16,675	978	314,198	9
40,473	389	56,797	47,440	3,720	1,228,938	10
28,544	349	52,576	40,987	4,030	2,336,922	11
1,240,011	14,182	3,118,880	115,933	1,629	1,076,823	12
456,485	8,279	1,470,222	25,049	1,138	176,368	13
191,293	900	191,170	175,385	8,450	5,588,023	14
118,430	517	63,051	162,926	7,795	3,370,985	15
210,456	129	43,053	136,194	3,464	3,484,668	16
28,331,892	290,016	38,860,192	39,695,535	2,215,673	862,002,692	17
348,302	970	232,536	578,566	29,513	8,206,225	18
28,680,194	290,986	39,092,728	40,274,101	2,245,186	870,208,917	19
9,431	79	12,570	0	0	369	20
0	117	19,136	0	44,706	9,333,874	21
250,498	220	52,738	549,769	7,268	2,199,968	22
28,940,123	291,402	39,177,172	40,823,870	2,297,160	881,743,128	23

※5 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

※6 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

※7 保険金には、付帯費用を含みません。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2023年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	17,902,587	369	6,306,561
2		小型	13,971,864	347	4,386,743
3	営業用乗用車		153,836	26	413,317
4	軽四輪自動車	乗用車	18,788,071	454	5,564,327
5		貨物車	5,033,928	161	2,214,248
6	自家用貨物車	普通	1,130,711	67	1,227,061
7		小型	2,428,613	108	1,526,049
8	営業用貨物車	普通	863,830	137	3,350,500
9		小型	54,912	11	233,812
10	バス	自家用	73,195	4	103,223
11		営業用	102,493	7	105,605
12	二輪車		2,105,030	78	1,261,667
13	原動機付自転車		982,395	20	291,046
14	ダンプカー		446,364	43	525,281
15	特種用途自動車		329,495	6	56,438
16	工作車		621,318	17	321,236
17	小計		64,988,642	1,855	27,887,114
18	レンタカー		1,398,690	20	522,121
19	合計		66,387,332	1,875	28,409,235

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
78,233	64,951,624	78,603	71,258,281	1
68,305	57,836,386	68,652	62,223,129	2
7,285	5,799,528	7,311	6,212,845	3
82,976	68,240,824	83,432	73,805,219	4
24,057	20,689,387	24,218	22,903,635	5
5,511	5,994,708	5,578	7,221,769	6
15,025	12,987,630	15,133	14,513,679	7
9,173	13,267,312	9,310	16,617,812	8
520	471,120	531	704,932	9
309	356,125	313	459,348	10
1,538	1,269,256	1,545	1,374,861	11
5,762	4,695,892	5,840	5,957,559	12
4,520	2,786,385	4,540	3,077,431	13
3,012	4,056,217	3,055	4,581,498	14
945	717,393	951	773,831	15
812	1,669,463	829	1,990,699	16
307,983	265,789,250	309,841	293,676,528	17
6,293	4,994,369	6,313	5,516,490	18
314,276	270,783,619	316,154	299,193,018	19

※4 保険金には、付帯費用を含みません。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第15表 任意自動車保険 人傷実損払保険金種類別統計表〈2023年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	17,718,713	132	3,460,728
2		小型	13,733,542	209	4,490,216
3	営業用乗用車		50,624	0	0
4	軽四輪自動車	乗用車	18,505,825	305	6,713,304
5		貨物車	4,674,082	92	1,916,721
6	自家用貨物車	普通	1,018,872	19	617,983
7		小型	2,236,349	13	623,940
8	営業用貨物車	普通	412,154	17	567,247
9		小型	34,543	0	0
10	バス	自家用	63,865	0	0
11		営業用	49,960	1	100
12	二輪車		804,434	69	2,002,482
13	原動機付自転車		249,143	11	171,752
14	ダンプカー		405,151	7	269,104
15	特種用途自動車		245,289	4	129,935
16	工作車		398,441	5	193,921
17	小計		60,600,987	884	21,157,433
18	レンタカー		1,074,446	9	280,992
19	合計		61,675,433	893	21,438,425

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

※4 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
60,062	22,717,061	60,194	26,177,789	1
46,941	18,678,377	47,150	23,168,593	2
306	96,986	306	96,986	3
78,013	30,044,421	78,318	36,757,725	4
13,777	7,357,674	13,869	9,274,395	5
1,895	1,100,858	1,914	1,718,841	6
6,051	3,057,811	6,064	3,681,751	7
642	872,112	659	1,439,359	8
79	33,848	79	33,848	9
102	46,766	102	46,766	10
53	23,794	54	23,894	11
8,099	8,204,244	8,168	10,206,726	12
3,194	2,656,657	3,205	2,828,409	13
900	798,224	907	1,067,328	14
415	455,632	419	585,567	15
154	490,353	159	684,274	16
220,683	96,634,818	221,567	117,792,251	17
1,984	822,197	1,993	1,103,189	18
222,667	97,457,015	223,560	118,895,440	19

※5 保険金には、付帯費用を含みません。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第16表 任意自動車保険 人傷定額払保険金種類別統計表〈2023年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	8,338,401	19	179,978
2		小型	6,295,562	37	269,590
3	営業用乗用車		21,695	0	0
4	軽四輪自動車	乗用車	7,827,364	46	319,155
5		貨物車	1,968,139	14	119,148
6	自家用貨物車	普通	453,253	3	22,030
7		小型	973,238	2	21,010
8	営業用貨物車	普通	155,827	2	20,010
9		小型	12,721	0	0
10	バス	自家用	40,473	0	0
11		営業用	28,544	3	15,030
12	二輪車		1,240,011	97	389,601
13	原動機付自転車		456,485	31	104,272
14	ダンプカー		191,293	4	25,015
15	特種用途自動車		118,430	0	0
16	工作車		210,456	1	10,000
17	小計		28,331,892	259	1,494,839
18	レンタカー		348,302	6	35,060
19	合計		28,680,194	265	1,529,899

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

※4 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
87,640	10,901,185	87,659	11,081,163	1
63,249	7,719,118	63,286	7,988,708	2
691	124,402	691	124,402	3
88,389	10,581,346	88,435	10,900,501	4
13,988	1,939,421	14,002	2,058,569	5
2,325	362,822	2,328	384,852	6
8,202	1,150,905	8,204	1,171,915	7
608	122,940	610	142,950	8
56	11,385	56	11,385	9
389	56,797	389	56,797	10
346	37,546	349	52,576	11
14,085	2,729,283	14,182	3,118,884	12
8,248	1,365,952	8,279	1,470,224	13
896	166,155	900	191,170	14
517	63,051	517	63,051	15
128	33,053	129	43,053	16
289,757	37,365,361	290,016	38,860,200	17
964	197,476	970	232,536	18
290,721	37,562,837	290,986	39,092,736	19

※5 保険金には、付帯費用を含みません。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表〈2023年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,982,190	182,924,518	238,462	96,546,410
青森	776,339	42,228,548	47,583	17,060,789
岩手	726,848	38,183,926	42,489	14,928,258
宮城	1,363,180	76,956,285	90,920	33,632,452
秋田	535,144	28,588,495	37,011	15,876,823
山形	657,683	35,958,161	42,388	14,532,084
福島	1,205,176	68,812,447	83,587	31,436,397
茨城	2,092,315	118,768,775	145,491	61,674,433
栃木	1,366,724	76,217,886	94,279	39,036,910
群馬	1,412,300	82,493,376	178,513	101,478,927
埼玉	3,554,970	207,385,862	260,936	119,473,674
千葉	3,160,653	189,714,326	240,496	108,095,867
東京都	3,831,742	244,279,710	278,077	131,410,282
神奈川県	3,550,256	205,799,936	253,466	112,043,276
新潟	1,393,644	69,920,115	86,790	28,041,858
富山	703,671	38,219,773	48,652	17,352,704
石川	730,268	38,437,913	49,875	16,583,713
福井	533,645	29,145,692	39,060	14,572,826
山梨	540,798	28,910,593	36,052	13,703,892
長野	1,391,148	71,803,390	87,659	31,201,895
岐阜	1,412,591	87,978,666	121,622	48,025,763
静岡	2,377,048	132,145,553	171,199	66,659,319
愛知	4,667,354	290,901,662	377,469	157,561,851
三重	1,275,385	73,546,443	99,097	40,307,114

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	858,373	46,964,755	61,584	23,743,294
京 都	1,177,684	69,444,857	89,782	37,662,395
大 阪	3,420,600	219,177,868	275,339	123,381,809
兵 庫	2,577,871	150,798,515	192,004	83,929,296
奈 良	705,025	39,865,837	52,619	21,595,408
和 歌 山	609,137	31,892,944	42,931	17,163,456
鳥 取	340,719	19,377,329	24,615	8,166,674
島 根	351,756	18,630,957	23,154	7,617,265
岡 山	1,248,523	69,315,198	97,643	38,552,979
広 島	1,585,941	88,684,172	113,868	44,446,030
山 口	828,843	46,273,639	62,038	22,342,357
徳 島	481,902	25,100,869	35,414	12,967,703
香 川	649,528	34,634,031	47,943	18,057,486
愛 媛	801,294	41,806,989	55,098	19,081,472
高 知	371,123	19,334,979	21,091	7,433,306
福 岡	2,891,626	171,632,078	247,725	93,248,158
佐 賀	507,892	28,791,199	38,118	14,825,930
長 崎	709,149	36,930,401	43,762	14,408,616
熊 本	1,041,726	59,969,810	80,733	27,991,941
大 分	679,915	37,086,140	48,021	16,426,648
宮 崎	627,828	34,099,631	41,153	13,686,243
鹿 児 島	912,054	47,213,363	53,745	18,443,209
沖 縄	724,345	31,288,157	50,131	14,085,723
合 計	66,579,950	3,834,660,288	4,975,518	2,041,702,826

※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※5 合計には、都道府県不明分を含みます。

※6 保険金には、付帯費用を含みません。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 (2024年3月末)

	用途・車種	2024年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	自家用普通乗用車	20,926,519 (20,514,938)	17,416,180 (16,954,815)	83.2 (82.6)	17,413,570 (16,952,031)	83.2 (82.6)
2	自家用小型乗用車	17,623,597 (18,165,212)	13,869,270 (14,262,668)	78.7 (78.5)	13,867,249 (14,260,192)	78.7 (78.5)
3	軽四輪乗用車	23,226,180 (23,070,718)	18,136,552 (17,966,413)	78.1 (77.9)	18,131,212 (17,960,537)	78.1 (77.8)
4	軽四輪貨物車	8,529,613 (8,525,405)	4,835,892 (4,804,054)	56.7 (56.3)	4,833,577 (4,800,660)	56.7 (56.3)
5	自家用小型貨物車	3,423,033 (3,429,440)	2,768,603 (2,763,276)	80.9 (80.6)	2,767,590 (2,762,191)	80.9 (80.5)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,556,944 (1,548,698)	1,378,592 (1,374,567)	88.5 (88.8)	1,380,010 (1,376,064)	88.6 (88.9)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,101,416 (1,100,735)	807,011 (807,291)	73.3 (73.3)	815,812 (816,395)	74.1 (74.2)
8	営業用小型貨物車	72,148 (72,664)	50,100 (50,392)	69.4 (69.3)	50,839 (51,147)	70.5 (70.4)
9	営業用乗用車	202,658 (202,267)	145,974 (143,567)	72.0 (71.0)	155,435 (151,573)	76.7 (74.9)
10	営業用バス	106,227 (106,453)	93,814 (93,900)	88.3 (88.2)	93,679 (93,508)	88.2 (87.8)
11	自家用バス	103,876 (105,727)	73,811 (75,562)	71.1 (71.5)	73,424 (75,121)	70.7 (71.1)
12	二輪車	4,035,432 (3,961,318)	1,896,427 (1,851,462)	47.0 (46.7)	1,933,217 (1,887,731)	47.9 (47.7)
13	特種・特殊車	1,661,030 (1,647,775)	847,982 (832,721)	51.1 (50.5)	939,791 (921,260)	56.6 (55.9)
14	合計	82,568,673 (82,451,350)	62,320,207 (61,980,688)	75.5 (75.2)	62,455,404 (62,108,410)	75.6 (75.3)

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報 (令和6年3月末現在)」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2024年3月末現在の有効契約台数です。

※3 ()内数値は、2023年3月末の数値です。

※4 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※5 付保台数合計には、用途・車種不明分を含みます。

人傷実損払		人傷定額払		車両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
17,234,949 (16,764,475)	82.4 (81.7)	8,195,259 (8,010,357)	39.2 (39.0)	13,386,655 (12,934,231)	64.0 (63.0)	1
13,620,473 (13,988,711)	77.3 (77.0)	6,235,010 (6,393,415)	35.4 (35.2)	9,328,697 (9,542,809)	52.9 (52.5)	2
17,861,344 (17,675,930)	76.9 (76.6)	7,680,979 (7,564,673)	33.1 (32.8)	11,493,676 (11,304,456)	49.5 (49.0)	3
4,459,776 (4,408,888)	52.3 (51.7)	1,941,643 (1,911,653)	22.8 (22.4)	1,856,172 (1,797,927)	21.8 (21.1)	4
2,485,626 (2,467,849)	72.6 (72.0)	1,140,617 (1,135,782)	33.3 (33.1)	1,432,935 (1,412,347)	41.9 (41.2)	5
1,191,581 (1,181,857)	76.5 (76.3)	580,499 (578,247)	37.3 (37.3)	656,331 (643,933)	42.2 (41.6)	6
385,760 (380,003)	35.0 (34.5)	150,436 (149,954)	13.7 (13.6)	261,149 (259,858)	23.7 (23.6)	7
31,179 (30,968)	43.2 (42.6)	11,689 (11,727)	16.2 (16.1)	15,318 (15,197)	21.2 (20.9)	8
47,495 (44,911)	23.4 (22.2)	21,055 (21,823)	10.4 (10.8)	22,346 (21,506)	11.0 (10.6)	9
43,907 (41,124)	41.3 (38.6)	26,115 (25,297)	24.6 (23.8)	39,563 (39,033)	37.2 (36.7)	10
64,849 (65,687)	62.4 (62.1)	39,737 (40,235)	38.3 (38.1)	48,365 (49,166)	46.6 (46.5)	11
704,845 (684,638)	17.5 (17.3)	1,137,032 (1,109,704)	28.2 (28.0)	99,844 (90,996)	2.5 (2.3)	12
623,318 (605,031)	37.5 (36.7)	364,653 (357,486)	22.0 (21.7)	320,648 (308,573)	19.3 (18.7)	13
58,755,102 (58,340,072)	71.2 (70.8)	27,524,723 (27,310,353)	33.3 (33.1)	38,961,699 (38,420,032)	47.2 (46.6)	14

※6 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

※7 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第19表 任意自動車保険 都道府県別普及率表 (2024年3月末)

	都道府県	2024年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	北海道	3,803,036	2,733,033	71.9	2,758,292	72.5
2	青森	999,304	722,444	72.3	726,408	72.7
3	岩手	1,022,813	684,260	66.9	687,141	67.2
4	宮城	1,708,858	1,291,798	75.6	1,294,282	75.7
5	秋田	797,213	502,415	63.0	504,767	63.3
6	山形	925,947	623,431	67.3	626,143	67.6
7	福島	1,648,974	1,130,903	68.6	1,133,798	68.8
8	茨城	2,650,029	1,980,440	74.7	1,981,383	74.8
9	栃木	1,753,676	1,286,183	73.3	1,287,549	73.4
10	群馬	1,818,146	1,331,300	73.2	1,333,077	73.3
11	埼玉	4,218,099	3,350,257	79.4	3,353,971	79.5
12	千葉	3,732,930	2,978,439	79.8	2,981,378	79.9
13	東京	4,431,703	3,500,902	79.0	3,521,144	79.5
14	神奈川	4,067,157	3,288,994	80.9	3,297,292	81.1
15	新潟	1,830,465	1,308,235	71.5	1,314,016	71.8
16	富山	900,764	667,260	74.1	668,496	74.2
17	石川	922,024	687,328	74.5	687,600	74.6
18	福井	672,126	502,264	74.7	502,440	74.8
19	山梨	772,974	508,950	65.8	509,451	65.9
20	長野	1,922,533	1,317,082	68.5	1,320,207	68.7
21	岐阜	1,691,765	1,335,111	78.9	1,335,923	79.0
22	静岡	2,913,842	2,231,675	76.6	2,233,733	76.7
23	愛知	5,361,074	4,427,907	82.6	4,435,893	82.7
24	三重	1,530,793	1,195,391	78.1	1,196,391	78.2
25	滋賀	1,064,829	807,229	75.8	807,769	75.9
26	京都	1,341,592	1,080,677	80.6	1,082,256	80.7
27	大阪	3,829,675	3,170,696	82.8	3,179,715	83.0
28	兵庫	3,059,252	2,420,402	79.1	2,424,604	79.3
29	奈良	838,681	665,160	79.3	665,131	79.3
30	和歌山	757,550	566,314	74.8	566,486	74.8
31	鳥取	469,026	321,320	68.5	321,483	68.5
32	島根	554,225	331,203	59.8	331,556	59.8
33	岡山	1,555,302	1,183,187	76.1	1,184,161	76.1
34	広島	1,921,262	1,492,730	77.7	1,495,725	77.9
35	山口	1,068,303	783,667	73.4	784,683	73.5
36	徳島	619,127	461,266	74.5	461,226	74.5
37	香川	797,772	613,876	76.9	614,563	77.0
38	愛媛	1,026,617	746,872	72.8	747,351	72.8
39	高知	561,662	350,062	62.3	349,491	62.2
40	福岡	3,475,757	2,717,610	78.2	2,723,333	78.4
41	佐賀	691,576	476,442	68.9	476,637	68.9
42	長崎	958,546	657,352	68.6	657,555	68.6
43	熊本	1,412,430	984,658	69.7	985,376	69.8
44	大分	932,181	643,933	69.1	644,502	69.1
45	宮崎	955,881	596,292	62.4	596,853	62.4
46	鹿児島	1,366,734	864,560	63.3	863,997	63.2
47	沖縄	1,214,448	667,580	55.0	669,074	55.1
48	合計	82,568,673	62,320,207	75.5	62,455,404	75.6

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和6年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2024年3月末の有効契約台数です。

※3 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※4 付保台数合計には、都道府県不明および用途・車種不明分を含みます。

人傷実損払		人傷定額払		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
2,613,707	68.7	1,234,341	32.5	1,888,027	49.6	1
689,861	69.0	319,837	32.0	454,846	45.5	2
650,592	63.6	266,660	26.1	423,300	41.4	3
1,221,920	71.5	634,774	37.1	794,106	46.5	4
480,409	60.3	184,616	23.2	332,410	41.7	5
596,670	64.4	258,213	27.9	421,197	45.5	6
1,081,862	65.6	542,849	32.9	716,808	43.5	7
1,892,965	71.4	873,965	33.0	1,157,081	43.7	8
1,226,933	70.0	589,472	33.6	750,441	42.8	9
1,266,503	69.7	681,713	37.5	816,256	44.9	10
3,147,735	74.6	1,420,471	33.7	1,958,722	46.4	11
2,816,270	75.4	1,364,503	36.6	1,877,612	50.3	12
3,184,083	71.8	1,498,321	33.8	2,068,183	46.7	13
3,046,621	74.9	1,435,268	35.3	1,957,986	48.1	14
1,235,806	67.5	482,978	26.4	760,201	41.5	15
633,356	70.3	270,408	30.0	433,762	48.2	16
651,320	70.6	286,295	31.1	408,388	44.3	17
480,298	71.5	190,827	28.4	322,704	48.0	18
481,645	62.3	225,231	29.1	266,826	34.5	19
1,254,803	65.3	498,410	25.9	785,929	40.9	20
1,281,944	75.8	570,354	33.7	998,149	59.0	21
2,105,419	72.3	1,035,288	35.5	1,405,188	48.2	22
4,211,276	78.6	1,984,692	37.0	3,181,858	59.4	23
1,140,001	74.5	516,864	33.8	795,165	51.9	24
768,149	72.1	333,241	31.3	506,876	47.6	25
1,006,734	75.0	468,406	34.9	654,572	48.8	26
2,945,442	76.9	1,373,532	35.9	1,972,519	51.5	27
2,275,423	74.4	1,165,620	38.1	1,459,786	47.7	28
634,548	75.7	277,031	33.0	395,653	47.2	29
534,633	70.6	266,333	35.2	301,781	39.8	30
307,719	65.6	119,355	25.4	227,870	48.6	31
312,477	56.4	118,928	21.5	216,652	39.1	32
1,115,502	71.7	502,893	32.3	732,552	47.1	33
1,394,506	72.6	599,210	31.2	894,358	46.6	34
741,066	69.4	338,430	31.7	524,463	49.1	35
438,818	70.9	212,133	34.3	272,209	44.0	36
579,692	72.7	267,131	33.5	361,793	45.4	37
703,680	68.5	291,032	28.3	429,894	41.9	38
328,467	58.5	130,096	23.2	192,517	34.3	39
2,555,740	73.5	1,273,694	36.6	1,773,025	51.0	40
450,150	65.1	251,363	36.3	300,638	43.5	41
617,748	64.4	315,657	32.9	389,360	40.6	42
935,925	66.3	498,241	35.3	671,452	47.5	43
608,665	65.3	279,695	30.0	399,068	42.8	44
563,218	58.9	290,854	30.4	372,570	39.0	45
815,024	59.6	364,249	26.7	509,383	37.3	46
640,851	52.8	369,209	30.4	366,148	30.1	47
58,755,102	71.2	27,524,723	33.3	38,961,699	47.2	48

※5 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

※6 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

	都道府県	2020 年 度			2021 年 度		
		付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
1	北海道	2,175,686	2,790,570	78.0	2,181,921	2,783,879	78.4
2	青森	553,624	726,173	76.2	554,284	723,433	76.6
3	岩手	521,378	740,633	70.4	524,055	738,293	71.0
4	宮城	1,028,140	1,298,016	79.2	1,032,122	1,297,534	79.5
5	秋田	393,895	587,615	67.0	394,158	584,298	67.5
6	山形	497,313	692,454	71.8	497,630	689,700	72.2
7	福島	890,015	1,221,871	72.8	891,407	1,218,750	73.1
8	茨城	1,573,838	1,991,325	79.0	1,576,704	1,990,039	79.2
9	栃木	1,038,916	1,341,476	77.4	1,042,939	1,341,624	77.7
10	群馬	1,067,461	1,381,273	77.3	1,069,950	1,379,785	77.5
11	埼玉	2,665,213	3,222,381	82.7	2,675,881	3,228,837	82.9
12	千葉	2,373,054	2,829,395	83.9	2,382,339	2,833,678	84.1
13	東京都	2,637,379	3,095,706	85.2	2,645,060	3,096,574	85.4
14	神奈川県	2,600,201	3,053,136	85.2	2,611,433	3,055,213	85.5
15	新潟	1,038,722	1,389,360	74.8	1,039,648	1,384,545	75.1
16	富山	544,127	709,910	76.6	544,099	707,778	76.9
17	石川	556,931	725,814	76.7	558,938	725,823	77.0
18	福井	400,443	513,589	78.0	401,385	513,085	78.2
19	山梨	393,649	559,548	70.4	395,194	559,306	70.7
20	長野	1,007,336	1,379,433	73.0	1,011,687	1,377,789	73.4
21	岐阜	1,074,261	1,300,420	82.6	1,073,567	1,296,000	82.8
22	静岡	1,777,777	2,229,339	79.7	1,777,257	2,225,822	79.8
23	愛知	3,617,201	4,205,433	86.0	3,626,089	4,202,449	86.3
24	三重	954,701	1,163,728	82.0	955,356	1,161,844	82.2
25	滋賀	653,182	811,185	80.5	655,590	812,312	80.7
26	京都	847,264	997,681	84.9	846,666	994,706	85.1
27	大阪	2,449,384	2,779,775	88.1	2,453,955	2,778,304	88.3
28	兵庫	1,955,952	2,315,306	84.5	1,956,597	2,314,187	84.5
29	奈良	551,049	652,099	84.5	549,534	651,329	84.4
30	和歌山	440,362	543,495	81.0	439,199	542,309	81.0
31	鳥取	252,670	346,510	72.9	253,290	345,793	73.2
32	島根	256,915	409,161	62.8	257,316	408,410	63.0
33	岡山	934,499	1,164,738	80.2	936,671	1,162,047	80.6
34	広島	1,182,586	1,461,808	80.9	1,184,350	1,460,095	81.1
35	山口	626,642	819,391	76.5	625,720	816,321	76.7
36	徳島	363,063	457,539	79.4	362,962	455,906	79.6
37	香川	481,768	592,346	81.3	482,352	591,548	81.5
38	愛媛	577,396	746,273	77.4	577,857	744,142	77.7
39	高知	265,782	396,952	67.0	266,981	395,697	67.5
40	福岡	2,155,331	2,618,466	82.3	2,167,907	2,622,752	82.7
41	佐賀	372,979	509,574	73.2	375,255	510,652	73.5
42	長崎	514,861	699,605	73.6	516,204	698,213	73.9
43	熊本	766,340	1,038,457	73.8	771,073	1,039,165	74.2
44	大分	499,440	694,289	71.9	501,998	692,947	72.4
45	宮崎	453,469	677,942	66.9	456,513	677,924	67.3
46	鹿児島	644,201	955,504	67.4	649,449	955,905	67.9
47	沖縄	494,464	869,609	56.9	501,290	875,306	57.3
48	合計	49,202,869	61,706,303	79.7	49,334,785	61,662,048	80.0

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

2022 年度			2023 年度			
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率	
台	台	%	台	台	%	
2,172,009	2,784,991	78.0	2,179,304	2,781,464	78.4	1
551,776	722,285	76.4	551,819	718,937	76.8	2
522,961	737,500	70.9	524,848	735,202	71.4	3
1,030,799	1,300,408	79.3	1,035,977	1,300,529	79.7	4
392,419	581,801	67.4	392,082	578,680	67.8	5
495,815	688,723	72.0	495,423	685,497	72.3	6
887,338	1,217,364	72.9	887,375	1,214,719	73.1	7
1,573,351	1,994,599	78.9	1,581,222	1,998,607	79.1	8
1,041,837	1,345,001	77.5	1,045,442	1,346,139	77.7	9
1,068,367	1,383,631	77.2	1,073,567	1,386,344	77.4	10
2,663,513	3,237,384	82.3	2,687,405	3,244,287	82.8	11
2,372,056	2,842,716	83.4	2,391,414	2,849,176	83.9	12
2,626,242	3,099,434	84.7	2,649,015	3,102,594	85.4	13
2,592,949	3,058,267	84.8	2,610,944	3,053,361	85.5	14
1,037,206	1,383,429	75.0	1,037,472	1,381,179	75.1	15
542,175	707,183	76.7	543,531	706,423	76.9	16
559,051	726,966	76.9	560,914	726,502	77.2	17
400,736	512,411	78.2	401,226	511,757	78.4	18
395,905	560,520	70.6	398,581	562,335	70.9	19
1,013,483	1,381,077	73.4	1,018,533	1,382,720	73.7	20
1,068,818	1,295,849	82.5	1,072,876	1,296,169	82.8	21
1,770,626	2,225,634	79.6	1,774,518	2,224,489	79.8	22
3,613,411	4,214,356	85.7	3,639,322	4,217,906	86.3	23
951,721	1,162,608	81.9	954,887	1,161,544	82.2	24
655,287	816,727	80.2	658,833	819,097	80.4	25
840,742	992,440	84.7	841,641	991,004	84.9	26
2,440,884	2,780,465	87.8	2,450,175	2,781,834	88.1	27
1,945,876	2,315,244	84.0	1,949,531	2,314,522	84.2	28
547,124	651,168	84.0	547,399	650,433	84.2	29
437,246	541,933	80.7	436,390	541,448	80.6	30
253,118	346,346	73.1	253,760	346,001	73.3	31
257,642	408,455	63.1	257,977	407,490	63.3	32
934,384	1,163,801	80.3	935,309	1,161,847	80.5	33
1,181,234	1,461,329	80.8	1,184,298	1,459,639	81.1	34
623,154	815,313	76.4	623,272	813,020	76.7	35
361,273	455,002	79.4	362,334	454,846	79.7	36
480,876	592,001	81.2	482,689	593,010	81.4	37
576,086	743,236	77.5	576,564	742,564	77.6	38
266,528	394,618	67.5	267,192	393,395	67.9	39
2,168,283	2,633,539	82.3	2,186,545	2,643,680	82.7	40
375,855	511,692	73.5	377,476	512,344	73.7	41
515,575	698,424	73.8	516,811	698,246	74.0	42
772,712	1,042,493	74.1	778,723	1,045,427	74.5	43
503,444	694,286	72.5	506,504	694,515	72.9	44
457,414	678,458	67.4	459,985	678,481	67.8	45
651,665	958,815	68.0	655,214	960,915	68.2	46
513,610	890,946	57.6	524,517	905,978	57.9	47
49,183,896	61,750,868	79.6	49,422,002	61,776,296	80.0	48

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2023年度)

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	15,875	0.1	2,033	0.0	3,228	0.0
2		小型	17,529	0.1	2,420	0.0	3,714	0.0
3	営業用乗用車		207	0.1	37	0.0	20,933	13.6
4	軽四輪自動車	乗用車	7,804	0.0	4,647	0.0	4,743	0.0
5		貨物車	9,579	0.2	4,047	0.1	6,837	0.1
6	自家用貨物車	普通	3,716	0.3	939	0.1	1,429	0.1
7		小型	10,718	0.4	1,878	0.1	3,588	0.1
8	営業用貨物車	普通	2,466	0.3	755	0.1	1,322	0.2
9		小型	99	0.2	50	0.1	59	0.1
10	バス	自家用	1,255	1.7	63	0.1	106	0.1
11		営業用	74	0.1	2	0.0	585	0.6
12	二輪車		15,018	0.7	1,414	0.1	2,712	0.1
13	原動機付自転車		9,776	1.0	2,927	0.3	2,304	0.2
14	ダンプカー		942	0.2	394	0.1	623	0.1
15	特種用途自動車		25,315	7.7	875	0.3	7,515	2.3
16	工作車		9,183	1.5	7,341	1.2	6,749	1.1
17	小計		129,556	0.2	29,822	0.0	66,447	0.1
18	レンタカー		1,242	0.1	465	0.0	4,221	0.3
19	合計		130,798	0.2	30,287	0.0	70,668	0.1

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

1億円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
54	0.0	17,881,397	99.9	17,902,587	100.0	1
116	0.0	13,948,085	99.8	13,971,864	100.0	2
283	0.2	132,376	86.1	153,836	100.0	3
55	0.0	18,770,822	99.9	18,788,071	100.0	4
63	0.0	5,013,402	99.6	5,033,928	100.0	5
12	0.0	1,124,615	99.5	1,130,711	100.0	6
18	0.0	2,412,411	99.3	2,428,613	100.0	7
466	0.1	858,821	99.4	863,830	100.0	8
60	0.1	54,644	99.5	54,912	100.0	9
2	0.0	71,769	98.1	73,195	100.0	10
0	0.0	101,832	99.4	102,493	100.0	11
41	0.0	2,085,845	99.1	2,105,030	100.0	12
31	0.0	967,357	98.5	982,395	100.0	13
14	0.0	444,391	99.6	446,364	100.0	14
8	0.0	295,782	89.8	329,495	100.0	15
488	0.1	597,555	96.2	621,318	100.0	16
1,711	0.0	64,761,104	99.6	64,988,642	100.0	17
0	0.0	1,392,762	99.6	1,398,690	100.0	18
1,711	0.0	66,153,866	99.6	66,387,332	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2023年度〉

	保険金額 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	46,504	0.3	76,307	0.4	41,424	0.2
2		小型	68,812	0.5	96,788	0.7	39,709	0.3
3	営業用乗用車		49,854	30.5	13,814	8.5	2,965	1.8
4	軽四輪自動車	乗用車	76,769	0.4	119,719	0.6	42,336	0.2
5		貨物車	115,982	2.3	79,051	1.6	16,121	0.3
6	自家用貨物車	普通	14,457	1.3	23,987	2.1	6,801	0.6
7		小型	42,779	1.8	39,664	1.6	10,537	0.4
8	営業用貨物車	普通	43,210	4.9	32,420	3.7	19,225	2.2
9		小型	3,483	6.2	2,818	5.1	1,050	1.9
10	バス	自家用	1,993	2.7	1,236	1.7	311	0.4
11		営業用	17,595	17.2	5,054	4.9	909	0.9
12	二輪車		54,017	2.6	33,379	1.6	8,164	0.4
13	原動機付自転車		156,174	15.9	26,149	2.7	13,756	1.4
14	ダンプカー		4,410	1.0	7,129	1.6	2,519	0.6
15	特種用途自動車		45,778	13.9	10,070	3.1	1,284	0.4
16	工作車		65,254	10.9	53,644	9.0	15,055	2.5
17	小計		807,071	1.2	621,229	1.0	222,166	0.3
18	レンタカー		80,313	5.7	133,924	9.6	109,551	7.8
19	合計		887,384	1.3	755,153	1.1	331,717	0.5

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
28,193	0.2	17,705,066	98.9	17,897,494	100.0	1
28,732	0.2	13,731,647	98.3	13,965,688	100.0	2
2,052	1.3	94,725	58.0	163,410	100.0	3
25,927	0.1	18,514,565	98.6	18,779,316	100.0	4
13,344	0.3	4,798,200	95.5	5,022,698	100.0	5
15,234	1.4	1,067,881	94.6	1,128,360	100.0	6
10,679	0.4	2,321,839	95.7	2,425,498	100.0	7
43,306	4.9	738,782	84.2	876,943	100.0	8
1,590	2.9	46,826	84.0	55,767	100.0	9
239	0.3	68,785	94.8	72,564	100.0	10
1,732	1.7	77,010	75.3	102,300	100.0	11
3,696	0.2	2,017,629	95.3	2,116,885	100.0	12
2,826	0.3	781,190	79.7	980,095	100.0	13
2,931	0.7	428,341	96.2	445,330	100.0	14
1,530	0.5	270,406	82.2	329,068	100.0	15
85,162	14.2	380,176	63.4	599,291	100.0	16
267,173	0.4	63,043,068	97.0	64,960,707	100.0	17
101,180	7.2	973,409	69.6	1,398,380	100.0	18
368,353	0.6	64,016,477	96.5	66,359,087	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第23表 任意自動車保険 人傷実損払保険金額別契約構成表〈2023年度〉

	保険金額 用途・車種		3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	6,076,362	34.3	6,636,274	37.5	1,812,116	10.2
2		小型	5,474,952	39.9	5,037,984	36.7	1,184,427	8.6
3	営業用乗用車		23,464	46.3	11,331	22.4	2,842	5.6
4	軽四輪自動車	乗用車	8,082,745	43.7	6,506,473	35.2	1,194,347	6.5
5		貨物車	2,261,575	48.4	1,491,319	31.9	235,956	5.0
6	自家用貨物車	普通	396,365	38.9	358,467	35.2	67,149	6.6
7		小型	921,461	41.2	774,218	34.6	146,005	6.5
8	営業用貨物車	普通	222,826	54.1	110,177	26.7	16,242	3.9
9		小型	18,434	53.4	9,609	27.8	1,260	3.6
10	バス	自家用	20,112	31.5	22,631	35.4	21,081	33.0
11		営業用	19,076	38.2	15,868	31.8	14,987	30.0
12	二輪車		523,803	65.1	166,965	20.8	27,529	3.4
13	原動機付自転車		165,628	66.5	47,976	19.3	7,193	2.9
14	ダンプカー		152,687	37.7	146,357	36.1	26,029	6.4
15	特種用途自動車		89,381	36.4	88,477	36.1	17,995	7.3
16	工作車		162,880	40.9	124,662	31.3	21,936	5.5
17	小計		24,611,751	40.6	21,548,788	35.6	4,797,094	7.9
18	レンタカー		837,434	77.9	168,089	15.6	10,741	1.0
19	合計		25,449,185	41.3	21,716,877	35.2	4,807,835	7.8

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

※4 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	
3,193,961	18.0	17,718,713	100.0	1
2,036,179	14.8	13,733,542	100.0	2
12,987	25.7	50,624	100.0	3
2,722,260	14.7	18,505,825	100.0	4
685,232	14.7	4,674,082	100.0	5
196,891	19.3	1,018,872	100.0	6
394,665	17.6	2,236,349	100.0	7
62,909	15.3	412,154	100.0	8
5,240	15.2	34,543	100.0	9
41	0.1	63,865	100.0	10
29	0.1	49,960	100.0	11
86,137	10.7	804,434	100.0	12
28,346	11.4	249,143	100.0	13
80,078	19.8	405,151	100.0	14
49,436	20.2	245,289	100.0	15
88,963	22.3	398,441	100.0	16
9,643,354	15.9	60,600,987	100.0	17
58,182	5.4	1,074,446	100.0	18
9,701,536	15.7	61,675,433	100.0	19

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表 (2023年度)

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車		台	%	台	%
	年齢を問わず補償	479,476	1.6	479,243	1.6
	21歳以上補償	1,712,384	5.8	1,712,129	5.8
	26歳以上補償	5,651,734	19.2	5,650,823	19.2
	30歳以上補償	3,259,040	11.0	3,257,711	11.0
	その他	18,406,231	62.4	18,403,024	62.4
	合計	29,508,865	100.0	29,502,930	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	513,453	2.9	513,193	2.9
	21歳以上補償	1,355,965	7.7	1,355,738	7.7
	26歳以上補償	2,950,767	16.7	2,949,768	16.7
	30歳以上補償	1,571,715	8.9	1,570,939	8.9
	その他	11,324,157	63.9	11,321,445	63.9
	合計	17,716,057	100.0	17,711,083	100.0
二輪車	年齢を問わず補償	76,120	3.7	76,406	3.7
	21歳以上補償	169,693	8.2	170,933	8.2
	26歳以上補償	1,414,661	68.5	1,428,246	68.7
	30歳以上補償	354,054	17.2	353,869	17.0
	その他	49,738	2.4	49,566	2.4
	合計	2,064,266	100.0	2,079,020	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	26,309	4.4	26,300	4.4
	21歳以上補償	491,582	82.8	493,142	82.8
	その他	75,924	12.8	75,925	12.8
	合計	593,815	100.0	595,367	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,095,358	2.2	1,095,142	2.2
	21歳以上補償	3,729,624	7.5	3,731,942	7.5
	26歳以上補償	10,017,162	20.1	10,028,837	20.1
	30歳以上補償	5,184,809	10.4	5,182,519	10.4
	その他	29,856,050	59.9	29,849,960	59.8
	合計	49,883,003	100.0	49,888,400	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

※3 「原動機付自転車」以外の「その他」には35歳以上補償等を含みます。

人傷実損払		人傷定額払		車 両		合 計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%	台	%
475,309	1.6	205,156	1.5	305,873	1.4	480,395	1.6
1,701,260	5.8	720,250	5.2	1,196,952	5.5	1,714,382	5.8
5,585,978	19.0	2,629,606	19.0	4,214,356	19.4	5,679,418	19.2
3,212,058	11.0	1,634,601	11.8	2,076,840	9.6	3,263,834	11.0
18,358,796	62.6	8,678,816	62.6	13,889,472	64.1	18,410,794	62.3
29,333,401	100.0	13,868,429	100.0	21,683,493	100.0	29,548,823	100.0
509,394	2.9	194,011	2.6	297,605	2.6	513,983	2.9
1,347,167	7.7	520,011	6.9	866,372	7.7	1,357,250	7.7
2,903,793	16.5	1,240,284	16.5	1,899,513	16.8	2,961,515	16.7
1,543,066	8.8	722,771	9.6	839,294	7.4	1,573,586	8.9
11,285,149	64.2	4,854,141	64.5	7,419,266	65.5	11,326,243	63.9
17,588,569	100.0	7,531,218	100.0	11,322,050	100.0	17,732,577	100.0
31,161	4.0	35,572	2.9	2,445	2.2	76,629	3.7
77,024	9.9	83,773	6.8	6,567	6.0	171,603	8.2
600,719	77.2	745,061	60.8	78,645	71.7	1,438,981	68.8
39,238	5.0	333,326	27.2	16,790	15.3	354,309	16.9
30,326	3.9	28,422	2.3	5,307	4.8	49,942	2.4
778,468	100.0	1,226,154	100.0	109,754	100.0	2,091,464	100.0
8,439	6.2	13,530	3.7	1,242	15.6	26,633	4.5
125,310	91.7	278,809	76.5	6,720	84.3	495,712	82.9
2,876	2.1	72,144	19.8	7	0.1	75,926	12.7
136,625	100.0	364,483	100.0	7,969	100.0	598,271	100.0
1,024,303	2.1	448,269	1.9	607,165	1.8	1,097,640	2.2
3,250,761	6.8	1,602,843	7.0	2,076,611	6.3	3,738,947	7.5
9,090,490	19.0	4,614,951	20.1	6,192,514	18.7	10,079,914	20.2
4,794,362	10.0	2,690,698	11.7	2,932,924	8.9	5,191,729	10.4
29,677,147	62.0	13,633,523	59.3	21,314,052	64.3	29,862,905	59.8
47,837,063	100.0	22,990,284	100.0	33,123,266	100.0	49,971,135	100.0

※4 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。

※5 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 (2023年度)

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金 千円
		件	構成比 %	
対人賠償	「自動車」対「自動車」	241,858	76.5	168,205,027
	「自動車」対「人」	53,723	17.0	106,988,526
	「自動車」対「物」	10,971	3.5	14,679,113
	自動車単独	7,638	2.4	7,740,747
	合計	316,154	100.0	299,193,018
対物賠償	「自動車」対「自動車」	1,559,870	82.1	575,140,247
	「自動車」対「人」	45,448	2.4	3,643,167
	「自動車」対「物」	265,918	14.0	122,098,835
	自動車単独	19,454	1.0	9,068,027
	合計	1,899,632	100.0	714,312,695
人傷実損払	「自動車」対「自動車」	134,669	60.2	54,771,604
	「自動車」対「人」	7,646	3.4	9,596,292
	「自動車」対「物」	50,227	22.5	30,483,074
	自動車単独	26,301	11.8	21,319,009
	合計	223,560	100.0	118,895,432
人傷定額払	「自動車」対「自動車」	233,069	80.1	29,612,945
	「自動車」対「人」	8,220	2.8	1,265,549
	「自動車」対「物」	33,997	11.7	5,234,898
	自動車単独	15,308	5.3	2,898,919
	合計	290,986	100.0	39,092,710
車両	「自動車」対「自動車」	847,121	37.7	302,161,029
	「自動車」対「人」	24,074	1.1	6,993,002
	「自動車」対「物」	633,694	28.2	274,837,250
	自動車単独	719,968	32.1	274,903,345
	合計	2,245,186	100.0	870,208,912

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分を含みます。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中を含みます。

- ※4 2022年度以降は人身傷害保険と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が保険金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。
- ※5 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。
- ※6 保険金には、付帯費用を含みません。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2023年度〉

	事故形態		他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
			支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
都道府県			件	%	千円	件	%	千円
1	北海道		90,609	76.8	37,350,113	59	0.1	82,452
2	青森		18,759	78.9	6,467,227	24	0.1	20,340
3	岩手		16,723	75.0	5,871,257	18	0.1	13,492
4	宮城		32,262	80.9	11,968,045	74	0.2	69,798
5	秋田		13,678	65.8	4,648,937	1,538	7.4	1,972,369
6	山形		17,239	80.3	5,786,895	25	0.1	32,489
7	福島		29,385	72.7	10,746,049	871	2.2	1,106,772
8	茨城		46,330	78.1	18,152,666	1,110	1.9	1,426,887
9	栃木		29,218	74.3	11,834,833	53	0.1	58,865
10	群馬		32,118	28.2	13,168,891	548	0.5	410,047
11	埼玉		79,218	68.4	33,301,663	1,053	0.9	1,194,263
12	千葉県		81,717	78.2	34,802,887	1,592	1.5	2,001,750
13	東京都		98,325	78.5	47,063,745	258	0.2	296,476
14	神奈川県		84,462	77.7	35,158,694	142	0.1	148,190
15	新潟		31,038	73.5	10,159,214	33	0.1	20,789
16	富山		18,388	79.3	6,381,833	91	0.4	151,665
17	石川		17,383	77.5	5,746,304	94	0.4	106,952
18	福井		14,874	81.8	5,216,275	21	0.1	25,515
19	山梨		11,331	80.2	4,279,983	7	0.0	7,875
20	長野		32,163	79.5	10,844,446	23	0.1	16,792
21	岐阜		46,720	77.6	19,059,127	72	0.1	59,818
22	静岡県		57,896	79.2	21,620,749	690	0.9	759,711
23	愛知県		142,630	78.2	57,300,980	2,506	1.4	3,302,010
24	三重		36,388	77.0	15,227,952	162	0.3	102,757
25	滋賀		20,900	77.2	7,951,946	25	0.1	17,575
26	京都		29,958	80.0	12,049,750	119	0.3	81,488
27	大阪		90,201	78.4	37,990,031	482	0.4	277,090
28	兵庫県		63,266	77.6	27,246,220	144	0.2	89,626
29	奈良		18,007	80.1	7,045,483	74	0.3	54,544
30	和歌山		12,774	75.1	4,749,027	771	4.5	855,609
31	鳥取		9,797	75.0	3,288,028	21	0.2	22,456
32	島根		9,078	72.8	2,935,495	18	0.1	12,912
33	岡山		32,386	79.7	12,859,505	29	0.1	13,106
34	広島		38,968	77.4	14,742,733	27	0.1	23,684
35	山口		22,016	70.3	7,601,445	351	1.1	378,486
36	徳島		11,371	81.4	4,253,444	34	0.2	16,350
37	香川県		15,224	85.9	5,671,904	9	0.1	6,434
38	愛媛		17,431	80.6	5,738,298	73	0.3	47,917
39	高知		7,397	85.0	2,295,353	15	0.2	8,905
40	福岡		78,314	75.5	27,338,167	1,151	1.1	1,271,473
41	佐賀		12,237	79.5	4,502,640	87	0.6	93,016
42	長崎		14,430	85.3	4,307,678	68	0.4	26,521
43	熊本		27,194	79.9	8,798,923	155	0.5	128,846
44	大分		16,324	79.5	5,306,815	65	0.3	37,087
45	宮崎		12,992	75.1	3,882,586	87	0.5	29,908
46	鹿児島		17,847	77.1	5,583,298	153	0.7	58,674
47	沖縄		16,415	77.5	4,032,228	1,602	7.6	529,727
48	合計		1,677,497	74.7	654,022,052	16,653	0.7	17,517,860

※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等を含みます。

※3 都道府県合計には、都道府県不明分を含みます。

盗 難			そ の 他			合 計			
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円	
49	0.0	26,323	27,205	23.1	6,548,644	117,922	100.0	44,007,532	1
6	0.0	1,126	4,991	21.0	1,089,813	23,780	100.0	7,578,506	2
6	0.0	1,549	5,558	24.9	1,155,076	22,305	100.0	7,041,374	3
13	0.0	14,266	7,516	18.9	1,759,452	39,865	100.0	13,811,561	4
11	0.1	5,035	5,553	26.7	3,168,089	20,780	100.0	9,794,430	5
15	0.1	9,684	4,176	19.5	871,690	21,455	100.0	6,700,758	6
39	0.1	89,358	10,133	25.1	2,658,743	40,428	100.0	14,600,922	7
272	0.5	495,661	11,646	19.6	3,701,441	59,358	100.0	23,776,655	8
127	0.3	171,334	9,931	25.3	2,949,034	39,329	100.0	15,014,066	9
132	0.1	401,885	80,949	71.2	61,625,000	113,747	100.0	75,605,823	10
444	0.4	1,792,438	35,033	30.3	17,721,651	115,748	100.0	54,010,015	11
446	0.4	1,347,715	20,795	19.9	7,453,468	104,550	100.0	45,605,820	12
224	0.2	934,771	26,514	21.2	7,373,550	125,321	100.0	55,668,542	13
426	0.4	1,043,102	23,727	21.8	5,978,207	108,757	100.0	42,328,193	14
15	0.0	5,858	11,116	26.3	2,105,806	42,202	100.0	12,291,667	15
12	0.1	4,096	4,711	20.3	1,064,693	23,202	100.0	7,602,287	16
17	0.1	13,758	4,950	22.1	1,163,605	22,444	100.0	7,030,619	17
5	0.0	6,009	3,294	18.1	776,400	18,194	100.0	6,024,199	18
14	0.1	28,848	2,774	19.6	619,265	14,126	100.0	4,935,971	19
30	0.1	36,014	8,259	20.4	1,818,301	40,475	100.0	12,715,553	20
102	0.2	181,113	13,286	22.1	3,116,987	60,180	100.0	22,417,045	21
61	0.1	84,003	14,447	19.8	3,422,499	73,094	100.0	25,886,962	22
537	0.3	1,605,554	36,790	20.2	8,923,334	182,463	100.0	71,131,878	23
100	0.2	167,398	10,597	22.4	2,329,750	47,247	100.0	17,827,857	24
39	0.1	38,750	6,119	22.6	1,262,804	27,083	100.0	9,271,075	25
53	0.1	107,768	7,307	19.5	1,675,382	37,437	100.0	13,914,388	26
428	0.4	765,877	23,916	20.8	5,616,708	115,027	100.0	44,649,706	27
136	0.2	230,041	17,993	22.1	4,047,445	81,539	100.0	31,613,332	28
42	0.2	62,471	4,348	19.3	977,915	22,471	100.0	8,140,413	29
29	0.2	42,518	3,429	20.2	1,079,013	17,003	100.0	6,726,167	30
6	0.0	4,567	3,246	24.8	653,501	13,070	100.0	3,968,552	31
2	0.0	266	3,376	27.1	605,616	12,474	100.0	3,554,289	32
30	0.1	31,308	8,195	20.2	1,749,537	40,640	100.0	14,653,456	33
15	0.0	5,723	11,344	22.5	2,353,288	50,354	100.0	17,125,428	34
11	0.0	2,143	8,925	28.5	2,472,486	31,303	100.0	10,454,560	35
4	0.0	1,035	2,559	18.3	560,002	13,968	100.0	4,830,831	36
6	0.0	2,051	2,480	14.0	612,789	17,719	100.0	6,293,178	37
2	0.0	153	4,130	19.1	894,279	21,636	100.0	6,680,647	38
1	0.0	400	1,286	14.8	283,371	8,699	100.0	2,588,029	39
52	0.1	63,665	24,192	23.3	7,393,429	103,709	100.0	36,066,734	40
5	0.0	8,913	3,055	19.9	853,910	15,384	100.0	5,458,479	41
0	0.0	0	2,414	14.3	585,707	16,912	100.0	4,919,906	42
7	0.0	1,987	6,700	19.7	1,578,208	34,056	100.0	10,507,964	43
5	0.0	543	4,149	20.2	957,720	20,543	100.0	6,302,165	44
11	0.1	3,483	4,214	24.4	833,621	17,304	100.0	4,749,598	45
5	0.0	3,915	5,130	22.2	1,009,557	23,135	100.0	6,655,444	46
4	0.0	527	3,160	14.9	671,526	21,181	100.0	5,234,008	47
4,006	0.2	9,851,456	547,030	24.4	188,817,578	2,245,186	100.0	870,208,946	48

※4 支払保険金には、付帯費用を含みません。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表 (2023年度)

補償種目	修理費費目	認定損害額単価	
		円	%
対物賠償	部品費	163,153	42.1
	工賃	67,789	17.5
	塗装費	55,644	14.4
	間接損害	71,603	18.5
	その他	28,918	7.5
	合計	387,107	100.0
車両	部品費	184,203	50.7
	工賃	82,706	22.8
	塗装費	62,893	17.3
	その他	33,347	9.2
	合計	363,149	100.0

※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。

※2 間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。

※3 その他には、消費税や諸費用を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

3 関連情報

I 共済関係

第28表 自賠責共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死 亡	
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
1970	2,923,354	19,255,593	496	2,105,422
1975	2,732,993	31,792,707	658	6,360,930
1980	2,759,764	45,980,728	624	8,935,923
1985	3,138,386	75,182,861	615	9,920,758
1990	3,325,675	90,287,051	673	12,035,243
1991	3,268,791 (△ 1.7)	80,536,948 (△10.8)	672	12,418,737
1992	3,294,496 (0.8)	81,887,921 (1.7)	737	14,406,045
1993	3,263,432 (△ 0.9)	70,517,578 (△13.9)	685	13,844,827
1994	3,360,666 (3.0)	73,139,184 (3.7)	681	14,183,155
1995	3,309,483 (△ 1.5)	73,916,381 (1.1)	664	13,641,336
1996	3,360,019 (1.5)	75,702,484 (2.4)	635	12,652,475
1997	3,357,421 (△ 0.1)	70,707,667 (△ 6.6)	627	12,596,200
1998	3,369,297 (0.4)	72,201,803 (2.1)	625	13,069,091
1999	3,472,701 (3.1)	73,822,215 (2.2)	561	12,692,039
2000	3,567,223 (2.7)	75,241,838 (1.9)	506	12,286,500
2001	3,575,456 (0.2)	76,321,869 (1.4)	482	11,029,849
2002	3,573,753 (0.0)	94,797,163 (24.2)	571	13,082,946
2003	3,637,219 (1.8)	96,557,242 (1.9)	550	12,823,658
2004	3,566,015 (△ 2.0)	95,050,314 (△ 1.6)	569	13,103,586
2005	3,629,699 (1.8)	91,563,939 (△ 3.7)	537	12,606,434
2006	3,616,425 (△ 0.4)	91,005,611 (△ 0.6)	487	11,616,129
2007	3,610,799 (△ 0.2)	84,705,567 (△ 6.9)	445	10,127,141
2008	3,951,279 (9.4)	73,456,873 (△13.3)	455	10,521,942
2009	3,724,945 (△ 5.7)	69,438,082 (△ 5.5)	407	9,207,247
2010	3,731,514 (0.2)	69,607,048 (0.2)	403	9,315,241
2011	3,704,642 (△ 0.7)	77,930,334 (12.0)	349	8,277,082
2012	3,805,988 (2.7)	80,465,865 (3.3)	316	7,495,028
2013	3,647,079 (△ 4.2)	88,778,767 (10.3)	384	8,529,955
2014	3,672,962 (0.7)	89,347,693 (0.6)	344	7,797,786
2015	3,672,167 (0.0)	89,143,140 (△ 0.2)	346	7,886,126
2016	3,693,865 (0.6)	90,143,244 (1.1)	364	8,256,259
2017	3,680,489 (△ 0.4)	84,277,770 (△ 6.5)	302	7,397,265
2018	3,650,477 (△ 0.8)	83,753,746 (△ 0.6)	278	5,969,405
2019	3,616,628 (△ 0.9)	82,967,278 (△ 0.9)	261	5,756,045
2020	3,695,021 (2.2)	71,207,037 (△14.2)	258	5,638,430
2021	3,681,415 (△ 0.4)	66,485,824 (△ 6.6)	197	4,859,430
2022	3,691,167 (0.3)	67,046,925 (0.8)	184	4,099,025
2023	3,688,771 (△ 0.1)	59,504,993 (△11.2)	193	4,838,313

※1 1970年度は、沖縄県を含みません。

※2 1991年度以降の () 内の数値は、対前年度増減率を示します。

※3 1996年度以前はJ A共済から報告を受けた数値です。

※4 1997年度は、J A共済およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

払				年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
件	千円	件 %	千円 %	
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527	1970
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106	1975
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134	1980
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172	1985
44,677	26,438,530	45,350	38,473,773	1990
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)	1991
45,059	25,689,138	45,796 (1.6)	40,095,183 (5.9)	1992
46,885	27,013,599	47,570 (3.9)	40,858,426 (1.9)	1993
47,262	27,302,519	47,943 (0.8)	41,485,674 (1.5)	1994
47,268	25,646,983	47,932 (0.0)	39,288,319 (△ 5.3)	1995
47,722	25,711,403	48,357 (0.9)	38,363,878 (△ 2.4)	1996
48,948	26,737,861	49,575 (2.5)	39,334,061 (2.5)	1997
49,983	27,103,897	50,608 (2.1)	40,172,988 (2.1)	1998
52,088	30,583,727	52,649 (4.0)	43,275,767 (7.7)	1999
55,561	32,842,902	56,067 (6.5)	45,129,402 (4.3)	2000
58,883	33,499,565	59,365 (5.9)	44,529,413 (△ 1.3)	2001
60,692	34,559,342	61,263 (3.2)	47,642,288 (7.0)	2002
63,464	36,517,854	64,014 (4.5)	49,341,513 (3.6)	2003
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)	2004
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 (0.1)	2005
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)	2006
62,737	36,568,051	63,182 (0.3)	46,695,192 (△ 1.7)	2007
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 (0.8)	2008
63,599	36,711,124	64,006 (2.4)	45,918,371 (△ 2.4)	2009
66,727	38,452,475	67,130 (4.9)	47,767,716 (4.0)	2010
69,117	38,291,020	69,466 (3.5)	46,568,101 (△ 2.5)	2011
69,716	38,690,169	70,032 (0.8)	46,185,198 (△ 0.8)	2012
71,218	39,545,411	71,602 (2.2)	48,075,366 (4.1)	2013
70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 (0.8)	2014
69,655	39,889,782	70,001 (△ 1.2)	47,775,908 (△ 1.4)	2015
68,969	38,492,345	69,333 (△ 1.0)	46,748,604 (△ 2.2)	2016
67,205	37,665,064	67,507 (△ 2.6)	45,062,329 (△ 3.6)	2017
64,112	36,282,620	64,390 (△ 4.6)	42,252,026 (△ 6.2)	2018
60,160	35,346,645	60,421 (△ 6.2)	41,102,690 (△ 2.7)	2019
51,795	31,666,861	52,053 (△13.8)	37,305,291 (△ 9.2)	2020
47,871	28,968,352	48,068 (△ 7.7)	33,827,782 (△ 9.3)	2021
49,148	27,816,913	49,332 (2.6)	31,915,938 (△ 5.7)	2022
51,429	28,834,329	51,622 (4.6)	33,672,642 (5.5)	2023

※5 1998～2000年度は、JA共済、全自共およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※6 2001年度以降は、JA共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。

※7 共済金には、付帯費用を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第29表 自賠責共済都道府県別収支 〈2023年度〉

都 道 府 県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北 海 道	215,697	3,533,146	2,043	1,359,457
青 森	48,978	798,587	406	293,852
岩 手	88,888	1,477,548	683	525,282
宮 城	83,315	1,388,033	1,037	624,042
秋 田	112,291	1,895,525	950	470,213
山 形	75,711	1,252,617	795	512,413
福 島	134,055	2,227,775	1,655	908,342
茨 城	51,811	852,647	795	558,136
栃 木	65,752	1,091,179	1,000	588,472
群 馬	86,542	1,439,419	1,503	1,156,923
埼 玉	101,757	1,680,462	1,876	1,361,841
千 葉	55,295	902,113	945	734,440
東 京	41,207	677,422	824	572,211
神 奈 川	69,602	1,124,793	1,320	864,945
新 潟	59,419	987,761	556	310,666
富 山	31,748	541,548	492	271,953
石 川	36,072	620,577	501	337,744
福 井	29,127	498,454	401	223,401
山 梨	71,011	1,155,891	1,109	676,829
長 野	118,550	1,975,753	1,224	763,180
岐 阜	58,609	980,354	911	600,446
静 岡	108,373	1,804,112	1,763	1,338,924
愛 知	165,223	2,749,124	2,577	1,481,869
三 重	73,312	1,216,502	1,268	838,216

- ※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
- ※2 J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。
- ※3 共済金には、付帯費用を含みます。

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
滋賀	52,093	865,753	803	469,004
京都	29,603	485,350	398	359,260
大阪	28,854	477,686	543	486,314
兵庫	100,994	1,668,181	1,514	1,130,705
奈良	40,128	623,132	693	444,191
和歌山	54,800	875,156	838	576,255
鳥取	24,968	421,114	246	157,670
島根	83,270	1,428,117	832	466,516
岡山	72,123	1,183,275	1,245	768,687
広島	81,325	1,359,082	1,131	677,029
山口	77,328	1,290,220	1,078	593,677
徳島	29,175	481,701	531	320,730
香川	33,816	556,843	689	454,955
愛媛	75,401	1,225,388	1,160	758,973
高知	74,989	1,247,507	776	468,802
福岡	116,418	1,922,797	2,489	1,710,893
佐賀	61,090	1,018,065	1,220	688,174
長崎	56,399	933,981	840	498,410
熊本	79,150	1,287,160	1,195	765,983
大分	71,034	1,180,909	979	666,195
宮崎	138,596	2,305,203	2,067	1,364,153
鹿児島	133,038	2,192,147	1,624	1,283,616
沖縄	108,866	990,123	1,660	885,585
離島	82,968	614,764	437	303,069
合計	3,688,771	59,504,993	51,622	33,672,642

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	区 分 補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
		件	千円	件	千円
2019年度	対人賠償	11,175,294	79,550,412	39,138	43,617,588
	対物賠償	11,143,470	176,080,736	299,178	96,242,257
	人身傷害	8,897,956	37,440,735	28,870	20,132,502
	搭乗者傷害	8,891,302	18,975,739	61,918	11,377,487
	車 両	5,868,945	158,791,976	266,776	86,162,925
	合 計	11,175,294	470,839,598	695,880	257,532,760
2020年度	対人賠償	11,194,296	79,535,582	32,616	39,345,206
	対物賠償	11,163,083	174,315,451	257,007	84,862,576
	人身傷害	9,067,314	37,609,302	26,725	18,610,665
	搭乗者傷害	8,826,086	18,807,289	53,239	10,052,652
	車 両	5,941,951	160,158,112	231,132	73,664,374
	合 計	11,194,296	470,425,736	600,719	226,535,473
2021年度	対人賠償	11,184,731	77,934,129	29,620	36,063,614
	対物賠償	11,153,253	170,727,278	255,664	86,267,154
	人身傷害	9,177,991	38,817,567	26,044	17,156,928
	搭乗者傷害	8,747,822	18,462,129	51,630	9,341,066
	車 両	6,000,023	160,410,922	235,136	76,630,957
	合 計	11,184,731	466,352,025	598,094	225,459,719
2022年度	対人賠償	11,173,689	75,004,568	29,643	32,538,496
	対物賠償	11,142,677	166,882,271	262,858	91,752,557
	人傷実損払	9,261,102	41,434,010	27,720	17,547,059
	人傷定額払	8,676,477	18,211,098	52,395	9,331,874
	車 両	6,056,936	158,182,798	258,828	90,900,590
	合 計	11,173,689	459,714,745	631,444	242,070,576
2023年度	対人賠償	11,167,833	73,130,554	30,909	35,596,179
	対物賠償	11,137,890	164,287,101	272,024	99,877,498
	人傷実損払	9,340,159	41,856,791	29,234	17,893,975
	人傷定額払	8,596,595	18,030,019	53,255	9,711,312
	車 両	6,134,025	160,787,080	275,570	101,917,709
	合 計	11,167,833	458,091,545	660,992	264,996,673

- ※1 J A共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値の合計です。
- ※2 2022年度以降は人身傷害と同様、事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害の額が共済金として支払われるものを「人傷実損払」に掲載しています。
- ※3 2021年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害の代替として人身傷害を参考純率化しました。これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害の数値は掲載せず、搭乗者傷害と同様、契約時に設定した定額が共済金として支払われるものを「人傷定額払」に掲載しています。
- ※4 搭乗者傷害および人傷定額払には、一部共済における傷害定額給付型を含みます。
- ※5 共済金には、付帯費用を含みません。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率（2024年3月末）

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
北海道	3,803,036	548,673	14.4	2,733,033	71.9	3,281,706	86.3
青森	999,304	180,132	18.0	722,444	72.3	902,576	90.3
岩手	1,022,813	228,854	22.4	684,260	66.9	913,114	89.3
宮城	1,708,858	249,737	14.6	1,291,798	75.6	1,541,535	90.2
秋田	797,213	214,993	27.0	502,415	63.0	717,408	90.0
山形	925,947	218,832	23.6	623,431	67.3	842,263	91.0
福島	1,648,974	327,955	19.9	1,130,903	68.6	1,458,858	88.5
茨城	2,650,029	269,104	10.2	1,980,440	74.7	2,249,544	84.9
栃木	1,753,676	266,007	15.2	1,286,183	73.3	1,552,190	88.5
群馬	1,818,146	290,628	16.0	1,331,300	73.2	1,621,928	89.2
埼玉	4,218,099	369,391	8.8	3,350,257	79.4	3,719,648	88.2
千葉	3,732,930	227,396	6.1	2,978,439	79.8	3,205,835	85.9
東京都	4,431,703	284,905	6.4	3,500,902	79.0	3,785,807	85.4
神奈川県	4,067,157	246,666	6.1	3,288,994	80.9	3,535,660	86.9
新潟	1,830,465	367,346	20.1	1,308,235	71.5	1,675,581	91.5
富山	900,764	168,916	18.8	667,260	74.1	836,176	92.8
石川	922,024	158,647	17.2	687,328	74.5	845,975	91.8
福井	672,126	114,988	17.1	502,264	74.7	617,252	91.8
山梨	772,974	149,037	19.3	508,950	65.8	657,987	85.1
長野	1,922,533	400,190	20.8	1,317,082	68.5	1,717,272	89.3
岐阜	1,691,765	205,425	12.1	1,335,111	78.9	1,540,536	91.1
静岡県	2,913,842	359,423	12.3	2,231,675	76.6	2,591,098	88.9
愛知県	5,361,074	483,142	9.0	4,427,907	82.6	4,911,049	91.6
三重	1,530,793	178,951	11.7	1,195,391	78.1	1,374,342	89.8
滋賀	1,064,829	153,341	14.4	807,229	75.8	960,570	90.2
京都	1,341,592	119,268	8.9	1,080,677	80.6	1,199,945	89.4
大阪	3,829,675	199,563	5.2	3,170,696	82.8	3,370,259	88.0
兵庫県	3,059,252	303,887	9.9	2,420,402	79.1	2,724,289	89.1
奈良	838,681	85,463	10.2	665,160	79.3	750,623	89.5
和歌山	757,550	113,187	14.9	566,314	74.8	679,501	89.7
鳥取	469,026	100,563	21.4	321,320	68.5	421,883	89.9
島根	554,225	179,496	32.4	331,203	59.8	510,699	92.1
岡山	1,555,302	218,154	14.0	1,183,187	76.1	1,401,341	90.1
広島	1,921,262	248,371	12.9	1,492,730	77.7	1,741,101	90.6
山口	1,068,303	186,307	17.4	783,667	73.4	969,974	90.8
徳島	619,127	103,240	16.7	461,266	74.5	564,506	91.2
香川	797,772	119,360	15.0	613,876	76.9	733,236	91.9
愛媛	1,026,617	190,257	18.5	746,872	72.8	937,129	91.3
高知	561,662	144,510	25.7	350,062	62.3	494,572	88.1
福岡	3,475,757	321,554	9.3	2,717,610	78.2	3,039,164	87.4
佐賀	691,576	149,851	21.7	476,442	68.9	626,293	90.6
長崎	958,546	185,867	19.4	657,352	68.6	843,219	88.0
熊本	1,412,430	273,098	19.3	984,658	69.7	1,257,756	89.0
大分	932,181	163,067	17.5	643,933	69.1	807,000	86.6
宮崎	955,881	218,013	22.8	596,292	62.4	814,305	85.2
鹿児島	1,366,734	274,177	20.1	864,560	63.3	1,138,737	83.3
沖縄	1,214,448	306,830	25.3	667,580	55.0	974,410	80.2
合計	82,568,673	10,903,010	13.2	62,320,207	75.5	73,223,217	88.7

- ※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報（令和6年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成
- ※2 保有車両数、自動車共済および自動車保険の台数は、原動機付自転車を除きます。
- ※3 自動車共済は、J A 共済、全自共、交協連およびこくみん共済coopから報告を受けた数値から作成
- ※4 自動車共済・自動車保険台数は、2024年3月末の有効契約台数です。
- ※5 都道府県合計には自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

Ⅱ 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数			死 者 数		負 傷 者 数	
	件 数		1日当たり 平均件数	人 数	1日当たり 平均人数	人 数	1日当たり 平均人数
	交 通 事 故 件 数	死 亡 事 故 件 数					
	件	件	件	人	人	人	人
1970	718,080	15,801	1,967.3	16,765	45.9	981,096	2,687.9
1975	472,938	10,165	1,295.7	10,792	29.6	622,467	1,705.4
※ ⁴ 1980	476,677	8,329	1,302.4	8,760	23.9	598,719	1,635.8
1985	552,788	8,826	1,514.5	9,261	25.4	681,346	1,866.7
1990	643,097	10,651	1,761.9	11,227	30.8	790,295	2,165.2
1991	662,392	10,551	1,814.8	11,109	30.4	810,245	2,219.8
※ ⁴ 1992	695,346	10,892	1,899.9	11,452	31.3	844,003	2,306.0
1993	724,678	10,398	1,985.4	10,945	30.0	878,633	2,407.2
1994	729,461	10,158	1,998.5	10,653	29.2	881,723	2,415.7
1995	761,794	10,232	2,087.1	10,684	29.3	922,677	2,527.9
※ ⁴ 1996	771,085	9,518	2,106.8	9,943	27.2	942,204	2,574.3
1997	780,401	9,222	2,138.1	9,642	26.4	958,925	2,627.2
1998	803,882	8,800	2,202.4	9,214	25.2	990,676	2,714.2
1999	850,371	8,687	2,329.8	9,012	24.7	1,050,399	2,877.8
※ ⁴ 2000	931,950	8,713	2,546.3	9,073	24.8	1,155,707	3,157.7
2001	947,253	8,424	2,595.2	8,757	24.0	1,181,039	3,235.7
2002	936,950	8,062	2,567.0	8,396	23.0	1,168,029	3,200.1
2003	948,281	7,522	2,598.0	7,768	21.3	1,181,681	3,237.5
※ ⁴ 2004	952,720	7,159	2,603.1	7,436	20.3	1,183,617	3,233.9
2005	934,346	6,691	2,559.9	6,937	19.0	1,157,113	3,170.2
2006	887,267	6,208	2,430.9	6,415	17.6	1,098,564	3,009.8
2007	832,704	5,639	2,281.4	5,796	15.9	1,034,652	2,834.7
※ ⁴ 2008	766,394	5,079	2,094.0	5,209	14.2	945,703	2,583.9
2009	737,637	4,837	2,020.9	4,979	13.6	911,215	2,496.5
2010	725,924	4,808	1,988.8	4,948	13.6	896,297	2,455.6
2011	692,084	4,560	1,896.1	4,691	12.9	854,613	2,341.4
※ ⁴ 2012	665,157	4,307	1,817.4	4,438	12.1	825,392	2,255.2
2013	629,033	4,293	1,723.4	4,388	12.0	781,492	2,141.1
2014	573,842	4,013	1,572.2	4,113	11.3	711,374	1,949.0
2015	536,899	4,028	1,471.0	4,117	11.3	666,023	1,824.7
※ ⁴ 2016	499,201	3,790	1,363.9	3,904	10.7	618,853	1,690.9
2017	472,165	3,630	1,293.6	3,694	10.1	580,850	1,591.4
2018	430,601	3,449	1,179.7	3,532	9.7	525,846	1,440.7
2019	381,237	3,133	1,044.5	3,215	8.8	461,775	1,265.1
※ ⁴ 2020	309,178	2,784	844.7	2,839	7.8	369,476	1,009.5
2021	305,196	2,583	836.2	2,636	7.2	362,131	992.1
2022	300,839	2,550	824.2	2,610	7.2	356,601	977.0
2023	307,930	2,618	843.6	2,678	7.3	365,595	1,001.6

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行) から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。

※4 ※4を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況（2023年）

区分 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	9,082	7.4	131	13.9	2.6	0.3	10,601	8.3	208.2	25.6
青森	2,619	10.3	45	45.2	3.8	0.4	3,099	8.6	261.7	27.8
岩手	1,503	△ 0.5	35	△ 5.4	3.0	0.3	1,796	△ 0.9	154.4	15.5
宮城	4,033	△ 2.0	47	27.0	2.1	0.3	4,932	0.4	217.8	26.4
秋田	1,155	△ 0.2	32	△ 3.0	3.5	0.4	1,339	△ 0.9	146.5	15.2
山形	2,780	△ 6.4	34	30.8	3.3	0.3	3,295	△ 5.0	321.2	32.0
福島	2,913	7.8	55	17.0	3.1	0.3	3,403	8.7	192.6	18.9
東京	31,385	4.0	136	3.0	1.0	0.3	34,870	4.3	247.6	70.2
茨城	6,489	3.5	93	2.2	3.3	0.3	7,885	2.4	279.1	27.7
栃木	3,808	△ 1.8	59	18.0	3.1	0.3	4,550	△ 2.0	239.9	24.0
群馬	10,038	2.4	47	0.0	2.5	0.2	12,377	2.5	650.7	63.0
埼玉	17,002	2.6	122	17.3	1.7	0.3	20,221	3.2	275.8	43.7
千葉	13,564	2.6	127	2.4	2.0	0.3	16,259	2.7	259.9	39.8
神奈川	21,870	3.7	115	1.8	1.2	0.2	25,644	5.2	277.9	54.5
新潟	2,721	△ 0.3	55	△ 9.8	2.6	0.3	3,096	△ 0.9	145.6	15.4
山梨	2,112	4.6	29	16.0	3.6	0.3	2,595	3.1	326.0	30.4
長野	5,006	5.3	42	△ 8.7	2.1	0.2	5,951	6.1	297.0	28.3
静岡	18,662	△ 0.1	70	△ 15.7	2.0	0.2	23,573	△ 0.4	663.1	73.9
富山	1,878	△ 3.8	31	△ 8.8	3.1	0.3	2,108	△ 4.3	209.3	22.1
石川	2,059	3.6	28	27.3	2.5	0.3	2,356	4.8	212.4	24.4
福井	986	5.0	20	△ 25.9	2.7	0.3	1,133	6.6	152.3	15.9
岐阜	3,077	6.3	50	△ 33.3	2.6	0.3	3,806	8.7	197.1	21.2
愛知	24,547	3.0	145	5.8	1.9	0.3	28,990	3.3	387.7	50.7
三重	2,976	2.0	66	10.0	3.8	0.4	3,767	3.5	218.1	22.5
滋賀	2,767	△ 3.3	43	13.2	3.1	0.4	3,375	△ 6.2	239.9	28.8
京都	4,067	6.7	59	31.1	2.3	0.4	4,668	5.8	184.1	28.6
大阪	25,951	1.7	148	5.0	1.7	0.3	30,097	1.1	343.5	66.8
兵庫	16,281	△ 0.6	103	△ 14.2	1.9	0.3	19,113	△ 1.6	355.9	54.5
奈良	2,600	△ 0.1	26	△ 10.3	2.0	0.3	3,165	2.4	244.2	32.7
和歌山	1,355	△ 2.4	31	29.2	3.5	0.3	1,588	△ 3.7	178.0	17.6
鳥取	656	9.7	14	0.0	2.6	0.3	762	10.3	141.9	15.0
島根	756	△ 1.3	22	37.5	3.4	0.4	847	1.3	130.3	14.1
岡山	5,161	18.7	49	△ 33.8	2.7	0.3	5,816	19.8	314.9	33.6
広島	4,766	10.5	78	5.4	2.8	0.4	5,602	10.1	204.6	25.6
山口	2,269	0.4	35	12.9	2.7	0.3	2,699	2.5	207.9	23.3
徳島	1,987	1.4	28	21.7	4.0	0.4	2,352	0.8	338.4	34.6
香川	3,041	△ 3.3	33	△ 5.7	3.6	0.4	3,712	△ 0.5	400.9	41.1
愛媛	2,115	△ 0.8	43	△ 2.3	3.3	0.4	2,315	△ 1.7	179.3	19.3
高知	975	3.4	23	△ 11.5	3.5	0.4	1,049	3.9	157.5	16.0
福岡	20,173	1.5	103	37.3	2.0	0.3	25,699	1.6	503.6	67.8
佐賀	3,144	△ 2.9	13	△ 43.5	1.6	0.2	4,037	△ 4.3	507.8	52.8
長崎	2,639	1.1	36	28.6	2.8	0.3	3,317	0.0	261.8	30.5
熊本	3,312	4.3	37	△ 30.2	2.2	0.2	4,140	5.5	242.2	25.9
大分	2,233	△ 1.7	32	0.0	2.9	0.3	2,767	△ 1.3	252.5	26.9
宮崎	3,488	△ 8.2	30	△ 6.3	2.9	0.3	3,908	△ 7.9	375.0	37.2
鹿児島	2,965	△ 4.0	40	△ 4.8	2.6	0.3	3,348	△ 2.1	216.1	21.8
沖縄	2,964	6.7	38	11.8	2.6	0.3	3,573	7.9	243.4	26.4
合計	307,930	2.4	2,678	2.6	2.2	0.3	365,595	2.5	294.0	39.9

※ 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列車		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
2019	44,907 件	11.8 %	325,313 件	85.3 %	10,941 件	2.9 %	76 件	0.0 %	381,237 件	100.0 %
2020	37,811	12.2	261,209	84.5	10,099	3.3	59	0.0	309,178	100.0
2021	36,801	12.1	257,481	84.3	10,848	3.6	66	0.0	305,196	100.0
2022	37,094	12.3	251,549	83.7	12,143	4.0	53	0.0	300,839	100.0
2023	39,444	12.8	255,964	83.2	12,459	4.0	63	0.0	307,930	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年(暦年)	15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上				合計
	人	人	人	人	人	人	人	65～69歳	70～74歳	75歳以上	計	
2019	52 (1.6)	111 (3.5)	250 (7.8)	181 (5.6)	281 (8.7)	371 (11.5)	187 (5.8)	267 (8.3)	323 (10.0)	1,192 (37.2)	1,782 (55.5)	3,215 (100.0)
2020	39 (1.4)	110 (3.9)	218 (7.7)	173 (6.1)	231 (8.1)	317 (11.2)	155 (5.5)	233 (8.2)	291 (10.3)	1,072 (37.6)	1,596 (56.1)	2,839 (100.0)
2021	42 (1.6)	82 (3.1)	194 (7.4)	129 (4.9)	213 (8.1)	302 (11.5)	154 (5.8)	176 (6.7)	315 (11.9)	1,029 (39.0)	1,520 (57.6)	2,636 (100.0)
2022	28 (1.1)	85 (3.3)	205 (7.9)	153 (5.9)	225 (8.6)	284 (10.9)	159 (6.1)	168 (6.4)	288 (11.0)	1,015 (38.8)	1,471 (56.2)	2,610 (100.0)
2023	40 (1.5)	67 (2.5)	215 (8.0)	129 (4.8)	239 (8.9)	333 (12.4)	189 (7.1)	186 (6.9)	274 (10.2)	1,006 (37.7)	1,466 (54.8)	2,678 (100.0)

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 ()内は構成比(%)を示します。

第36表 状態別死者数の推移

年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗用中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2019	1,083	33.7	510	15.9	433	13.5	1,176	36.5	13	0.4	3,215	100.0
2020	882	31.1	526	18.5	419	14.8	1,002	35.2	10	0.4	2,839	100.0
2021	860	32.6	463	17.6	361	13.7	941	35.7	11	0.4	2,636	100.0
2022	870	33.3	435	16.7	339	13.0	955	36.6	11	0.4	2,610	100.0
2023	837	31.3	508	19.0	346	12.9	973	36.3	14	0.5	2,678	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

年(暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
2019		3,215	3,920	1.22
2020		2,839	3,416	1.20
2021		2,636	3,205	1.22
2022		2,610	3,216	1.23
2023		2,678	3,263	1.22

※ 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第38表 車種別道路交通法違反取締り件数〈2023年〉

車両の種類		大型車	中型車	準中型	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合計
区分		件	件	件	件	件	件	件	件
取締り総件数		29,552	29,679	76,349	3,964,573	136,284	248,451	6	4,484,894
主な違反行為	無免許運転	69	161	651	12,254	1,801	2,663	0	17,599
	酒酔い運転	4	3	2	601	6	26	0	642
	酒気帯び運転	62	26	88	19,123	399	1,127	0	20,825
	最高速度	3,487	5,559	11,665	806,274	24,019	37,496	0	888,500
	通行禁止	1,991	2,337	12,747	548,218	22,816	28,065	0	616,174
	駐停車	256	397	2,756	133,391	3,185	5,320	6	145,311
	整備不良車運転	649	129	77	8,123	3,571	6,621	0	19,170
	積載運転	1,410	1,056	1,945	4,652	238	483	0	9,784
	信号無視	10,444	6,935	9,646	368,852	9,370	23,318	0	428,565
	一時停止	1,682	3,366	11,864	1,157,476	26,779	65,927	0	1,267,094
携帯電話使用等	2,772	3,835	10,495	196,349	176	831	0	214,458	

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。

※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。

※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。

※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による 出動件数 (B)	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率		
2019	6,639,767	0.5	5,978,008	0.3	432,492	6.5
2020	5,933,277	-10.6	5,293,830	-11.4	366,255	6.2
2021	6,193,581	4.4	5,491,744	3.7	368,491	5.9
2022	7,229,572	16.7	6,217,283	13.2	382,301	5.3
2023	7,638,558	5.7	6,641,420	6.8	399,577	5.2

※「消防白書」（消防庁発行）から作成

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年 (暦年)	運転免許 保有者数		男		女	
	保有者数	保有率	保有者数	保有率	保有者数	保有率
	人	%	人	%	人	%
1970	26,449,229	34.3	21,683,599	58.0	4,765,630	12.0
1975	33,482,514	40.3	26,106,101	64.7	7,376,413	17.2
1980	43,000,383	49.0	30,408,233	71.4	12,592,150	27.9
1985	52,347,735	56.2	34,277,091	75.9	18,070,644	37.7
1990	60,908,993	61.4	38,028,875	79.0	22,880,118	44.9
1991	62,553,596	62.4	38,773,374	79.6	23,780,222	46.1
1992	64,172,276	63.3	39,482,617	80.2	24,689,659	47.4
1993	65,695,677	64.3	40,143,572	80.8	25,552,105	48.6
1994	67,205,667	65.3	40,793,347	81.6	26,412,320	49.9
1995	68,563,830	66.0	41,406,176	82.0	27,157,654	50.8
1996	69,874,878	66.8	41,973,336	82.6	27,901,542	51.8
1997	71,271,222	67.7	42,578,341	83.3	28,692,881	53.0
1998	72,733,411	68.7	43,223,086	84.1	29,510,325	54.1
1999	73,792,756	69.3	43,601,205	84.5	30,191,551	55.0
2000	74,686,752	69.8	43,865,900	84.5	30,820,852	55.9
2001	75,550,711	70.2	44,143,259	84.6	31,407,452	56.6
2002	76,533,859	70.9	44,489,377	85.1	32,044,482	57.5
2003	77,467,729	71.5	44,786,148	85.4	32,681,581	58.4
2004	78,246,948	72.0	45,020,226	85.7	33,226,722	59.2
2005	78,798,821	72.3	45,135,941	85.6	33,662,880	59.9
2006	79,329,866	72.7	45,257,391	85.8	34,072,475	60.5
2007	79,907,212	73.1	45,412,614	86.0	34,494,598	61.1
2008	80,447,842	73.6	45,517,585	86.1	34,930,257	61.8
2009	80,811,945	73.9	45,539,419	86.3	35,272,526	62.4
2010	81,010,246	73.6	45,487,010	85.7	35,523,236	62.4
2011	81,215,266	73.9	45,448,263	85.7	35,767,003	62.9
2012	81,487,846	74.2	45,437,260	85.8	36,050,586	63.4
2013	81,860,012	74.6	45,463,791	85.9	36,396,221	64.1
2014	82,076,223	74.8	45,430,245	85.9	36,645,978	64.5
2015	82,150,008	74.7	45,344,259	85.5	36,805,749	64.7
2016	82,205,911	74.7	45,255,994	85.3	36,949,917	64.9
2017	82,255,195	74.8	45,133,771	85.0	37,121,424	65.3
2018	82,314,924	74.9	44,994,702	84.8	37,320,222	65.7
2019	82,158,428	74.8	44,778,696	84.4	37,379,732	65.8
2020	81,989,887	76.5	44,596,553	86.5	37,393,334	67.2
2021	81,895,559	74.7	44,459,560	84.0	37,435,999	66.0
2022	81,840,549	74.8	44,330,965	84.0	37,509,584	66.3
2023	81,862,728	75.0	44,242,057	84.0	37,620,671	66.7

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「国勢調査」または「人口推計」（各年10月1日現在人口（補間補正を行っていないもの））によります。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第41表 年齢別・男女別免許保有者の前年比較〈2022年・2023年〉

区分 年齢別	2022年			2023年			増減率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	人	人	人	人	人	人	%	%	%
16歳	12,085	4,183	16,268	12,918	4,235	17,153	6.9	1.2	5.4
17歳	27,021	9,206	36,227	28,688	9,220	37,908	6.2	0.2	4.6
18歳	105,363	73,292	178,655	101,001	68,549	169,550	-4.1	-6.5	-5.1
19歳	323,269	262,305	585,574	316,773	250,991	567,764	-2.0	-4.3	-3.0
16～19歳	467,738	348,986	816,724	459,380	332,995	792,375	-1.8	-4.6	-3.0
20～24歳	2,509,576	2,149,523	4,659,099	2,475,187	2,115,827	4,591,014	-1.4	-1.6	-1.5
25～29歳	2,842,292	2,503,825	5,346,117	2,855,492	2,509,112	5,364,604	0.5	0.2	0.3
30～34歳	3,008,915	2,681,221	5,690,136	2,954,546	2,630,178	5,584,724	-1.8	-1.9	-1.9
35～39歳	3,474,083	3,156,530	6,630,613	3,385,562	3,066,029	6,451,591	-2.5	-2.9	-2.7
40～44歳	3,859,389	3,556,457	7,415,846	3,771,132	3,472,712	7,243,844	-2.3	-2.4	-2.3
45～49歳	4,581,534	4,236,509	8,818,043	4,411,870	4,079,170	8,491,040	-3.7	-3.7	-3.7
50～54歳	4,602,417	4,256,715	8,859,132	4,702,261	4,354,205	9,056,466	2.2	2.3	2.2
55～59歳	3,895,021	3,585,175	7,480,196	4,006,428	3,699,807	7,706,235	2.9	3.2	3.0
60～64歳	3,500,601	3,161,886	6,662,487	3,531,467	3,211,249	6,742,716	0.9	1.6	1.2
65～69歳	3,362,346	2,876,433	6,238,779	3,324,672	2,896,353	6,221,025	-1.1	0.7	-0.3
70～74歳	3,775,005	2,783,320	6,558,325	3,590,349	2,743,988	6,334,337	-4.9	-1.4	-3.4
75歳以上	4,452,048	2,213,004	6,665,052	4,773,711	2,509,046	7,282,757	7.2	13.4	9.3
計	44,330,965	37,509,584	81,840,549	44,242,057	37,620,671	81,862,728	-0.2	0.3	0.0

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 各年12月末現在の数値

第42表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総 損害額	態様	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 者		出典
						性別 年齢	職 業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	2011/11/1	2009/12/27	男 41歳	眼 科 医 開 業	自保ジャーナル 1870号
45,381	後遺	札幌地裁	平成27年(ワ)第 558号	2016/3/30	2009/1/7	男 30歳	公 務 員	自保ジャーナル 1991号
45,375	後遺	横浜地裁	平成27年(ワ)第 24号 平成27年(ワ)第 1005号	2017/7/18	2012/11/1	男 50歳	コ ン サ ル ト タ ン	自保ジャーナル 2008号
45,063	後遺	札幌地裁	平成31年(ワ)第 361号	2021/8/26	2012/8/17	男 19歳	大 学 生	自保ジャーナル 2108号
43,961	後遺	鹿児島地裁	平成27年(ワ)第 368号	2016/12/6	2010/11/9	女 58歳	専 門 学 校 教 諭	自保ジャーナル 2001号
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	2011/12/27	2003/9/14	男 21歳	大 学 生	自保ジャーナル 1865号
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	2011/2/18	2007/4/13	男 20歳	大 学 生	自保ジャーナル 1851号
39,095	後遺	神戸地裁	平成26年(ワ)第 1026号	2017/3/30	2009/12/3	男 32歳	ティーチング アシスタント	自保ジャーナル 1999号
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	2005/5/17	1998/5/18	男 29歳	会 社 員	交 民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	2007/4/10	2002/12/11	男 23歳	会 社 員	自保ジャーナル 1688号
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	2014/8/27	2010/7/20	男 7歳	小 学 生	自保ジャーナル 1947号
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	2006/6/21	2002/11/9	男 38歳	開 業 医	交 民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	2009/11/17	2004/1/21	男 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 1823号
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	2004/6/29	1997/4/24	男 25歳	大学研究科在籍	交 民 37巻3号838頁
35,929	後遺	神戸地裁 伊丹支部	平成27年(ワ)第 323号	2018/11/27	2010/7/22	女 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 2039号
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	2012/3/16	2007/10/26	男 25歳	美 容 室 店 長	自保ジャーナル 1874号
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	2006/9/27	2001/10/4	男 37歳	ア ル バ イ ト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	2007/1/31	1996/10/21	女 18歳	高 校 生	交 民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	2007/6/8	2003/5/22	女 25歳	会 社 員	自保ジャーナル 1737号
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	2005/7/20	2000/8/18	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 1610号

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等により当機構で把握した事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
- ※4 出典欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第43表 交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	出典
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第1882号	1994/7/19	1985/5/29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,450	東京地裁	平成3年(ワ)第11143号 平成4年(ワ)第2602号	1996/7/17	1991/2/23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 第1860号
12,036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第314号	1980/7/18	1975/3/1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	2011/12/7	2007/4/19	トレーラー	自保ジャーナル 1866号
11,347	千葉地裁	平成6年(ワ)第1104号	1998/10/26	1992/9/14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第508号	2000/6/27	1996/9/26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第6468号	2008/5/14	1999/9/25	積荷	自保ジャーナル 1753号
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第1671号	2004/1/16	2001/3/9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1535号
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	2001/12/25	1999/11/5	4階建ビル	自動車保険新聞 第1860号
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	2001/8/28	1999/5/16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 1435号
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第6146号 平成14年(ワ)第9119号	2002/12/25	2001/3/28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成7年(ワ)第555号 平成8年(ワ)第472号	1997/8/14	1994/10/5	大型貨物車3台・ 積荷	自保ジャーナル 1241号
2,629	名古屋地裁	平成4年(ワ)第1562号 平成5年(ワ)第3123号 平成6年(ワ)第57号	1994/9/16	1991/3/20	観光バス	自保ジャーナル 1103号
2,389	名古屋地裁	平成3年(ワ)第2159号	1992/10/28	1991/4/23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No. 2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第156号	2011/11/25	2009/3/11	店舗 (ペットショップ)	自保ジャーナル 1868号
2,082	東京地裁	平成6年(ワ)第25073号	1995/11/14	1994/2/22	観光バス	自保ジャーナル 1136号
2,057	東京高裁	平成2年(ホ)第1098号 平成3年(ホ)第3591号 平成4年(ホ)第3621号 平成4年(ホ)第293号 平成4年(ホ)第695号	1993/6/24	1979/7/11	トラック2台・ 積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第1798号 平成10年(ワ)第3444号 平成11年(ワ)第96号 平成11年(ワ)第1482号 平成12年(ワ)第783号	2000/6/28	1997/10/8	フルトレーラー・ 積荷	自保ジャーナル 1407号
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成9年(ワ)第122号	1999/1/29	1996/9/3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1306号
1,739	大阪地裁	平成8年(ワ)第13351号 平成9年(ワ)第3553号	1999/2/4	1994/10/4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 1373号

※1 上記判例は、判例掲載誌等により当機構で把握した事例を対象としています。

※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。

※3 出典欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅲ 自動車保有登録関係

第44表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用						貨 物				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん引 車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018
2016	18,387,005	58,466	20,873,028	173,466	21,761,335	61,253,300	1,453,320	886,505	3,451,829	72,328	166,554
2017	18,828,814	58,615	20,477,617	168,736	22,051,124	61,584,906	1,459,231	898,780	3,436,213	72,399	170,909
2018	19,209,478	59,376	20,012,028	164,798	22,324,893	61,770,573	1,473,399	912,767	3,428,428	72,954	175,792
2019	19,555,497	59,413	19,504,253	161,245	22,528,178	61,808,586	1,486,117	926,279	3,420,834	73,227	181,759
2020	19,918,231	57,083	19,052,461	153,726	22,735,611	61,917,112	1,502,123	931,236	3,420,039	72,764	185,669
2021	20,215,440	55,721	18,596,494	149,383	22,850,114	61,867,152	1,514,978	932,109	3,418,629	72,634	190,292
2022	20,514,938	55,120	18,165,212	147,147	23,070,718	61,953,135	1,526,215	928,352	3,429,440	72,664	194,866
2023	20,926,519	56,552	17,623,597	146,106	23,226,180	61,978,954	1,531,808	928,028	3,423,033	72,148	198,524

※1 「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成（※2を除く）
 ※2 原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べから作成
 ※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車		合計	原動機付 自転車	小型特殊車	年度
軽四輪車・ 軽三輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大型 特殊車	小型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	2010
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	2011
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	2012
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	8,203,674	2,102,642	2013
8,623,545	14,652,701	116,235	111,344	1,189,722	158,069	335,522	1,611,089	1,978,462	80,670,393	7,984,980	2,094,720	2014
8,520,458	14,539,289	116,861	113,742	1,201,417	159,433	339,164	1,628,461	1,970,471	80,900,730	7,708,716	2,093,650	2015
8,420,858	14,451,394	116,970	115,823	1,217,423	160,011	342,596	1,641,580	1,961,109	81,260,206	7,446,286	2,076,149	2016
8,345,314	14,382,846	117,361	116,181	1,230,970	160,398	345,853	1,657,613	1,966,973	81,563,101	7,199,624	2,065,488	2017
8,321,590	14,384,930	117,246	115,746	1,241,976	160,724	348,802	1,680,416	1,968,905	81,789,318	6,984,757	2,056,749	2018
8,278,918	14,367,134	116,250	114,801	1,253,805	160,363	351,934	1,704,542	1,972,367	81,849,782	6,766,681	2,052,040	2019
8,284,012	14,395,843	112,143	110,183	1,266,360	159,701	354,133	1,748,026	2,014,251	82,077,752	6,624,376	2,064,187	2020
8,298,878	14,427,520	108,790	107,626	1,277,049	159,538	356,573	1,811,815	2,058,881	82,174,944	6,543,516	2,073,226	2021
8,365,410	14,516,947	105,727	106,453	1,288,617	159,995	359,158	1,872,776	2,088,542	82,451,350	6,447,387	2,072,148	2022
8,369,719	14,523,260	103,876	106,227	1,298,920	159,894	362,110	1,918,542	2,116,890	82,568,673	-	-	2023

※4 特種(殊)用途用軽四輪車は、2009年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。

※5 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第45表 都道府県別自動車保有車両数（2024年3月末）

都道府県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物 車	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道	3,803,036	2,791,921	678,508	12,563
青森	999,304	721,118	213,757	3,476
岩手	1,022,813	737,167	220,810	3,050
宮城	1,708,858	1,304,561	290,394	4,525
秋田	797,213	579,750	168,199	2,006
山形	925,947	686,720	183,799	2,224
福島	1,648,974	1,217,030	323,392	4,430
茨城	2,650,029	2,001,139	486,838	6,372
栃木	1,753,676	1,347,910	290,216	4,096
群馬	1,818,146	1,387,750	319,896	3,396
埼玉	4,218,099	3,249,821	647,403	9,799
千葉	3,732,930	2,855,836	619,538	11,156
東京都	4,431,703	3,146,918	666,736	15,448
神奈川県	4,067,157	3,064,499	574,973	11,397
山梨県	772,974	563,166	156,310	1,913
新潟県	1,830,465	1,383,849	331,353	5,034
富山県	900,764	707,216	146,499	1,661
石川県	922,024	728,259	146,657	2,383
長野県	1,922,533	1,385,052	420,646	4,559
福井県	672,126	512,685	123,175	1,719
岐阜県	1,691,765	1,297,918	298,502	3,897
静岡県	2,913,842	2,228,777	487,978	5,409
愛知県	5,361,074	4,225,796	795,452	9,808
三重県	1,530,793	1,162,660	278,285	3,032
滋賀県	1,064,829	820,172	180,026	2,418
京都府	1,341,592	998,673	238,170	4,460
大阪府	3,829,675	2,798,963	674,390	10,402
奈良県	838,681	651,392	135,162	2,010
和歌山県	757,550	542,700	160,977	1,480
兵庫県	3,059,252	2,321,481	494,688	7,624
鳥取県	469,026	346,548	99,109	1,061
島根県	554,225	408,468	117,655	1,563
岡山県	1,555,302	1,164,565	297,081	2,741
広島県	1,921,262	1,465,388	325,997	4,727
山口県	1,068,303	815,104	193,740	2,196
徳島県	619,127	455,823	128,524	1,383
香川県	797,772	594,477	152,739	1,575
愛媛県	1,026,617	744,610	216,891	2,020
高知県	561,662	394,545	128,944	1,214
福岡県	3,475,757	2,653,954	581,301	9,521
佐賀県	691,576	513,367	136,220	1,810
長崎県	958,546	700,863	185,468	3,835
熊本県	1,412,430	1,048,541	285,758	3,354
大分県	932,181	696,596	184,458	2,121
宮崎県	955,881	680,292	210,079	1,846
鹿児島県	1,366,734	964,035	311,979	3,933
沖縄県	1,214,448	910,879	214,588	3,456
合 計	82,568,673	61,978,954	14,523,260	210,103

※1 「自動車保有車両数・月報（令和6年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成

※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第46表 新車登録台数の推移

年 (暦年)	普通乗用車		小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車 (四輪・三輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	合 計
	台	台	台	台	台	台	
2019	1,585,030 (0.2)	1,231,589 (△5.9)	151,429 (3.0)	248,355 (3.7)	91,545 (△1.0)	3,307,948 (△1.8)	
2020	1,369,300 (△13.6)	1,103,309 (△10.4)	133,286 (△12.0)	210,886 (△15.1)	85,663 (△6.4)	2,902,444 (△12.3)	
2021	1,445,404 (5.6)	948,271 (△14.1)	130,459 (△2.1)	212,213 (0.6)	83,340 (△2.7)	2,819,687 (△2.9)	
2022	1,344,641 (△7.0)	873,740 (△7.9)	103,576 (△20.6)	194,411 (△8.4)	70,057 (△15.9)	2,586,425 (△8.3)	
2023	1,756,347 (30.6)	890,222 (1.9)	119,981 (15.8)	212,081 (9.1)	78,559 (12.1)	3,057,190 (18.2)	

※1 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一般社団法人 日本自動車販売協会連合会発行)から作成

※2 各年の数値は、12月末時点のものです。

※3 軽自動車を除きます。

※4 ()内は、対前年増減率(%)です。

第47表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗 用 車			貨 物 車			乗 合 車		
	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
2019	13.53	13.50	13.51	17.71	14.22	15.31	20.77	16.46	18.31
2020	13.87	13.87	13.87	17.99	14.65	15.73	19.99	17.26	18.38
2021	13.61	14.01	13.84	18.49	14.56	15.84	21.53	18.56	19.74
2022	12.96	13.84	13.42	18.62	14.70	15.96	22.49	19.06	20.41
2023	12.75	13.88	13.32	18.32	14.92	16.08	22.24	17.04	19.18

※1 「わが国の自動車保有動向」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

Ⅳ 法令関係

第48表 後遺障害等級表

※2010年6月10日以降発生 of 事故に適用

<自動車損害賠償保障法施行令別表第一>

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

<自動車損害賠償保障法施行令別表第二>

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの 	1,296万円
第7級	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの 	1,051万円
第8級	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの 	819万円

第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

等級	後遺障害	保険金額
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	616万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- ・ 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
 - ・ 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
 - ・ 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

2024年度（2023年度統計）

自動車保険の概況

2025年4月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300（代表）

URL <https://www.giroj.or.jp/>
